

芦屋市史

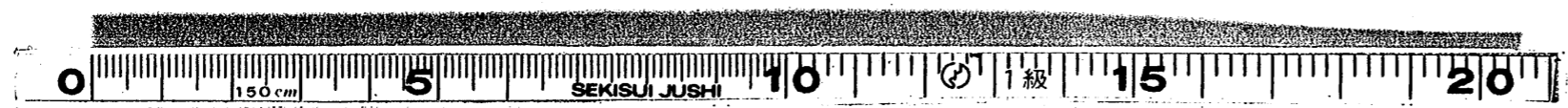
年表



宮崎市史年表



市長公室公聴広報課広報係



正誤表

頁 西紀

月日

誤

正

12

一二〇五

三月廿六日

つげのを櫛も

つげのを櫛も

13

一二五一

十月廿七日

津守国冬の歌

削除(同歌は続後拾遺集にあり)

18

一四三八

八月廿三日

夜や寒き

夜や寒き

89

一九四五

十一月一日

男五、三〇〇

男一五、三〇〇

103

一九五一

七月廿日

農業改良委員会

農業改良委員会

106

一九五二

五月廿八日

久保幸夫

久保幸夫

108

〃

五月

花原ゴルフ場が開場

削除

〃

〃

十月五日

高橋秀吾・岩田宗太郎・長谷川利彦・松木兼一の四氏が当選

長谷川利彦・松木兼一の二氏が当選(改選は二氏のみ)

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

93

一九四七

六月廿四日

部課設置條例の改正により総務・民生・教育の三部がおかれた(市役所記録)

追加

本書でお気付の点は、教育委員会文化課(芦屋市川西町)まで御一報下さるようお願い致します

魚澄惣五郎編

芦屋市史年表

兵庫縣芦屋市教育委員会

芦屋市史年表の発刊にあたって

戦後、国内各地における地方文化は一途に向上展開を示して来ましたが、就中、郷土史の科学的な調査研究活動はその最も著るしいものの一つと目されているのであります。幸い芦屋市におきましては、まさに教育委員会の設置されるに伴い、年来の懸案でありました郷土史編集の企画を具体化しまして、日本学術会議のメンバーであり、又わが国史学界の權威である魚澄惣五郎博士にその実施方を御依頼いたしました処、極度の御多忙にも不拘、協力者と共にお引受け下さつたことは、御同慶にたえない次第であります。

わが芦屋市には、旧象の歯の化石の出土をはじめとし、石器時代、古墳時代を経て、歴史時代の各期の遺物、遺跡、史実、伝説等をとどめており、古代から日本人の好んで住居を定めた地でありましたが、科学の対象としての確固たる資料の所在については不十分なるものがあり、学者としての博士達の仕事は困難に当面せざるを得なかつたことと想像されます。ことに

その第一着手が年表編集であつたのは、資料不揃にともない、まことに御厄介の事であつたと
思われますが、博士と氏の協力者の熱意と御好意により、ここに「芦屋市史年表」の発刊を見
た次第であります。

いふまでもなく、史料史実の調査は際限のないことであり、さらに増補改訂の必要を生ずる
ことは、郷土史編集事業の進捗にともなう当然の結果と考えられ、機を見てさらに充実した新
版が出来る日のあることが期せられます。

この事業の進捗に御協力下さつた市民各位、関係各方面に謝意を表し、又一層のお力ぞえを
お願いして序文にかえる次第であります。

昭和二十八年三月

兵庫縣芦屋市教育委員會

序

過去は現実を生きているし、現実もまた未来に生きている。時の流れが生活の持続をささえ、
政治や経済の変革もこの持続をまつたく断ち切ることは出来ない。つまり好むと好まざるにかか
わらず、われわれは歴史の中に生きているわけである。この歴史こそ人間の叡智の共同資産とも
いふべきもので、過去の人々がながい間にわたる営爲のあとについての知識は、現在の決定を援
けてくれる。爲政者も農民も商人も社会的に有効な手を打とうとする場合には、いつも歴史を利
用する。しかしその歴史を正確に把握することはなかなかむづかしい。

終戦後、堰を切つたように各地で府県市町村史の編集事業が盛んに起つてきた。しかし今迄に
よくあつたような、単に懐古的なお国自慢のような郷土史は私達の望むところではない。郷土史
も新しい視野から、これを構成せねばならない。過ぎにし社会の実態に深いボーリングを打ち
込まねばならない。それにはまず史料の蒐集とその批判という煩わしい問題が横たわつてい
る。芦屋市史の編集を委嘱された私達としては、できるだけ早くまとめあげて、市当局の期待にそ
たいと思つてゐる。

はじめ芦屋市教育委員会が芦屋市史編述を思い立たれたには、いろいろの理由からでもあらうと思われるが、要するに市民生活の根底に歴史性を培うことにあると思われる。芦屋市が今日見るような近代的都市に成長したのは極めて新しいことで、そのかみ西攝の眇たる一寒村にすぎなかつたことを思えば、まことに滄桑の変である。この間の歴史の推移を掘り下げて研究することは、また学問的にも興味深いことであろう。私達編集委員は昨年来史料、文献の探訪蒐集にあつたが、その調査のかたわら、まず第一着手として詳細な年表の作成にとりかかつた。いうまでもなく完成された市史ができてから、年表ができるのが普通の順序であるが、このたびはその逆で、まず可能なかぎりぐわしい年表をつくり、それによつて鳥瞰する道をひらき、さらによりよき市史の完成を庶幾したわけである。もとよりこの年表が史実の記載に繁簡そのよろしきを得なかつたり、また記事の正確さにおいても誤謬をとまなつていないかと、ひそかに危惧する次第である。また伝承説話のものもなるべくみだりに捨てないようにし、いささか煩わしいけれどもその依拠した文献史料を一々掲げて参考に資し、読者の批判をまづこととした。終りに本年表編集にあたり終始便宜を与えられた市当局の方々や、史料文書を襲藏されている諸家の御援助に対し深く謝意を表したい。

昭和二十八年三月

魚澄惣五郎

凡 例

一、この年表は、五九三年（推古元年）より一九五二年（昭和二十七年）末までの「芦屋」に関する史実を編年したものであるが、まづたく伝承にすぎないもの、「芦屋」には直接に関係はなくても周辺史として意味のあるものなども載せておいた。最初の記事が周辺史で始まっているように、殊に時代の遡るほどそれが多く、時代の降るにつれて主として「芦屋」に直接に関係するものに限るようになっている。また「芦屋」には、石器時代から古墳時代の遺蹟も少くなく、推古以前の古い所伝もないではないが、それらについては別の機会に譲ることとした。

一、各年の見出しは、例えば

一八六八・明治元・明治

などの如く、まず西暦紀元をゴシック体活字で示し、ついで日本年号及び天皇を記しておいた。なお、南北朝時代には、西紀について南朝及び北朝の年号・天皇を並記しておいた。

一、本文記事はすべて月日にかけて記している。しかし、日の未詳或は不定のものは、その月の記事の終りに「何月」としてまとめて掲げている。また月日ともに不明のものは、その年の終りに「この年」としてまとめて載せている。正確な年月日の未詳或は不定のもので、ほぼ抛りうるものがある時は、関係年月日にかけて「この頃」として記しておいた。

一、各記事の末尾には抛りどころとなつた史料・文献を（ ）をつけて小文字で附記しておいた。そのうち特に※印を附したものは、本書巻末に解題を施してあるものである。

一、本文下段の「参考」の欄は、本文の補足乃至は日本史・世界史上の事件を参考のために掲げたものである。その記事は原則として各年のはじめに日本の出来事を月日の順に従つて記し、終りに国外の事件を附記している。

芦屋市史年表

西紀 年号 天皇

- 五九三・推古元・推古
この年、四天王寺を難波荒陵に造つた（日本書紀）
- 六四五・大化元・孝徳
十二月九日、都を難波長柄豊碓宮に遷した（日本書紀）
- 六四六・大化二・孝徳
一月一日、改新の詔を宣し新令四條を下した（日本書紀）
- 六七六・白鳳四・天武
二月九日、大倭・河内・攝津・山背・播磨・淡路・但馬等の国々からよく歌う男女や侏儒・伎人を選び貢させた（日本書紀）
- 六七七・白鳳五・天武
十月十四日、内大錦下丹比公麻呂を攝津職大夫とした（日本書紀）
- 六八九・持統三・持統
八月十六日、攝津国武庫海一千歩の内に漁獵を禁断した（日本書紀）
- 七〇二・大宝二・文武
十月十四日、大宝律令を天下諸国に頒つた（続日本紀）
- 七〇六・慶雲三・文武
二月十六日、攝津・出雲等七国が飢饉のため賑恤した（続日本紀）

五九三—七〇六

参 考

- 五九三 厩戸豊聰耳皇子（聖德太子）が皇太子・攝政となつた
- 六〇四 はじめて曆日を用いた
- 六四五 大化改新
- 六六三 わが百濟救援軍が白村江で敗れた
- 六六八 新羅が半島を統一した
- 六七〇 庚午年曆をつくつた
- 六七二 壬申の乱
- 六九三 諸國に桑等を植えさせた
- 七〇〇 刑部親王・藤原不比等らに律令を撰定させた
- 七〇一 大宝律令が成つた

七〇八・和銅元・元明

一月十一日、武蔵国秩父郡から和銅を献じたので改元し、天下に大赦を行い、老人に親を与え、諸国の郡司に位一階を加えた(統日本紀)

七一三・和銅六・元明

二月十五日、詔して平城遷都の挙を天下に告げた(同右)
五月二日、国郡郷名に二字の好字を用い、諸国に風土記をつくらしめた(統日本紀)

七一五・靈龜元・元明

五月廿五日、攝津・紀伊等五国が飢饉のため賑貸を行った(統日本紀)

七一九・養老三・元正

二月三日、はじめて天下の百姓をして襟を右にせしめた(統日本紀)

七三二・天平四・聖武

これより先、或は養老年間(七一七-七二三)か、高橋蟲麿が「菟原処女の墓を見る歌一首並に短歌」を作った。その歌に「葦の屋のうなひ処女の八年児の片生の時ゆさばなりに髪たぐまでに並び居る……」とあり、反歌には「葦の屋のうなひ処女の奥つきを往き來と見ればねのみし泣かゆ」と見える(万葉集卷九)

七三八・天平一〇・聖武

八月廿六日、諸国をして国郡の地図を上進せしめた(統日本紀)

七四一・天平一三・聖武

三月廿四日、国ごとに国分僧寺・国分尼寺を設置させた(統日本紀)

七〇八 和同開珎を鑄造した

七一〇 平城遷都

七一三 古事記が成った

七一五 渤海國がおこった

七一七 唐の玄宗「開元の治」

七一八 吉備眞備・阿倍仲麻呂が入唐した

七二〇 養老律令制定

七二二 日本書紀が成った

七二七 墨田の奨励(三世一身法)

七三二 渤海の使がはじめてきた

七三一 大伴旅人歿

七三三 山上憶良(七四)歿

七三四 諸國に大地震があつた

七三七 疫瘡が流行して死者が多かつた、藤原房前・藤原武智麻呂・宇合ら歿

七四〇 藤原廣嗣が筑紫で叛した

七四三・天平一五・聖武

五月廿七日、梨田の永世私有が許された(統日本紀・類聚三代格)

七四四・天平一六・聖武

この年、田辺福麿が「葦屋処女の墓を過ぐる時、作れる歌一首並に短歌」を作った。その歌に「古のますらをとこのあひ鏡ひ妻問ひしけむ葦の屋のうなひ処女の奥津城を……」とあり、反歌に「古の小竹田をとこの妻問ひしうなひ処女の奥津城をこれ語りつぐからにもこた恋しきを直目に見けむ古をとこ」(万葉集卷九)

七四七・天平一九・聖武

二月十一日、このころ攝津国菟原郡内水田三町六反二八八歩が法隆寺領となつていた(法隆寺伽藍縁起並流記資財帳)

七五〇・天平勝宝二・孝謙

五月六日、大伴家持が「処女墓歌に追和する一首並に短歌」を作った。その歌に「古にありけるわざのくすはしき事と云ひ繼ぐちぬをとうなひをとこのうつせみの名を争ふとたまきはる……」とあり、反歌に「処女らの後のしるしと黄楊小櫛生ひかはり生ひて靡きけらしも」(万葉集卷十九)

七五三・天平勝宝五・孝謙

九月五日、攝津国では南風大いに吹き津波の害を受けた(統日本紀)
十二月十一日、攝津国の津波をうけた諸郡の今年の田租を免じた(同右)

七五六・天平勝宝八・孝謙

三月二日、詔して河内・攝津二国の田租を免じた(統日本紀)

七〇八-七五六

七四三 聖武天皇が詔して大仏の造立を發願された

七四六 諸寺の諸國墾田・園地を買い寺地となすを禁じた

七四九 大僧正行基(八〇)歿

七五二 聖武天皇讓位

七五四 東大寺大仏開眼

七五五 唐僧鑑真ら八人渡來

七五五 唐で安祿山の乱が起つた

七五六 聖武天皇(五六)崩

奈良時代—平安時代

- 七六三・天平宝字七・淳仁
六月廿七日、攝津・山背二国が疫のため賑給した(統日本紀)
十二月廿一日、攝津等三国が飢饉のため賑給した(同右)
- 七六四・天平宝字八・淳仁
三月十四日、攝津・播磨等五国が飢饉のため賑給した(統日本紀)
- 七六五・天平神護元・称徳
五月九日、このころ葦屋倉人嶋廣は内匠從八位上勳七等に敘せられていた(正倉院文書)
- 七六七・神護景雲元・称徳
八月十六日、改元して天下諸国にこの年の田租を免じ、また老人に租をたまわつた(統日本紀)
- 七六九・神護景雲三・称徳
六月七日、攝津国菟原郡の人正八位下倉人水守ら十八人に姓大和連をたまわつた。大和連は、姓氏錄攝津神別に、神知津彦命十一世孫御物足尼之後也と見えている(統日本紀・新撰姓氏錄)
- 七七二・宝龜三・光仁
三月六日、永興禪師ら十禅師は持戒・看病等清行で名高かつたので、詔して供養を宛ててその身を終えしめた。永興は諸樂の左京興福寺の沙門で、俗姓は葦屋君氏、一に市住氏と云い、攝津国手島郡の人であつた。孝謙(称徳)天皇の時、紀伊国牟婁郡熊野村に住んで修行し菩薩と称された(統日本紀・日本靈異記)
- 七八三・延暦二・桓武
三月十二日、和氣朝臣清麻呂を攝津大夫となした(統日本紀)

- 七五八 藤原仲廣が惠美押勝の姓名を賜つた
- 七六〇 光明皇后(六〇)崩
- 七六四 惠美押勝を討滅した
- 七六五 諸国人民がほしいままに鵜田を占める事を禁じた
- 七六六 僧道鏡が法主になつた
- 七六九 大宰府をして始めて綿を輪せしめた
- 七六九 和氣清麻呂を大隅に配流
- 七七二 僧道鏡が下野の配所に歿
- 七七五 吉備真備(八三)歿

- 七八六・延暦五・桓武
九月廿一日、攝津職の請により駅戸の調を免除し、畿内諸国もこの例に准ぜしめた(統日本紀)
- 七九三・延暦二二・桓武
三月九日、太政官符を以て攝津職を傳め国司となし、職名を改めて国となした(日本紀略・類聚三代格・類聚国史)
- 八〇〇・延暦一九・桓武
十月四日、山城・大和・河内・攝津等諸国の民二萬人を發して葛野川堤を修した(日本紀略)
- 八〇四・延暦二三・桓武
二月廿五日、攝津国が飢饉のため使を遣して賑給した(日本後記)
五月廿三日、攝津国より、頻歲登らず百姓食に乏しく、加うるに春夏水害を以てし、資糧亦尽きたため、正税二万束を貧民に仮貸することを請うたので、これを許した(同右)
- 八〇五・延暦二四・桓武
十一月廿日、攝津国治を江頭に遷すを許した(日本後記)
- 八一五・弘仁六・嵯峨
七月廿日、萬多親王らが勅により新撰姓氏錄三十卷を奏進した。その攝津諸藩に、葦屋漢人は石占忌寸と同祖で阿智王の後であると見えている。同じく村主は、葦屋村主と同祖で意宝荷羅支玉の後とあり和泉諸藩に葦屋村主は百濟国意宝荷羅支玉より出たとある(同書)
- 八一七・弘仁八・嵯峨
七月十七日、攝津国で海潮暴溢して二二〇人を漂殺した(日本紀略)

- 七八五 淡海三船(六四)歿
- 七八八 最澄が延暦寺を創建した
- 七九四 平安遷都
- 七九七 統日本紀が成つた
- 七九九 和氣清麻呂(六七)歿
- 八〇一 坂上田村麻呂蝦夷平定
- 八〇四 坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じた
- 八〇四 最澄・空海が唐に渡つた
- 八〇五 最澄が天台宗を開いた
- 八〇六 空海が真言宗を唱えた
- 八一〇 始めて藏人所をおいた
- 八一〇 藤原薬子の乱が起つた
- 八一四 班田を奮励した
- 八一五 畿内等に茶を植えさせた
- 八一六 檢非違使をおいた

平安時代

八二一・弘仁二・嵯峨

十月廿四日、詔して河内・山城・攝津三国の水害にて資産を流失した百姓の今年の租税を免じ賑給を加えた(類聚国史)

八三二・天長九・淳和

八月廿日、河内・攝津兩國では大雨大風のため洪水汎溢し堤防決壊した(日本紀略)

八四〇・承和七・仁明

五月廿五日、攝津國が飢饉のため賑給した(続日本後紀)

八四二・承和九・仁明

十月廿二日、彈正尹三品阿保親王(平城天皇皇子)が五十一才で歿したその葬日には勅使を遣して、承和の姿を未然に防いだ功を追賞し位一品を贈られた。親王は攝津國菟原郡芦屋庄打出村で歿したと傳える(続日本後紀・※竹園伝記・※阿保山親王寺縁起)

八四四・承和一・仁明

十月九日、攝津國より、去る天長二年正月二十一日、承和二年十一月二十五日、兩度の勅旨に依つて河内郡為奈野に國府を遷すこととなつたが、今國弊し民疲れ役を發すに堪えないから鴻臚館を以て國府となすことを請うたので、これを許した(続日本後紀)

八五〇・嘉祥三・文徳

九月十五日、攝津國島上郡より白蠟を献じたので、詔して島上郡の今年を免じ、又五畿内七道諸國の承和六年以前の調庸の未進をすべて免除した(文徳實錄)

八二二 最澄(五六)歿

八三五 空海(六三)歿

八四一 日本後記が成つた

八四二 嵯峨上皇(五七)崩
伴健之・橘逸勢らが反を謀り配流(承和の姿)

八五〇 みだりに山野を占めることを禁じた

八五三 百濟河成(七二)歿

八五七・天安元・文徳

八月七日、攝津國人散位從八位下岸田朝臣全繼をして兵仗を帯び笏を把り國中の非違を檢せしめた(文徳實錄)

八六六・貞觀八・清和

四月十一日、攝津・和泉等並に南海道諸國に下知して海賊を追捕せしめた(三代實錄)

八六七・貞觀九・清和

十一月十日、攝津・和泉・山陽・南海道等諸國に下知して、伊豫國に群居する海賊を追捕せしめた(三代實錄)

八七八・元慶二・陽成

六月廿七日、攝津國では連年の災旱で餓死者が路にみちる有様であつたので糶百斛を以て賑給を行つた(三代實錄)

八八〇・元慶四・陽成

五月廿八日、右近衛權中將在原朝臣業平(阿保親王の第五子、母は伊登内親王)が五六才で歿した。業平を中心とした伊勢物語には「昔男、津の國菟原葦屋の里に知る由して行きて住みけり」云々と見えている(三代實錄・伊勢物語)

八八五・仁和元・光孝

二月九日、勅して攝津國菟原郡官田二町一段を以て造墨長上栗劇新に給した(三代實錄)

八八六・仁和二・光孝

八月四日、攝津國嶋上・嶋下・豊嶋・河辺・武庫・菟原・八部・能勢八箇郡官田四七町一段一二二歩を主計寮栗劇并番上新に給した(三代實錄)

八二一—八八六

八六二 真如法親王入唐

八六四 富士山噴火

八六六 藤原良房が摂政となつた

八六九 続日本後記が成つた

八七九 文徳實錄が成つた

八八四 藤原基経が関白の詔をうけた

平安時代

十月十九日、攝津国嶋上・嶋下・河辺・武庫・菟原・八部・有馬郡官田五二町八段三二一歩を典藥寮に賜わり月料田とした(三代実録)

八八七・仁和三・光孝

七月卅日、五畿内七道諸国に大地震があり、津浪のため多数の者が溺死した。中でも攝津国が最も甚しかった(三代実録)

八八八・仁和四・宇多

五月廿八日、去年の震災水害により、今年の租調を免除した(類聚三代格)

十二月廿五日、山城・河内・攝津三国の官田五七町余を陰陽寮官人以下の月料にあてた(同右)

八九一・寛平三・宇多

七月二日、畿内百姓で調物を貢しない者の戸田を没収して国写田とした(類聚三代格)

八九五・寛平七・宇多

十二月三日、大納言兼民部卿源能有を五畿内諸国の別当に補した(公卿補任)

八九八・昌泰元・醍醐

この年、京畿に群盜が起つた(日本紀略)

九一四・延喜一四・醍醐

八月八日、諸国の雑田を返進せしめ、その地子稻を正税に混合せしめた。諸国の地子帳・式例・地子交易物價を定めた(政事要略)

九二五・延長三・醍醐

十二月十四日、諸国に命じて風土記を勸進せしめた(政事要略・類聚符宣抄)

九二七・延長五・醍醐

十一月廿六日、藤原忠平らが延喜格十二卷、延喜式五十卷を撰上した。当時、攝津国の駅傳馬は草野・須磨各十三疋、葦屋十二疋であった。また保久良社が式内社に列した(延喜式)

九三一・承平年間・朱雀

この頃、攝津国は住吉・百濟・東生・西生・島上・島下・豊島・河辺・武庫・菟原・八部・有馬・能勢の十三郡を管した。菟原郡には賀美・葦原(葦屋と考えられる)・布敷・津守・天城・覺美・佐才・住吉が属した(和名類聚抄)

九三九・天慶二・朱雀

十二月廿一日、攝津・丹波など七国をして前伊豫掾藤原純友を召進せしめた(本朝世紀・日本紀略)

九八六・寛和二・一條

八月十五日、前攝津守源満仲が出家した(尊卑分脈・今昔物語)

九九四・正暦五・一條

十二月廿九日、攝津前司藤原正輔に在任中の税帳を越勘せしめた(類聚符宣抄)

一〇〇七・寛弘四・一條

十二月八日、攝津雑掌泰吉成が租帳勘済を請うた(類聚符宣抄)

一〇一一・寛弘八・三條

十二月廿六日、攝津国に対し四カ年の租帳を勘済させる宣旨を下した(類聚符宣抄)

八八六—一〇一一

八九二 菅原道真が類聚国史を撰上した

八九四 菅原道真の建議により遣唐使の発遣を停めた

八九七 諸国に桑漆を植えさせた

九〇一 菅原道真が大宰権帥に左遷された

九〇五 三代実録が撰上された

九〇七 古今和歌集が撰上された

唐が滅んだ

九二六 渤海が滅んだ

九二七 諸国に菅原田の開墾に努めさせた

九三五 新羅が滅んだ

九三八 空也が念仏宗を唱えた

九三九 平将門・藤原純友の乱

九六〇 宋が建国

九六二 神聖ローマ帝国成立

九七九 宋が中国を統一した

九八五 源信が往生要集を撰した

一〇〇六 このころ源氏物語が成立

平安時代—鎌倉時代

- 一〇二二・長和元・三條
十一月廿九日、前攝津守藤原方正に在任中の公文を勸えさせた。
(類聚符官抄)
- 一〇二三・長和二・三條
八月十四日、前攝津守藤原方正の籍居を免じた。(小右記)
- 一〇二一・治安元・後一條
七月廿四日、攝津守正四位下源頼光歿。
(尊卑分脈・小右記・日本紀略・古今著聞集・源氏系図等)
- 一〇四〇・長久元・後朱雀
九月廿五日、攝津守源資通・丹波守(姓不明)保家らに五節舞姫を獻上せしめた。(春記)
- 一〇四五・寛徳二・後冷泉
この年、官符を五畿七道に下して新しくできた莊園を停止させた。
(勘仲記)
- 一一七三・承安三・高倉
この年、平清盛は攝津大輪田泊に經ヶ島を築いた。
(參考源平盛衰記・山槐記・如是院年代記・歷代編年集成)
- 一一八〇・治承四・安德
二月廿日、清盛の奏請を許し太政官符を下して、大輪田泊修築のため和泉・河内・攝津並に山陽・南海諸国より田一丁別・畠二丁別に各一人を徴した。(玉葉・山槐記)
- 六月三日、攝津福原に都を遷した。(玉葉・百鍊抄・盛衰記・平家物語)
- 十一月廿六日、都を京師に復した。(吉記・山槐記・百鍊抄)

- 一〇二六 藤原道長が攝政となった
- 一〇一九 刀伊が入寇した
- 一〇二八 平忠常の乱
- 一〇八六 院政がはじまった
- 一一五六 保元の乱
- 一一五九 平治の乱
- 一一七五 法然が浄土宗を開いた
- 一一八〇 以仁王・源賴政拳兵
源賴朝拳兵

- 一一八一・養和元・安德
一月八日、諸国に謀反する者が多いので、前右近衛大將平宗盛を畿内および伊賀・伊勢・近江・丹波等の惣管とした。
(玉葉・百鍊抄・公卿宣下抄・參考源平盛衰記)
- 一一八二・壽永元・安德
三月十七日、院宣を下して兵糧米を諸国諸莊から徴收した。(吉記)
- 一一八四・壽永三・安德
二月七日、範頼・義経らが平氏を攝津の一谷に破った。
(吾妻鏡・平家物語)
- 二月廿二日、官宣旨を畿内七道諸国に下して兵糧米の徴收を停止させた。(玉葉・參考源平盛衰記)
- 一一八五・文治元・後鳥羽
十一月六日、源義経、大物浦で風浪に遭い一党離散したので和泉に渡り天王寺に泊った。(玉葉・百鍊抄・吾妻鏡)
- 十一月廿九日、源頼朝、諸国に守護地頭をおき段別五升の兵糧米を徴收することを勅許された。(吾妻鏡・百鍊抄・承久記・保曆間記・興福寺年代記・増鏡・北條九代記・神皇正統記)
- 一一八六・文治二・後鳥羽
二月廿八日、源頼朝は諸国莊園の兵糧米の徴收を停止した。(吾妻鏡)
- 一一九〇・建久元・後鳥羽
四月十八日、源頼朝は諸国の地頭が本所領家および国衙の所務を押妨するのを停止した。(吾妻鏡)
- 一一九四・建久五・後鳥羽
三月四日、攝津廣田社社司らは住吉社造管料のことで神輿を動かした
- 一〇二二—一〇二四

- 一一八一 平清盛(六四)歿
- 一一八三 木曾義仲が京都に入った
- 一一八四 木曾義仲が粟津で敗死
頼朝に令して平氏を討たしめた
- 一一八五 平氏、壇浦に滅亡
義経追捕の院宣が下った
- 一一八九 義経が陸奥の藤原泰衡に殺された
- 一一九一 栄西が宋より帰り禪宗を弘めた
- 一一九二 鎌倉幕府成立

鎌倉時代

そこで社司らを抑えて禁獄に処した(仲齊王記)
三月十七日、鎌倉幕府は諸国守護人が国領を犯すのを禁じた(吾妻鏡)

一一九六・建久七・後鳥羽

六月三日、僧重源の請により太政官符を下して、大輪田泊・魚住泊・江尻一洲の修築のため攝津・播磨等諸国に諸種の課徴を許し、国司をして諸事を執行せしめた(撰津古文書)

一一〇五・元久二・土御門

三月廿六日、藤原定家らが新古今和歌集を撰進した。集中に
いざり火の昔の光ほの見えてあしやのさとにとふ螢かな
蘆の屋の灘の塩やき暇なみつけのを桶のさゝずきにけり
在原業平朝臣

一一〇一・建曆二・順徳

九月十七日、幕府は問注所に幕府の寄進にかかわる石清水・住吉・廣田三社領の訴訟を裁決させた(吾妻鏡)

一一〇三・承久三・仲恭・後堀河

六月廿五日、幕府は藤原(長沼)宗政を攝津守護および藍莊地頭職に補した(菅川文書)

一一〇三・貞応二・後堀河

八月、宣旨を五畿七道に下して諸国の社寺領莊園に武士が狼藉することを禁止せしめた(承久三年四月日記・東大寺要録)

一一〇三・貞永元・後堀河

十月二日、藤原定家が新勅撰和歌集を撰進した。集中に
久安百首の歌奉りける旅の歌
遙かなるあしやの沖のうきねにも夢路は近き都なりけり
皇太后宮大夫俊成

一一〇一・建長三・後深草

十月廿七日、御子左為家が統後撰和歌集を撰進した。集中に
とへかしな芦屋の里のはるゝ夜に我すむ方の月はいかにと
少将内侍
文保の百首の歌奉りける時
津守国冬
芦屋がた月澄むかたの浦風に海士のたく火の煙だになし

一一〇一・正嘉二・後深草

九月廿一日、諸国に盜賊が蜂起したので、幕府は守護に命じて逮捕させ、隠閉する者を罰せしめた(吾妻鏡・新編追加)

一一〇五・文永二・龜山

十二月廿六日、御子左為家らが統古今和歌集を撰進した。集中に
名所の百首の御歌の中に
あしの屋の灘の塩屋の天の戸をおし明け方ぞ春は寂しき
順徳院御歌
建仁元年五十首の歌合に
いつもかくさびしき物か津の国のあしやの里の秋の夕暮
從二位家隆
千五百番歌合によませ給ひける
後鳥羽院御歌
蘆の屋のなだの塩くむ海士人もしほるに袖の暇なきまで
前大納言為家
明けわたるあしやの浦の波間より仄かに廻る紀路の遠山

一一〇九・弘安二・後宇多

十二月廿七日、御子左為氏が統拾遺和歌集を撰進した。集中に
弘長元年百首の歌奉りける時、五月雨を
衣笠内大臣
濡れてはす隙こそなけれ夏がりの芦屋の里の五月雨の頃
前中納言定家
百首の歌の中に
ほのゝと我住むかたは霧とめて蘆屋の里に秋風ぞよく

一一〇九・建久七・後鳥羽

六月三日、僧重源の請により太政官符を下して、大輪田泊・魚住泊・江尻一洲の修築のため攝津・播磨等諸国に諸種の課徴を許し、国司をして諸事を執行せしめた(撰津古文書)

一一〇五・元久二・土御門

三月廿六日、藤原定家らが新古今和歌集を撰進した。集中に
いざり火の昔の光ほの見えてあしやのさとにとふ螢かな
蘆の屋の灘の塩やき暇なみつけのを桶のさゝずきにけり
在原業平朝臣

一一〇一・建曆二・順徳

九月十七日、幕府は問注所に幕府の寄進にかかわる石清水・住吉・廣田三社領の訴訟を裁決させた(吾妻鏡)

一一〇三・承久三・仲恭・後堀河

六月廿五日、幕府は藤原(長沼)宗政を攝津守護および藍莊地頭職に補した(菅川文書)

一一〇三・貞応二・後堀河

八月、宣旨を五畿七道に下して諸国の社寺領莊園に武士が狼藉することを禁止せしめた(承久三年四月日記・東大寺要録)

一一〇三・貞永元・後堀河

十月二日、藤原定家が新勅撰和歌集を撰進した。集中に
久安百首の歌奉りける旅の歌
遙かなるあしやの沖のうきねにも夢路は近き都なりけり
皇太后宮大夫俊成

一一〇一・建長三・後深草

十月廿七日、御子左為家が統後撰和歌集を撰進した。集中に
とへかしな芦屋の里のはるゝ夜に我すむ方の月はいかにと
少将内侍
文保の百首の歌奉りける時
津守国冬
芦屋がた月澄むかたの浦風に海士のたく火の煙だになし

一一〇一・正嘉二・後深草

九月廿一日、諸国に盜賊が蜂起したので、幕府は守護に命じて逮捕させ、隠閉する者を罰せしめた(吾妻鏡・新編追加)

一二八五・弘安八・後宇多

七月廿七日、叡尊(思円上人)が尼崎・芦屋を経て明石に向つた(思円上人一期形像記)

一二九二・正応五・伏見

十月五日、幕府は諸国に命じて敵国降伏祈願を行わしめた(鳥津文書)

一二九三・永仁元・伏見

一月十九日、宣旨を下して攝津国内に棟別錢十文を課し、多田院修造費とした(多田神社文書)

一三〇三・嘉元元・後二條

十二月十九日、御子左為世が新後撰和歌集を撰進した。集中に
くれぬとて我がすむ方に帰るなりあしやの沖のあまの釣舟 前内大臣
慣れにける芦屋のあまも哀なりひと夜にだにも満るゝ秋を 順徳院御製

一三一〇・延慶三・花園

十二月以前、藤原長清が夫木和歌集を撰した。集中に
はるかなる蘆屋のうらの浮寝にも夢路はちかきみやこなりけり 後鳥羽院
聲飛ふあしやのうらにあまのたく一夜もはれぬさみだれの空 公通
朝ほらけあしやの沖をゆく舟のよそ目は鴨のゐるかどぞふる 為家
こよひわれあしやのおきの月をみて鹿の音さそふ風をぞきく 定家
この比はみなみの風にうきみるのよるゝすずし芦の屋の里

一三三二・元弘二・後醍醐

三月、後醍醐天皇が北條高時によつて隠岐に遷される途次、攝津国川辺郡昆陽に駐泊され、芦屋を通過して兵庫に向われた(増鏡・太平記)
皇子尊良親王・尊澄法親王もそれぞれ土佐・讃岐に遷される途次、攝津国打出の浜に宿泊された(新葉集・異本伯耆巻)

一三三三・元弘三・後醍醐

閏二月十一日、赤松則村は山陽道を従え、進んで攝津摩耶山城に屯し六波羅の兵を邀えてこれを破つた(太平記)

三月十一日、則村は幕軍を瀬川に破り追撃して京都に向つた(同右)

五月、則村は太山寺衆徒等を率い兵庫・尼崎の間で幕軍と戦い摩耶山城に籠つた(太山寺文書)

六月二日、後醍醐天皇は隠岐から遷幸の途、兵庫福嚴寺に泊られ、この日出發(太平記)、西宮で鎌倉の戦勝を聞かれた(神皇正統記)

八月五日、楠木正成が攝津・河内兩國の守となつた(神皇正統記・武家年代記)

一三三六・延元元・後醍醐

建武三・光 明
二月十日、楠木正成は足利尊氏と攝津国打出・同西宮浜で戦つた。翌十一日、尊氏の軍は進んで豊島河原に新田義貞らと戦つた。正成は神崎より迂回して背後を襲い、打出において足利直義に痛撃を加え尊氏らを兵庫に走らせた(太平記・元弘日記裏書・多田院文書・和田助康軍忠状・入江文書・真栗院文書・梅松論・萩藩閣録)

一三三七・延元二・後醍醐

建武四・光 明
五月廿一日、足利尊氏は仁木義有の勳功を賞して攝津・越後・加賀国内の地頭職を与えた(仁木文書)

一三三八・延元三・後醍醐

曆応元・光 明
三月廿六日、攝津の南軍は赤松範資を湊川のとりでに攻めて赤松・仁

一二八五—一三三八

一二九二 幕府は異国征伐の大將を定めた

一二九七 幕府は徳政令を發布した

一三一八 後醍醐天皇即位

一三三四 正中の變

一三三一 元弘の變

一三三三 鎌倉幕府が滅んだ

一三三四 建武中興

一三三五 足利尊氏が叛した

一三三六 足利尊氏は西走して九州に至り、再挙して京都に入つた
後醍醐天皇は吉野に遷幸

一三三八 足利尊氏が幕府を開いた

南北朝時代—室町時代

木らの軍と攝津・播磨の間で数カ月にわたって戦った。
八月廿九日、幕府は光厳上皇の院宣を奉じて大嘗会米を攝津諸莊園に課した(春日神社文書・東大寺文書・東寺百合文書)

一三五五 正平六・後村上
觀応二・崇光

二月十七日、足利尊氏の軍兵庫に到着、この日直義の軍が退いて攝津打出浜に破り、高師直・師泰は負傷した(阿蘇文書・松浦文書・岡本文書・北河原本・田代文書・成峰文書・觀応二年日記・建武三年以来記・金剛寺聖教類集・西行雜錄・關太磨・東寺王代記・異本長者補任・鎌倉大日記・太平記等)
二月廿六日、足利尊氏は直義と和睦して兵庫を出發、京都へ向つた。上杉能憲が武庫川辺で高師直・師泰を殺した(同右)

一三五二 正平七・後村上
文和元・後光嚴

八月、赤松則祐は攝津警固のため兵庫島へ下向した(後藤文書)
十一月三日、楠木正儀・吉良満貞・石塔頼房らは足利義詮の党赤松光範と攝津神崎・尼崎に戦つた。光範は神呪寺城に退去し、ついで河軍は伊丹河原で戦つた(關太磨・兼綱公記・古今消息集・北河原文書・野上文書・御筆状等執筆引付)
十一月十五日、足利義詮は攝津兵庫島・神崎・渡辺・築野・鶴殿、近江大津・坂本等の關務の者達に石清水八幡宮燈油并胡麻の關津料横領を停めさせた(離宮八幡宮文書)

一三五五 正平一〇・後村上
文和四・後光嚴

一月廿四日、足利義詮は播磨弘山を出發して京都に向つたが、途中攝津宿河原に陣取つた(安積文書・大福寺文書・建武三年以来記)

一三五九 正平一四・後村上
延文四・後光嚴

四月廿八日、御子左為定が新千載和歌集を撰進した。集中に
きつくなけ我がすむ方の友ちどり芦屋の里の夜半のかりねに 宜秋門院丹後

一三六二 正平一七・後村上
貞治元・後光嚴

九月十六日、楠木正儀・和田正武等は、赤松光範を攻めて兵庫を焼いた。赤松は多田部・山路の城に籠り、ついで和田・楠木は尼崎・西宮の陣を引いた(太平記)

一三七二 建徳二・長慶
応安四・後円融

二月十九日、今川貞世は鐘西探題となり九州に赴いた。その途次、打出の浜、芦屋の里を過ぎた(道ゆきぶり)
十一月廿八日、攝津西宮火事(吉田家日記)

一三八四 元中元・後龜山
至徳元・後小松

十二月、御子左為重が新後拾遺和歌集を撰進した。集中に
建保の百首の歌奉りける時 正三位知家
難波女のすくもたく火の打しめり 蘆屋の里に春雨ぞ降る

一三九七 応永四・後小松

三月廿九日、足利義満は神祇伯白川資忠が攝津廣田社領西宮境内の神戸神郷を寺院に寄附して神事を乱すことを停めさせた(祇園社記)

一四一五 応永二二・称光

八月十一日、幕府は攝津守護代長塩彌次郎・播磨守護赤松義則に攝

一三三八—一四一五

一三三九

後醍醐天皇(五二)崩
北畠親房が神皇正統記を著わした
歐洲に百年戦争がはじまつた

一三四九

このころ能然草が成つた
また倭寇が盛んとなつた

一三五〇

足利直義、尊氏に謀反

一三五四

北畠親房(六二)歿

一三五八

足利尊氏(五四)歿

一三六七 高麗が倭寇の禁を請うた
一三六八 明が建國した

一三七二 幕府は全国に反錢を課徴

一三九一 山名氏清が義満に叛した
一三九二 南北朝合一
李成桂が朝鮮をおこした

一三九七 金闕ができた
一四〇一 義満が明に遣使
一四〇四 勘合貿易の制を定めた

一四一九 朝鮮兵が対馬を侵した

室町時代

津・播磨両国の土民が石清水八幡宮大山崎神人の苅胡麻商売を違乱するのを取締らせた(離宮八幡宮文書)

一四二六・応永三三・称光

十月十六日、前管領攝津・丹波・阿波・讃岐守護右京大夫細川満元歿(満濟准后日記・薩戒記・東寺過去帳・兼宣公記・尊卑分脈等)

一四二九・永享元・後花園

七月十四日、攝津・丹波・讃岐守護右京大夫細川持元歿、弟持之がその職をついだ(満濟准后日記・細川系図・建内記等)

一四三八・永享一〇・後花園

八月廿三日、飛鳥井雅世が新統古今和歌集四季部を撰進した。春は又我が住むかたに帰るなりあしやのあまの衣かりがね、後亀山院御製浦風も我が住むかたの夜寒きあしやの里に衣うつこゑ 権中納言雅世

一四四二・嘉吉二・後花園

八月四日、攝津・丹波・土佐・讃岐守護前管領右京大夫細川持之歿、子勝元が嗣いだ(管見記・康富記・細川系図等) この頃、塩通山報恩寺が焼失したという(※元禄五年寺社御改帳)

一四四四・文安元・後花園

五月十三日、幕府は攝津の守護細川九郎・近江の守護六角持綱・播磨の守護山名持豊らにその国に散在する商人らの油木を立てておくことをやめさせた(離宮八幡宮文書)

一四六三・寛正四・後花園

十一月廿五日、攝津守護細川勝元が一條兼良の家領同国福原莊を押領した(大乗院寺社雜事記)

一四二〇 大旱のため全国飢饉

一四二八 近畿に徳政一揆が起つた

一四三八 幕府は関東管領足利持氏を討つた(永享の乱)

一四三九 足利学校再興

一四四一 赤松満祐が將軍義教を殺した(嘉吉の乱)

一四五三 東ローマ帝国滅亡

一四五四 このころ土一揆がしきりにおこつた

一四六〇 飢饉疫疫が続発した

一四六五・寛正六・後土御門

十二月八日、幕府は攝津守護細川勝元に命じて同国西宮の地を神祇伯資益に返還させた(隆涼軒日録)

一四七一・文明三・後土御門

二月十四日、水無瀬源五兵衛義高の末孫教傳(俗名源三義信)が水無瀬山照樂寺を創建し開基となつたと云う(同寺伝)

一四七三・文明五・後土御門

二月、このころ芦屋莊は北野神社が領していた(北野社文書北野社領諸国所々目録) 十二月七日、大内政弘の部將梶杜弘康は東軍の將細川四郎・薬師寺三郎左衛門尉を攝津尼崎および大物城に攻めて陥れた(秋藩閣閣録)

一四七五・文明七・後土御門

八月六日、夜大風雨あり、和泉・攝津等の沿岸に海嘯が起り死傷者が多かつた(親長卿記・実隆公記・長興宿禰記等)

一五〇一・文龜元・後柏原

十二月十七日、攝津守護代薬師寺元長歿、姪の元一が嗣いだ(宣胤卿記・不問物語)

一五〇二・文龜二・後柏原

二月十六日、攝津守護細川政元に攝津・丹波等の即位料段錢を上納させた(時元記・実隆公記・大乗院寺社雜事記)

一五〇三・文龜三・後柏原

三月九日、政元に再び攝津・丹波の即位料段錢を上納させた(後法興院政家記・実隆公記・時元記)

一五〇四・永正元・後柏原

七月九日、照樂寺開基教傳(六五)歿(同寺伝)

一四一五—一五〇四

一四六七 応仁の乱がおこつた

一四七三 山名持豊(七〇)歿 細川勝元(四四)歿

一四八三 銀閣ができた

一四八五 山城に国一揆が起つた

一四八七 加賀に一向一揆が起つた

一四九二 コロンブス新大陸発見

一四九六 運如が石山に本願寺建立

一四九八 インド航路が発見された

一五二〇 宗祇(八二)歿

一五〇六 雪舟(八七)歿

この頃、北陸の一向一揆が盛んとなつた

一五〇八 この頃、倭寇がいよいよ盛んとなつた

一五二一・永正八・後柏原

五月一日、細川高国は攝津下の郡の大名河原林對馬守政頼に命じて、細川澄元方の灘の瓦林是高・下村等を討たせた(細川兩家記・瓦林政頼記・足利季世記・二川物語・陰徳太平記・重編忠仁記等)

五月六日、灘五郷の地下衆は芦屋庄の上にある政頼の鷹尾城を攻め返した(同右)
六月六日、灘勢並に淡路守入道以久等は再び鷹尾城を攻めた(同右)
七月廿六日、灘勢は重ねて鷹尾城を攻めた。この時細川高国の援軍は浜手より攻め、政頼の山手軍と共に芦屋河原の合戦に灘勢を破り、淡路守以久を有馬湯山に走らせた(同右)
八月十日、細川澄元は播磨守護赤松義村に鷹尾城を攻めさせた。政頼は敗れて伊丹城に退いた(同右)

一五一九・永正一六・後柏原

十一月六日、細川澄元は四国の兵を率い攝津兵庫に到着、神呪寺に陣した。その部將三好之長は西宮に進み河原林政頼を越水城に包囲した(細川兩家記・高国記・畠山記・尙通公記・統南行雜録・元長卿記・二水記・永源師權年録・細川家譜)
十二月二日、細川高国は越水城救援に赴き、この日攝津池田城を本營とし兵を武庫川に進めた(同右)

一五二〇・永正一七・後柏原

一月十日、細川高国は越水城の河原林政頼をたすけて細川澄元と戦つたが不利であつた(細川兩家記・畠山記・尙通公記・統南行雜録・元長卿記・二水記・永源師權年録・細川家譜)
二月三日、越水城落城、政頼は逃げ、高国方は池田・伊丹・久々知・長洲・尼崎に退いた。十六日、高国は支えきれず近江に逃れた(同右)

一五二六・大永六・後奈良

十二月十三日、三好元長は細川澄賢を擁して攝津に入つた(細川兩家記・足利季世記・統南行雜録・細川家譜)

一五三一・享祿四・後奈良

六月四日、細川晴元・同高国は大いに天王寺・木津・今宮に戦い、高国は敗れて退き、八日、尼崎廣徳寺で自殺した(細川兩家記・足利季世記・高国記・統南行雜録等)

一五三二・天文二・後奈良

八月五日、攝津の一向一揆が池田筑後守を攻めて敗れた(細川兩家記・足利季世記・統南行雜録)
十二月廿二日、攝津国の各地に一揆が起つたので晴元の部下は富田の教行寺を焼き、又池田・伊丹等の諸氏は畠下郡内の一向宗寺院を焼き宗徒を殺した(同右)

一五三三・天文二・後奈良

九月六日、河原林衆は一向宗門徒と徒党をくみ三好利長の部下篠原衆を越水城に攻めて陥れた(細川兩家記・足利季世記)
九月廿三日、三好利長は河原林衆を越水城に攻め、河原林衆は同國中島へ退いた(同右)

一五四九・天文一八・後奈良

四月廿八日、細川晴元の兵が三好長慶を攻めて西宮を焼いた(細川兩家記・足利季世記・重編忠仁記)

一五五二・天文二一・後奈良

五月廿三日、三好長慶は丹波八上城の波多野晴通を攻めたが、この日芥川孫十郎らが晴通に救援したため長慶は攝津越水城に退いた(足利季世記・細川兩家記・言繼卿記・天文日記・重編忠仁記)

一五五三・天文二二・後奈良

八月廿二日、攝津芥川城將芥川孫十郎は三好長慶の部下河内安見直政に降服し退城、廿五日長慶は同城に入り、廿九日細川晴元の子聰明

一五二一—一五五三

一五二一 山城に土一揆がおこつた

一五二六 ポルトガル人がはじめて広東に來航

一五二七 ルーテルが宗教改革を唱えた

一五一九 加賀の一向一揆が鎮定された

チレオナルド・ダ・ウイン

一五二〇 細川高国は近江に退き坂本の戦陣を閉き、澄元は京都の敗戦を聞き、阿波に帰り六月致(三二)

一五二四 ドイツ農民戦争が起つた

一五四三 ポルトガル人が種子島に來航、鉄砲を伝えた

一五四九 サウイエルが鹿兒島に來航した

一五五〇 サウイエルが山口から瀬戸内海を東航して堺に着き京都に上つた

一五五一 サウイエルは堺から海路平戸に帰り日本を去つた

大内義隆が陶晴賢に殺された

一五五三 川中島の戦がおこつた

室町時代—安土桃山時代

丸(昭元)を越水城から迎えた(御湯殿上日記・言繼卿記・殿助往年記・細川兩家記・足利季世記・重編心仁記)

一五五五・天文二四・弘治元・後奈良

この頃、芦屋庄(芦屋村・打出村)の持山東西十八町のうち、東十二町を社家郷、西六町を本庄郷より押領されたので、三好長慶の裁許を受けたけれども、芦屋庄の百姓はことごとく逃散した(※元和二年九月十一日付芦屋庄打出村家運文書・妙福寺文書・山論裁許状並表白文)

一五五七・弘治三・後奈良、正親町

二月十一日、三好日向守長縁(長慶の弟)は、松永彈正の乞により、芦屋庄に早々罷直り持山を前々の如く進退すべき裁許状を与えた(※三好長縁裁許状・※山論裁許状並表白文)

五月廿六日より八月九日まで、雨一度も降らず、近年無双の大旱魃・大飢饉となつた(重編心仁記)

八月廿六日、山城・攝津大風雨、尼崎より明石浦までの間は八三年目の高潮があり、浦々の民屋多数が引流された。当時、米價は騰貴して金一兩で米五斗(一本には五升とあり)といわれた(細川兩家記・重編心仁記)

一五六〇・永祿三・正親町

十一月廿一日、三好日向守長縁は、芦屋庄に前々の如く持山を進退すべき裁許状を重ねて与えたので、先に逃散した芦屋庄兩村の百姓は帰村するに至つた(※元和二年九月十一日付芦屋庄打出村家運文書・※山論裁許状並表白文・※文政二年芦屋村宮講返答書)村民流寓の間、真宗或は浄土宗に帰依したので、遷住後、打出村の浄満寺は真宗妙覚寺(妙福寺)・宗満寺跡は浄土宗親王寺と改めたと云う(※妙福寺文書)

一五六六・永祿九・正親町

七月十三日、足利義親(義栄)の部將篠原長房は三好長逸の風城攝津・越水城を攻め陥れた(言繼卿記・細川兩家記・足利季世記・重編心仁記)

九月廿三日、足利義親が越水城に入った(同右)

十二月五日、足利義親が越水城から同国総持寺に移つた(同右)

一五六八・永祿一一・正親町

九月七日、織田信長は岐阜を發し、廿六日、足利義昭を奉じて京都に入った。廿八日、京都を發し、三好党の諸城を攻め、攝・河の諸城を殆んど降した(信長記・言繼卿記・多聞院日記・細川兩家記・足利季世記・重編心仁記)

十月二日、信長は攝津・和泉に矢錢を課した(細川兩家記・足利季世記・重編心仁記)

一五七八・天正六・正親町

十一月三日、攝津伊丹城主荒木村重が信長に反した(立入左京亮入道隆佐記・總見記・信長記・太閤記・荒木系図)

一五七九・天正七・正親町

九月二日、荒木村重は伊丹城から尼崎城に逃れた(立入隆佐記・總見記・信長記・太閤記・石山合戦記・荒木系図)十一月、伊丹城陥落(同右)十二月、荒木村重の一族始め子弟僕従ら数百人が惨殺された(同右)

一五八〇・天正八・正親町

三月、織田信長は攝津塚口・西宮に禁制を掲げた(興正寺文書・鳥海文書)この頃、織田信長は尾張犬山城主池田信輝の荒木村重討滅の軍功を賞して尼崎・有馬・花隈の諸城を与え、のち大阪・尼崎・兵庫の地計十二万石とした(藩翰譜・野史)

一五八二・天正一〇・正親町

十月十八日、羽柴秀吉は禁制を攝津塚口神家に下し、池田恒興もまた

一五五三—一五八二

一五五六 明が倭寇の禁を請うた

一五五八 エリザベス時代(一六〇三)がはじまつた

一五六〇 桶狭間の戦

一五六二 ユグノー戦争がおこつた

一五六四 三好長慶(四二)歿

ミケランジェロ(八九)歿

一五六九 堺は信長に屈服した

一五七三 室町幕府は滅亡した

一五七六 織田信長が安土城に入った

一五七七 安土を築市とした

一五七九 安土宗論

一五八〇 秀吉が播磨三木城を攻略

一五八一 オランダが独立宣言

一五八二 本能寺の変、信長(四九)歿

安土桃山時代—江戸時代

禁制を下した(興正寺文書)

十二月十二日、芦屋庄と本庄との間に山出入が起つたが、この日、池田紀伊守忠勝は、先年の三好日向守の裁許に従い本庄の押領を留め、芦屋庄が進退すべき裁許状を芦屋庄名主百姓中に与えた。
(※池田忠勝裁許状・※山論裁許状並表白文)

一五八三・天正一一・正親町

五月廿五日、羽柴秀吉は、池田紀伊守恒興(信輝)を大阪より大垣に移し、その子元助を伊丹より岐阜に、照政を尾崎より池尻に移した。
(多聞院日記・秀吉事記・寛永諸家系図伝・池田氏家譜集成)
八月廿九日、筑前守秀吉は、攝州本庄・瀧屋郷・山路庄に禁制を下した。
(※吉井良尙氏文書)

一五八九・天正一七・後陽成

五月十七日、芦屋村と山路庄との間に芦屋川水の割付が定められた。
(※猿丸吉左衛門氏文書)

一六〇六・慶長一一・後陽成

この年、打出村の妙覚寺(現、妙福寺)では、蓮如上人の門徒江州金ヶ森善従の真弟慶聞坊龍玄の孫善敬(又善教)を招請して開基とした。
(※妙福寺権輿並系譜)

一六〇七・慶長一二・後陽成

九月廿日、前尼崎郡代建部壽徳(高光)が歿した(藩翰譜・寛政重修諸家譜・大徳寺芳春院墓誌銘・同過去帳)

一六一〇・慶長一五・後陽成

五月廿七日、尼崎郡代建部光重が歿し、子三十郎が八才で跡をつぎ政長と称した(寛政重修諸家譜・藩翰譜・大徳寺芳春院墓誌銘・同過去帳)

九州三大名がローマ法王に派遣した少年使節が長崎を出発した

一五八七

秀吉が九州を平定し、キリシタンを禁じた

一五八八

秀吉が刀狩を令した

一五九二

文祿の役

一五九七

慶長の役

一五九八

豊臣秀吉(六三)歿

一六〇〇

関ヶ原の戦い

一六〇三

江戸幕府成立

一六〇五

秀忠が將軍職をついだ

一六〇六

畿内・東海道風雨洪水

一六〇八

金銀銭取引の制を定め、永楽銭の通用を禁じた

一六〇九

和蘭商館を平戸に開設

一六一〇

細川幽斎(七七)歿

一六一一

加藤清正(五一)歿

一六一三

池田輝政(五〇)歿

一六一四

支倉常長渡欧

一六一四

角倉了以(六一)歿

一六一五

大阪夏の陣がおこり、豊臣氏が滅亡した

一六一五

武家諸法度を頒ち、禁中公家諸法度を定めた

一六一六

徳川家康(七五)歿

一六一六

煙草の栽培、人身売買を禁じた

一六一六

伝馬入足の賃を定めた

一六一六

後金(清)が建国した

一六一六

シエークスピア(五二)歿

一六一七

元和の戦い

一六一七

元和二年九月十一日付芦屋庄打出村宗運文書

一六一七

西成二郡で一万石を与えられた(藩翰譜)

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

九州三大名がローマ法王に派遣した少年使節が長崎を出発した

一五八七

秀吉が九州を平定し、キリシタンを禁じた

一五八八

秀吉が刀狩を令した

一五九二

文祿の役

一五九七

慶長の役

一五九八

豊臣秀吉(六三)歿

一六〇〇

関ヶ原の戦い

一六〇三

江戸幕府成立

一六〇五

秀忠が將軍職をついだ

一六〇六

畿内・東海道風雨洪水

一六〇八

金銀銭取引の制を定め、永楽銭の通用を禁じた

一六〇九

和蘭商館を平戸に開設

一六一〇

細川幽斎(七七)歿

一六一一

加藤清正(五一)歿

一六一三

池田輝政(五〇)歿

一六一四

支倉常長渡欧

一六一四

角倉了以(六一)歿

一六一五

大阪夏の陣がおこり、豊臣氏が滅亡した

一六一五

武家諸法度を頒ち、禁中公家諸法度を定めた

一六一六

徳川家康(七五)歿

一六一六

煙草の栽培、人身売買を禁じた

一六一六

伝馬入足の賃を定めた

一六一六

後金(清)が建国した

一六一六

シエークスピア(五二)歿

一六一七

元和の戦い

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

一六一七

後水尾

一六一七

元和三

江戸時代

五万石を領した。芦屋村・打出村・津知村・三條村はその支配下となつた(寛政重修諸家譜・藩翰譜・戸田氏家譜・戸田氏領知目録・恩榮録・野史)

一六二三・元和九・後水尾
この頃、三條村の辻本道場(現、照樂寺)を道順が中興した(※元祿五年寺社御改帳)

一六三五・寛永十二・明正
七月、尼崎藩主戸田氏鎮は美濃国大垣に転封された(加増五万石、計十萬石となつた)。遠江国掛川藩主青山大藏少輔幸成が尼崎に移され、一万七千石を加増せられて、河辺・武庫・菟原・矢田郡四郡の内、五万石を領した(寛政重修諸家譜・載徳記・同外記・藩翰譜・恩榮録・寛政印知集等)

一六三七・寛永一四・明正
八月廿二日、安樂寺中興開山念善九抱和尚が歿した(安樂寺過去帳)

一六四三・寛永二〇・明正
二月十六日、尼崎藩主青山幸成歿(寛政重修諸家譜・載徳記・同外記・藩翰譜・恩榮録・寛政印知集等)

三月廿六日、幸成の長男大膳亮幸利襲封(同右)

六月七日、幕府は尼崎藩の新田高四千石を本高に組入れ、従来の所領五万石を五万四千石とし、幸成遺言の願を許して、そのうち六千石を、幸利の三弟、左近幸通(三千石)、藤兵衛幸正(二千石)、藤藏幸高(千石)に分知させた。これにより幸利は四万八千石を領した(同右)

一六五五・明暦元・後西
二月十四日、旧尼崎藩主戸田氏鎮(大垣藩主)が歿した(戸田氏家譜・寛政重修諸家譜)

四月廿九日、武庫川の上瓦林堤が決潰した(※岡本家文書)

一六五八・万治元・後西
この年、下大市村支配の武庫川西堤が大破した(※岡本家文書)

一六六一・寛文元・後西
八月廿一日、芦屋村に検地が行われた(※明和六年芦屋村明細帳・※文化四年芦屋村高古田作館寄帳・※文政二年芦屋村宮講返答書)

一六六三・寛文三・寛元
五月三日、三條村に検地が行われ、分米三石六斗六升が打ち出され、田畑合一畝一反一畝二三歩、分米合一九七石四斗九升(※寛文三年三條村御検地帳)

一六六四・寛文四・寛元
六月、前年の検地による三條村の打ち出し分が本高に直された(※寛文三年三條村御検地帳)

一六六五・寛文五・寛元
この年、芦屋村高六三四石一斗二升七合(※猿丸吉左衛門氏文書)のころ芦屋村では、後に古新田と呼ばれる新田を開墾し、この年をはじめて検地をうけ、高五一石二斗四升七合、反別七町五反九畝廿三歩と定まつた(※明和六年芦屋村明細帳・※文政二年芦屋村宮講返答書)

一六六六・寛文六・寛元
九月、打出村の吉田善吉が願主となつて打出観音堂(天神社境内)を再建(大工深江次郎左衛門)した。またこの時、大阪から大佛師宮

一六六七・一六六六

一六二三
將軍秀忠は職を家光に譲つた

一六二五
宿願などの制を定めた

一六三〇
邪宗門の書の輸入を禁止

一六三二
前將軍秀忠(五四)歿

一六三五
参勤交代制が確立した

一六三七
島原の乱がおこつた

一六三九
キリシタンを嚴禁し、鎖国令を出した

一六四一
オランダ商館を平戸より長崎出島に移した

一六四三
田畑永代売買を禁じた

一六四四
諸國に郷村高帳及び国郡諸城の図をつくらせた

一六四九
勸農規程三一條を發して農民統制を徹底した

イギリスに清教徒革命がおこつた

一六五一
將軍家光(四八)歿、家綱襲職

一六五七
江戶大火災(明暦大火) 林羅山(七五)歿

一六五八
鄭成功の使が長崎に來り援を乞うたが幕府は許さなかつた

一六六〇
イギリスの王政復古

一六六二
五月一日畿内を中心とする大地震があつた

一六六三
野中兼山(四九)歿

一六六五
雷火のため大阪城の天主閣が焼けた

一六六六
山鹿素行を赤穂に配した

内法橋を招いて本尊十一面観音像(藤原末期の作)を修理させた
(同寺旧棟札・兵庫県史蹟名勝天然記念物報告書第十三輯)

一六七七・寛文七・靈元
六月廿五日、打出天神社の初代宮守南嶺が願主となつて菅原道真の木像を同社に寄進した(同木像)

一六七〇・寛文一〇・靈元
このころ芦屋村では申新田(枝郷茶屋新田)を開発し、この年はじめて検地をうけ、屋敷高一石三斗九升三合、反別一反三畝二八歩と定まつた(※明和六年芦屋村明細帳・※文政二年芦屋村宮議返答書)

一六七二・寛文一二・靈元
この年、河上正繼が「須磨明石記繪巻」を著わし「芦屋の里に猿丸太夫の屋敷あり」云々と記した(同繪巻)

一六七四・延宝二・靈元
この年、三條村の禪宗普門山宗田寺が大風雨のためつぶれ廃絶した(※小阪清兵衛氏文書)

一六七六・延宝四・靈元
四月、このころ津知村・三條村・蘆屋村・打出村はいずれも尼崎藩青山大膳亮の所領で、その村高は次の通りであつた。
津知村一〇六石五斗五升
三條村一九三石八斗三升、外に新田高 三〇石一斗八升九合
蘆屋村四九二石九斗五升、外に新田高 七八石一斗
打出村五四八石一斗七升、外に新田高一八一石一斗四升四合
(※摂州村々高書写)

一六七七
五畿・近江・播磨の諸国の本田島に煙草を作ることを禁じた

一六六九
淀川浚治の費を西国大名に課した

一六七〇
釀酒令及び煙草栽培禁令を出した

一六七二
フランスのルイ十四世がオランダを攻めた

一六七三
分地制限令を出した
イギリス船が長崎に來り通商を求めた

一六七四
四月畿内・中国・尾濃洪水、諸国飢饉で餓死者が多かつた
狩野探幽(七三)歿

一六七八・延宝六・靈元

このころ尼崎の樋口屋九平が芦屋村枝郷樋口新田を開発し、この年はじめて検地をうけた(※明和六年芦屋村明細帳・※文政二年宮議返答書)

一六八〇・延宝八・靈元

二月、打出村の新田岩ヶ平が開発され、高廿四石余であつた(※西田花居稿「蘆の浦風」)
十月、尼崎藩主青山幸利の子大蔵少輔幸実は多病のため嗣を辞して退いた(寛政重修諸家譜・載徳記・同外記・藩翰譜・恩榮録等)
十二月廿六日、幸実の長男幸督が嫡孫承祖を許された(同右)
この年、村尾一風・山田博宥が「福原鏡」を撰した。書中に芦屋里、打出宿、阿保親王廟所のことが見えている(同書)

一六八四・貞享元・靈元

七月廿一日、内大臣左近衛大将藤原某が紺紙金字阿彌陀經一卷を親王寺に奉納した(同經)

一六八六・貞享三・靈元

九月廿九日、幸利の嫡孫幸督が遺領を相続した(同右)

一六八七・貞享四・靈元

四月五日、西本願寺下の川辺郡小浜毫攝寺末寺の三條村辻本道場が本寺より照樂寺の寺号を申請けた(※小阪清兵衛氏文書)
七月廿二日、東川用水の番割が中野村・深江村・森村・三條村・津知村・小路村六カ村の間で取りきめられ、三條村の引水は毎月十日・廿二日、津知村は十二日・廿四日と定まつた。なお三條村畦垣内は毎日分水が認められた(※旧中野村有文書)

一六六六—一六八七

一六八〇
將軍家綱(四〇)歿、綱吉襲職

一六八二
井原西鶴が好色一代男を著わした

一六八三
山崎闇斎(六六)歿
河村瑞軒が淀川水路を巡察した

一六八四
保井算哲(波川春海)が貞享曆を撰進した。翌年よりこれを施行

一六八七
生類憐れみの令が出た、また土地売買を禁じた

一六八八
大阪堂島の市街を開いた
このころより浄瑠璃・歌舞伎が盛んとなつた

江戸時代

この頃、三條村は村高一九七石四斗九升、家数三四軒、人口二二一人、芦屋村は村高五三三石八斗八升八合、家数二二二軒、人口七八四人、打出村は六七四石九斗六升七合、家数一〇軒、人口九二二人であつた(※尼領村々調書)

一六九〇・元祿三・東山

二月、津知村高一〇六石五斗五升
三條村高一九三石八斗三升、外に新田高三〇石一斗八升九合
芦屋村高四九二石五斗五升
打出村高五四八石一斗七升、外に新田高八一石一斗四升四合
(※元祿三年菟原郡郷帳)

一六九一・元祿四・東山

四月五日、三條村照樂寺の住持に教伝がなつた。廿五日寺号照樂寺を正式に天満寺社奉行に届け出た(※小阪清兵衛氏文書)
十月廿二日、この日阿保親王八五〇年忌に当るので毛利甲斐守大江綱元が自筆「義祖阿保親王竹園伝記」一卷、「金泥心経」一卷および「掛繪盧敷松椿」三幅対(絹本彩色・狩野洞雲筆)を親王寺に奉納した。またこの頃、阿保親王墓の障を修理中に銅鐸一箇、漢式鏡數面及び石製鈴が發掘された(同巻・同経・同寺伝)
この年、芦屋村辰新田がはじめて檢地をうけ下々畑一石一斗一升、反別七反十歩と定まつた(※明和六年芦屋村明細帳)

一六九二・元祿五・東山

七月十三日、心蓮社直善秀郎が筆を親王寺に寄附した(同寺蔵)
九月、三條村新田は二反九畝二三歩、高一石三斗五升三合であつた(※小阪作兵衛氏文書)

一六九四・元祿七・東山

八月廿一日、尼崎藩主青山幸督は幕府に請うて私墾田二千石を弟兵部幸澄に分与した。これにより浜芦屋新田村は幸澄の所領に入つた(寛政重修諸家譜・※撰津国郷帳)

一六九五・元祿八・東山

十二月廿日、打出村は大火にて全村ほとんど焼滅したと云う。妙覺寺(現、妙福寺)も類焼した(※妙福寺文書)

一六九七・元祿一〇・東山

六月三日、肥前の平戸の人橋三喜が兵庫から芦屋村を通り西宮町にゆく途中、猿丸太夫の社のことを記した(一宮巡拝記)

一七〇〇・元祿一三・東山

十二月、三條村役高一九七石四斗九升
芦屋村役高五三三石八斗八升八合
外に高 八石九斗五升五合 新田高役引
高 九一石二斗六升三合 青山兵部知行新田高
津知村役高一〇六石五斗五升
打出村役高六六石七斗六升七合
外に高 一八石二斗(※撰州四郡村々役高役引高帳)

一七〇一・元祿一四・東山

この年、大阪の岡田徭志が「攝陽群談」を著わした。書中に芦屋橋塚のこと等が見える(同書)

一七〇二・元祿一五・東山

二月、芦屋村高五三三石八斗八升八合 青山播磨守知行
一六八七—一七〇二

イギリス名譽革命

一六八九

五街道に助郷の制が定まつた

一六九〇

ドイツ人ケンプエルが長崎出島の和蘭商館医員としてきた

一六九一

熊沢蕃山(六七)歿

一六九二

東大寺大仏殿の再建完成

一六九三

井原西鶴(五二)歿

一六九四 松尾芭蕉(五一)歿

一六九六 宮崎安貞が農業全書を著わした

一六九七 旧金銀貨幣をことごとく新鋳貨幣と交換させた

一六九八 木下順庵(七八)歿

一六九九 河村瑞軒(八三)歿

一七〇〇 徳川光圀(七三)歿

一七〇一 契沖(六一)歿

一七〇二 浅野長矩が吉良義央を殿中に傷けた

一七〇三 イスパニア王位継承戦争がおこつた

一七〇四 赤穂浪士義挙

江戸時代

高 九一石二斗六升三合
津知村高一〇六石五斗五升
打出村高六七石九斗六升七合
三條村高一九七石四斗九升

青山兵部知行
芦屋村枝郷兵部新田村
青山播磨守知行
同・右
同・右(※撰津国郷帳)

一七〇四・宝永元・東山

九月十七日、三條村新畑(山新開)は一反九畝九歩、高一石一斗五升八合であった(※小阪作兵衛氏文書)

一七〇八・宝永五・東山

このころ芦屋村の山新田が開発され、この年はじめて検地をうけ高一石二斗三合、反別六反七畝一三歩と定まつた(※明和六年芦屋村明細帳)

一七一〇・宝永七・中御門

六月廿二日、從四位下大江綱元が親王寺に業平朝臣画像(絹本彩色、外山宜勝筆、近衛基熙賛)を奉納した(同画像)

八月、「兵庫名所記」刊(同書)

閏八月十八日、尼崎藩主青山幸督(寛政重修諸家譜・載徳記・同外記・藩翰譜・恩榮録)が遺領四万八千石を繼いだ

十月十六日、幸督の子幸秀(大膳亮)が遺領四万八千石を繼いだ(同右)

一七一一・正徳元・中御門

二月十一日、尼崎藩主青山幸秀は信濃国飯山に転封となつた。芦屋村枝郷浜新田を分知した幸澄も共に移つた。これに代つて、遠江国掛

川城主松平遠江守忠齋が尼崎に移され、川辺・武庫・菟原・八郡四郡の内にて四万石を領した(寛政重修諸家譜・載徳記・同外記・藩翰譜・恩榮録・松平系図)

一七二二・正徳二・中御門

三月二日、打出村善八は、東川上二之井手にて水車をつくるため、中野村・小路村・深江村・津知村・三條村・森村へ「札」を差入れた(※旧中野村有文書)

七月三日、武庫川東堤が西昆陽の西南で決潰した。尼崎領内では洪水にて田宅の流失するもの多かつた(※岡本家文書・※鳥飼家文書)

一七二三・正徳三・中御門

八月、三條村新畑六畝廿七歩、この分米二斗七升六合(石盛四ツ)であつた(※小阪作兵衛氏文書)

一七二五・正徳五・中御門

この年、妙覚寺第七代住職貞順が阿彌陀如来を請い受けて本尊とし、寺号を妙福寺と改めた(※妙福寺文書)

一七二六・享保元・中御門

十月、芦屋村の大甲山長福寺が寺号を安樂寺と改めた(※猿丸吉左衛門氏文書)

一七二〇・享保五・中御門

八月、芦屋村では大阪山田町播磨屋兵衛が車主となつて東川上二之井手に水車を新しく建設することを願ひ出た(※旧中野村有文書)

九月、三條村新畑(山新畑)二反四畝九歩、この分米九斗七升二合(石盛四ツ)であつた(※小阪作兵衛氏文書)

一七〇二―一七二〇

一七〇五 諸藩の紙幣発行額を調査した

一七〇六 大阪の蔵元涯屋をとりつ

一七〇七 富士山が噴火し山腹に宝

一七〇八 関孝和歿

一七〇九 將軍綱吉(六四)歿、家

宣襲職

一七一〇 新井白石が幕政の衝に當

つた

金銀改鋳令が出された

一七一 新井白石の建議で朝鮮使

接待法が改められた

一七二二 道中人馬の制を定めた

諸国郡名の称呼を正した

將軍家宣(五一)歿

一七二三 家継が將軍となつた

エトレヒト條約が調印さ

れた

一七二四 蓼川師宣(七七)歿

貝原益軒(八五)歿

一七二五 竹本義太夫(六四)歿

柳沢吉保(五七)歿

長崎貿易新令制定

一七二六 將軍家継(八)歿、吉宗

襲職

清國の康熙字典完成

一七二八 外国船との密貿易禁止

江戸時代

一七二一・享保六・中御門
九月、三條村新畑八畝一歩、分米四斗四升三合（※小阪作兵衛氏文書）

一七二四・享保九・中御門
四月、三條村請山改一反五畝二歩、この見取米二斗七升（※小阪作兵衛氏文書）

九月、三條村新田一畝廿八歩、高二斗七合（同右）

一七二六・享保一一・中御門

五月、東川は中野村・森村・三條村・津知村・深江村・小路村六カ村の田地八十町余の用水であつたが、上手の三條村が穴もりを留めず、畦垣内附近の穀を開き我儘に水をとるので、五カ村は連名でこれを奉行所に訴えた（※旧中野村有文書）

一七二七・享保一二・中御門

閏一月廿五日、打出村高九二六石九斗二升四合

芦屋村高六三六石六斗一升八合

津知村高一〇六石五斗五升

三條村高二〇一石八斗九升九合（※摂津国菟原郡村々高附帳写）

一七二八・享保一三・中御門

八月十七日、毛利匡廣が自筆「金剛経」紙本一巻を親王寺に奉納した（同経）

一七三二・享保一七・中御門

この年、近江以西の諸国は大飢饉であつたが、攝津国は比較的軽く、尼崎藩領では殆んど餓死者もなかつた（※鳥飼家文書）

一七三四・享保一九・中御門

この年、関祖御算緯・並川永ら校「攝津志」（日本輿地通志畿内部分巻四十九一六十一）刊（同書）

一七四〇・元文五・櫻町

六月十日、武庫川堤防が所々で決潰した。尼崎領内では洪水で田宅の流失が多かつた（※岡本家文書・※吉井良尚氏文書・※鳥飼家文書）

一七四九・寛延二・桃園

九月、三條村山新畑三畝八歩、この分米一斗三升一合（※小阪作兵衛氏文書）

十二月十三日、芦屋村天神社本殿改築（※猿丸吉左衛門氏文書）

一七五〇・寛延三・桃園

二月十七日、天文年間より起つた社家郷六カ村・本庄九カ村と芦屋・打出二カ村との間の山争いに對し、この日、大阪町奉行小浜周防守・同久松筑後守・同城代酒井謙岐守ら連判で裁許状が下附せられ、芦屋・打出二カ村の勝訴が決定された（※同裁許状並繪図）

一七五一・寛延四・桃園

二月十七日、芦屋村庄屋久保金兵衛・打出村庄屋吉田善八以下惣村方は、山論裁許状並びに表白文を書して一軸となし、以来毎年二月十七日に神前にて氏子よみきかせ神恩を謝することとした（※山論裁許状並奉白文）

三月二十日、尼崎藩主松平遠江守忠喬致仕・子兵庫頭忠名が襲封し翌日遠江守と改めた（寛政重修諸家譜・藩翰譜・恩榮録・松平系図）

一七二一—一七五二

一七二一 室鳩巢に六論衍義を訳させた

一七二二 評定所に目安箱をおいた上米の制をしき参勤の期をゆるくした

一七二四 英一蝶（七三）歿

近松門左衛門（七三）歿

一七二五 新井白石（六九）歿

一七二六 諸国の戸口を調査した

一七二七 目安箱を大阪町奉行所外においた

吉宗がはじめて甘酒を浜御殿に植えさせた

一七二八 荻生徂徠（六三）歿

ベリリングが北氷洋を探検しベリリング海峡を発見した

一七二九 並河永（誠所）に命じて五畿内志を撰ばせた

一七三〇 上米をやめ参勤の期を復旧した

一七三二 このころより米価高騰し百姓一揆がだいに甚だしくなつた

一七三三 江戸に打毀しがおこつた

一七三五 青木昆陽が蕃書考を刊行した

一七三九 但馬生野に百姓一揆がおこつた

一七四〇 オーストリア継承戦争がはじまつた

一七四五 將軍吉宗は職を家重に譲つた

一七四九 土地譲与授受の制規を定めた

一七五〇 百姓の強訴を嚴禁した

一七五一 前將軍吉宗（六八）歿

荷田春滿（四六）歿

一七五二 一万石以上の大名に備荒米を貯蔵させた

江戸時代

一七五六・宝曆六・桃園

二月五日、前尼崎藩主松平忠喬が歿した(寛政重修諸家譜・松平系図)

一七六四・明和元・後櫻町

七月十一日、中野村が三條村畦垣内用水について三條村を相手取り松平遠江守に訴えた(※旧中野村有文書)

一七六五・明和二・後櫻町

八月、三條村畦垣内用水一件は大庄屋横屋村松井三右衛門の斡旋で解決し、中野村・深江村・森村・津知村四カ村と三條村との間に調印が行われた(※旧中野村有文書・※小阪作兵衛氏文書)

一七六六・明和三・後櫻町

十二月廿六日、尼崎藩主松平忠名(寛政重修諸家譜・松平系図)

一七六七・明和四・後櫻町

正月、尼崎領河辺・武庫・菟原・矢田部郡村々大庄屋・庄屋・年寄・惣百姓代は連名を以て、松平忠喬以来の仁政を唱えて忠名の嫡子大膳亮忠告の襲封を願いだした(※鳥飼家文書)

二月二十日、大膳亮忠告(初め忠昆)が忠名の遺領を継ぎ、翌日遠江守と改めた(寛政重修諸家譜・恩榮録・松平系図)

一七六九・明和六・後櫻町

二月十三日、尼崎藩は武庫・菟原・八部三郡のうち灘筋を天領として收公せられ、替地を播磨国赤穂・多可・宍粟三郡のうちで与えられることになった。その結果、芦屋村・打出村は天領となった(※尼崎藩明和七年領知目録)

六月、辻六郎左衛門が代官となった(神戸市史別録一)
この年、芦屋村の実態は次の如くであった。

芦屋村高六三九石一斗二升七合、田地五〇町四反六畝二歩、戸数(寺社共)一八二軒(高持一四九軒、無高三三軒)、人口七八五人(男四〇六人、女三七九人)、牛四八疋、馬なし、船一艘(二〇石積、村中持)、水車一輛(油屋稼車六、米踏粉挽車五)、出家二人、堂守一人、医師なし、尿物売二人、非人番一人。嫁小百姓は農閑期に油屋稼・酒造・石堀・木刈に従事、下人下女給銀は男一カ年一五〇—二一〇匁、女六〇—八〇匁、牛売買價格一疋一五〇—三四五匁。また同村にある藤柴屋敷は東西一七間・南北一三間・猿丸屋敷は東西一九間・南北三二間、大將軍塚は東西四間尺五寸・南北四間半(※明和六年芦屋村明細帳・※猿丸吉左衛門氏文書)

一七七〇・明和七・後櫻町

四月、芦屋村百姓六八名が庄屋の曲事を訴え出した

(※猿丸吉左衛門氏文書)

一七七六・安永五・後桃園

八月、芦屋天神社本社修覆(※猿丸吉左衛門氏文書)

同月、芦屋村八左衛門は、字かにもりに米踏車をつくらうとし中野村・深江村・森村・津知村・三條村へ一札を差入れた

(※旧中野村有文書)

一七七八・安永七・後桃園

六月、庄内九カ村立合山の内字はぶ谷の横尾池用水の使用に關し、中野村から北畑村・田辺村・岡本村・三條村四カ村を松平遠江守役所へ訴えた(※旧中野村有文書)

十一月、萬年七郎右衛門が代官となった(神戸市史別録一)

一七八〇・安永九・光格

この年、三條村は前年より家数一軒を減じ、総人口は同じであった(男二人減、女二人増)(※同年点合帳)

一七五六—一七八〇

一七五六 全国の人口を調査した

一七五七 新田開發規定が出された

一七五八 竹内式部を捕え公卿を罰した

一七六〇 將軍家重は職を家治に譲つた

一七六一 前將軍家重(五一)歿

一七六五 後藤梨春が紅毛談を刊行し絶版を命ぜられた

一七六七 田沼意次が側用人となつた

一七六八 大阪に暴動がおこつた

一七六九 青木昆陽(七三)歿

田沼意次が老中格となつた

ワットが蒸気機関を發明した

一七七〇 百姓一揆禁止の高札を村ごとに掲げた

一七七一 伊勢おかけ参り流行

一七七四 杉田玄白らが解体新書を刊行

一七七六 池大雅(五四)歿

アメリカ合衆国獨立宣言

農民の離村を禁じた

一七七七 ロシア船が蝦夷にきて通商をもとめた

一七七九 平賀源内(五二)歿

江戸時代

一七八一・天明元・光格

六月十八日、東川用水溝普請のことについて、三條村・森村から芦屋村を大阪西奉行所へ訴えた(※旧中野村有文書)
十二月、右一件は解決した(同右)

一七八三・天明三・光格

一月、三條村田畑惣高二〇二石二斗四升(※小阪作兵衛氏文書)
この年、三條村は前年より家数一軒を増し、総人口は同じであった(男三人増、女三人減)(※同年点合帳)
六月、西宮駅並びに助郷三三カ村の難波につき願ひ出ていたところ、金千両十カ年貸付形式の拜借金及び加助郷の裁許をうけた(※小阪作兵衛氏文書)

一七八四・天明四・光格

一月、助郷は次の如くであった(百石について人足二四人、六歩懸り)。打出村—高六六石六斗六升九合、(一五九人・七分)
津知村—高一〇六石四斗四升一合、(二五人・六分)(※松田氏書写文書)
五月十八日、尼崎藩領菟原郡十八カ村・八部郡二カ村の庄屋連印を以て、寺社等の諸勅化売薬類の村々巡廻の制禁を奉行所へ願ひ出た(※小阪作兵衛氏文書)
七月、青木楠五郎が代官となった(神戸市史別録一)

一七八五・天明五・光格

この年、三條村は前年より家数を二軒増し、総人口は三人減った(男三人減)(※同年点合帳)

一七八二

下総印旛沼の開墾を命じた
清国の四庫全書ができた
大槻玄沢が蘭学階梯を著わした

一七八三

一七八四

佐野政言が田沼意知を殿中で傷けた
諸国飢饉

一七八五

林子平が三國通覧図説を刊行
ロンドン・タイムス発刊

一七八八・天明八・光格

五月、竹垣三右衛門が代官となった(神戸市史別録一)
六月、このころ芦屋村には油車十輛・米車一輛、三條村には米車二輛があつた(※岡本家文書)
七月十八日、飢饉に備えて妻を貯えた
芦屋村—二石三斗五升、打出村—五石三升(※松田氏書写文書)

一七八九・寛政元・光格

この年、三條村の家数は四二軒、人口は一六二人(男八二人、女八〇人)、牛は二三疋であつた(※寛政二年宗督人家改帳・※牛御改)

一七九〇・寛政二・光格

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一六〇人(男八五人、女七五人)、牛は二一疋であつた(※宗督人家改帳・※牛御改)

一七九一・寛政三・光格

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一六五人(男八七人、女七八人)、牛は一八疋であつた(※宗督人家改帳・※牛御改)

一七九二・寛政四・光格

この年、西打出村光明山照善寺火難(※松田氏稿本「芦屋の浦風」)

一七九三・寛政五・光格

十一月、岩佐郷藏が代官となった(神戸市史別録一)
この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七五人(男九三人、女八二人)、牛は一七疋であつた(※次年宗督人家改帳・※牛御改)

一七九四・寛政六・光格

八月、石原清左衛門が代官となった(神戸市史別録一)

一七八一—一七九四

一七八六

將軍家治(五〇)致
家客が將軍となった
米価騰貴により大阪・江戸各地に打ちわし・一揆がおこつた
松平定信が老中となった

一七八七

三浦梅園(六七)致
万石以上上米の制を定め
フランス革命がおこつた

一七八八

フランス革命がおこつた
朱子学を正学とし異学を排した

一七九〇

諸国代官に命じ郷藏を造り凶荒に備えさせた
林子平の海国兵談完刻

一七九一

異国船渡来の際の処置を令した

一七九二

林子平が罪せられた
ロシア使節ラクスマン根室に來り通商を請うた

一七九三

松平定信が老中を辞した
フランスに恐怖政治がはじまつた

十一月、廻米ならびに穀割付高は次の如くであつた

打出村—米五八石八斗九合、この穀一—五石六斗一升八合、内七石五斗扱手当、残り一〇八石一斗一升八合
芦屋村—米四〇石七斗五升一合、この穀八一石五斗二合、内五石扱手当、残り七六石五斗二合、この米三八石二斗五升一合
(※松田氏書写文書)

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七五人(男九三人、女八二人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一七九五・寛政七・光格

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七一人(男九二人、女七九人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一七九六・寛政八・光格

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一六九人(男九二人、女七七人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一七九七・寛政九・光格

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七三人(男九五八人、女七八人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一七九八・寛政一〇・光格

九月、打出村高九四石六升九合、芦屋村高六一一石九斗九合、三條村二〇二石三升、津知村一〇六石五斗五升(※寛政十年御料私領宛原郡村々高附帳)
この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七九人(男九七人、女八二人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一七九九・寛政一一・光格

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一八〇人(男九五五人、女八五人)、牛は一七疋であつた(※宗盲人家改帳・※牛御改)

一八〇〇・寛政一二・光格

四月廿五日、芦屋村・中野村・深江村・森村・三條村・津知村六カ村間に東川一之井手用水引取りに関する番組・刻限の取決めが行われた(※旧中野村有文書)

閏四月十八日、東川用水引取りの日割りについて三條村が理不尽であるとして深江村・中野村・津知村三カ村から三條村を大阪東奉行所へ訴えた(同右)

閏四月廿五日、右の件につき東奉行所で四村が対談した(同右)

六月、三條村では八幡宮の火燈支配をめぐって争いがおこつた(※小阪清兵衛氏文書)

七月、三條村畦垣内分水に関する争いが解決した(中野村・森村・深江村・津知村・三條村五カ村の關係)(※旧中野村有文書)

八月二日、右六カ村間の水争いは和議が成立した(※小阪清兵衛氏文書)

八月、この頃、三條村から毎年八月頃より翌年五月頃まで他国へ酒頭司に出かける者があつた。この年、江州一人・京都五人・若州三人・丹州一人・河州二人・総州一人・武州三人、計十六人が出稼をした(同右)

十二月十四日、西宮町の当舎金兵衛は、夙川・蘆屋川が年々の土砂流出で川床も山のごとなり、東西両辺の田畑がもれ水で湿地と化し、洪水の時は堤崩れ田畑砂入で耕作の便りを失う有様を歎き、その患を除くため夙川・口の東に築洲を行おうとし、この日その免許を受けた(※築洲勧進帳)

一七九四—一八〇〇

一七九五 円山応挙(六三)破

高橋作左衛門至時が天文方に挙げられた

一七九六 稲村三伯がハルマ和解を完成

イギリスのジェンナーが牛痘接種法を發明

一七九七 改暦が宣下され翌年より寛政暦を施行

一七九八 諸国の人口を調査した

近藤重蔵がエトロフ島を探検し大日本恵土呂布の標柱を建てた
ナポレオンがエジプトに遠征した

一七九九 松前領東蝦夷地を幕府直轄とした

高田屋嘉兵衛がエトロフ航路を開いた

一八〇〇 昌平坂学問所ができた

伊能忠敬が蝦夷地を測量した
伊藤若冲(八五)歿

江戸時代

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一八五人(男九七人、女八八人)、牛は一七疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇一・享和元・光格

三月、西宮の当舎金兵衛は、前年免許を受けた築洲のため諸方に勸進を行つた。また築洲成就祈禱のため「石」一字の一切経を海底に沈めんとし廣く書写を求めた(※築洲勸進帳)

六月七日、芦屋村と中野村・深江村・森村・津知村・三條村五カ村との間に東川用水使用の刻割が決定され、証文が取りかわされた(※旧中野村有文書)

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一九〇人(男一〇三人、女八七人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇二・享和二・光格

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一九七人(男一〇〇人、女九七人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇三・享和三・光格

三月、池田仙九郎が代官となつた(神戸市史別録)

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一九二人(男九九人、女九三人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇四・文化元・光格

十月十日、奥山池開発者猿丸安時が芦屋に生まれた(※浪華河野通胤文「猿丸安時略伝」)

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一九四人(男九七人、女九七人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇五・文化二・光格

十月、伊能忠敬が中国筋測量の途、打出村・芦屋村の海辺を測量した。このため村々の要した費用は次の通りであった

打出村	四三匁六分一厘	高割	二匁四分九厘	(高九四四石六升九合)
芦屋村	三六匁九分七厘	高割	一匁七分八厘	(家一八〇軒)
津知村	二二匁二分七厘	高割	三匁三分五厘	(高六一一石七斗七升一合)
三條村	二四匁三厘	高割	二匁三分二厘	(家二〇六石五斗五升)
		高割	一匁三分四厘	(家二〇軒)
		高割	一匁三分四厘	(高二〇二石三升)
		高割	一匁三分四厘	(四四軒)

(※小阪作兵衛氏文書)

十二月十四日、尾崎藩主松平忠告死去(松平系図・恩榮録)
この年、三條村の家数は四五軒、人口は一九七人(男九九人、女九八人)、牛は一八疋であった(※三條村宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇六・文化三・光格

この年、忠告の子大膳亮忠室が封を継ぎ、遠江守を称した(松平系図)
この年、三條村の家数は四五軒、人口は一九一人(男九六人、女九五八人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇七・文化四・光格

八月十八日、三條村より芦屋村への出作は惣高合四石四斗二升八合一匁であった(※文化四年芦屋村高古田作銘寄帳)
この年、三條村内の井手・川除・伏戸井・橋の廿六カ所が修理された(※小阪作兵衛氏文書)

一八〇〇—一八〇七

一八〇一 伊能忠敬が伊豆より陸奥に至る本州東海岸及び奥州街道を測量した
本居宣長(七二)歿

一八〇二 蝦夷奉行を創設
伊能忠敬が陸奥より越後を測量した

一八〇三 前野良沢(八一)歿
伊能忠敬が中部地方を測量した

一八〇四 高橋至時(四一)歿
中井竹山(七五)歿
僧慈雲(八〇)歿
朝鮮の聘礼を対馬でうけることとした
ロシア使節レザノフが長崎にきた
ナポレオン一世が帝位についた

一八〇五 伊能忠敬が西国一円の測量を開始した
レザノフが長崎を去つた
喜多川歌麿(五三)歿
トラファルガルの戦

一八〇六 豊作のため米価下落
神聖ローマ帝国滅亡

一八〇七 蝦夷地全域を幕府直轄とし、箱館奉行を廢し、松前奉行をおいた
柴野栗山(七四)歿

江戸時代

三條村の家数は四四軒、人口は一八四人(男九三人、女九一人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇八・文化五・光格

六月、三條村高二〇二石三升(※小阪作兵衛氏文書)
閏六月廿七日、朝鮮人対馬まで来聘についての国中高役掛金の免除を助郷三三カ村連判で大阪東番所地方役所に愁訴した(同右)

九月十日、右記の願は容れられなかった(同右)

この年、三條村の家数は四四軒、人口は一七七人(男九一人、女八六人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇九・文化六・光格

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一七五人(男九〇人、女八五人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八一〇・文化七・光格

三月、尼崎藩主の巡見があった(※小阪作兵衛氏文書)

八月、辻甚太郎が代官となった(神戸市史別録一)

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一七九人(男九一人、女八八人)であった(※宗督人家改帳)

一八一二・文化八・光格

六月卅日、降り続く大雨で芦屋川が満水になり東川一ノ井堰が大破した(※旧中野村有文書)

七月廿一日、破損した井堰の修理をめぐって、東川の共同管理村の三條村・津知村・中野村・森村・深江村五カ村と芦屋村との間に争論がはじまった(同右)

一八〇八

間宮林蔵が樺太を探検
イギリス船フェートン号
が長崎に入港

一八〇九

間宮林蔵は樺太より海峡
を渡り東郷に航しデトン
に至つて帰つた

一八一〇

桂川甫周(五九) 歿
小野蘭山(八四) 歿
上田秋成(七八) 歿
異国船防禦令がだされた
オランダはフランス帝国
に併合された

一八一二

天文方で馬場貞由、大親
女派らがシヨメル百科辞
典(厚生新編)の訳述を
はじめた
ロシア艦長ゴロニンら
を国後で捕えた

一八二二・文化九・光格

四月、東川一ノ井堰出入につき、中野村・深江村・森村・三條村・津知村は訴訟貫徹のため重ねて検約を申合せた(※旧中野村有文書)

五月、東川一ノ井堰出入につき、中野村・深江村・森村・三條村・津知村は今後の方針を誓約した(同右)

この年、三條村の家数は四二軒、人口は一七七人(男九〇人、女八七人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八二三・文化一〇・光格

十一月、打出村と小路村との間に口論が行われ、本庄九カ村は山論を惹起する心配があった(※小阪作兵衛氏文書)

この年、三條村の家数は四二軒、人口は一七六人(男九一人、女八五人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八二四・文化一一・光格

十一月、芦屋村八郎兵衛は芦屋川の上流、字ふしみに米踏車二輛を新
建するにつき東川掛村方へ一札を差入れた
(※明治廿六年水車引水訴状甲一号証)

この年、三條村の家数は四二軒、人口は一七一人(男九〇人、女八一人)、牛は一八疋であった(※宗督人家改帳・※牛御改)

一八〇七—一八一四

一八二二

高田屋嘉兵衛がロシア艦
に国後で捕えられた
寛政重修諸家譜が完成
ナポレオン軍がモスクー
より退却した

一八二三

大阪町人に御用金百万両
を課徴

一八二四

諸国大旱魃
ウィーン会議

一八二五・文化一三・光格

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一七一人(男九〇人、女八一人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二六・文化一三・光格

二月、芦屋村石稼人理平次は、東川用水井堰近辺の石を掘出したことについて、五方村に詫状一札を差入れた(※旧中野村有文書)

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一八〇人(男九三人、女八七人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二七・文化一四・仁孝

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一八〇人(男九一人、女八九人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二八・文政元・仁孝

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一八三人(男九四人、女八八人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二九・文政二・仁孝

八月、芦屋村では後任庄屋の選定をめぐって、全村一八一軒のうち年寄ら七二軒と、残り一〇九軒の百姓らとの間に争いがおこった(※文政二年芦屋村百九軒百姓歎願書・※文政二年芦屋村百九軒返答書)

この年、妙福寺第十五代住職廣真が本堂を再建した(※妙福寺文書)

三條村の家数は四三軒、人口は一九〇人(男九五五人、女九五五人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二〇・文政三・仁孝

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一九三人(男九二人、女一〇一人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二二・文政四・仁孝

この年、三條村の家数は四三軒、人口は一九二人(男九一人、女一〇一人)、牛は一八疋であった(※宗門人家改帳・※牛御改)

一八二三・文政五・仁孝

この年、三條村の家数は四三軒、牛は一八疋であった(※五人組帳・※牛御改)

一八二三・文政六・仁孝

五月、辻六郎左衛門が代官となった(神戸市史別録一)

一八二五・文政八・仁孝

六月、石原清左衛門が代官となった(神戸市史別録一)

一八二七・文政一〇・仁孝

十一月、打出村・芦屋村両村と住吉村・魚崎村・横屋村・田中村・野寄村・岡本村六カ村との間に起つた住吉川の用水に関する水論一件が解決した(※旧中野村有文書)

一八二九・文政一二・仁孝

四月十四日、尼崎藩主松平忠室歿(松平系図・恩榮録)

一八三〇・天保元・仁孝

八月廿七日、尼崎藩主松平忠誨歿(同右)

一八三一・天保二・仁孝

十月、忠誨には嗣子がなかつたから忠栄(忠告の末子、忠室の弟)が遺領を継いだ(同右)

一八三二・天保二・仁孝

四月廿二日、刑部少輔大江匡邦入道如林が「阿保親王像」一軸(絹本着色、住吉内記藤原廣定筆)を親王寺に奉納した(同画像)

一八三五―一八三一

一八二五 畿内東海道洪水

杉田玄白が蘭学事始を著わした

一八二六 諸国の戸口を調査した

山東京伝(五六)歿

一八二七 杉田玄白(八五)歿

古賀精里(六八)歿

一八二八 伊能忠敬(七四)歿

司馬江漢歿

一八二〇 堀保己一の群書類従完成

一八二二 伊能忠敬の大日本沿海実測図及び同実測録完成

堀保己一(七六)歿、ナポレオン一世歿

一八二三 全国の人口を検した

一八二三 シーボルトが出島に着任

一八二五 異国船打払令をだした

一八二七 小林一茶(六五)歿

一八二八 シーボルト事件が起つた

全国人口(公家武家又者を除く)二七二〇万余

一八二九 シーボルト帰国

一八三〇 近畿の民衆の間にお蔭参りが盛行した

フランス七月革命

一八三一 諸国の石高を検した

江戸時代

十月、辻富次郎が代官となった(神戸市史別録一)

一八三三・天保四・仁孝 五月、添田一郎次が代官となった(神戸市史別録一)

一八三六・天保七・仁孝 七月、池田岩之丞が代官となった(神戸市史別録一)

一八三七・天保八・仁孝 三月、津知村高一〇五石五斗八升二合、三條村高二〇二石三升、芦屋村高六一四石一斗八升四合、打出村高九五〇石八斗七升

一八四〇・天保一一・仁孝 この年、竹垣三右衛門が代官となった(神戸市史別録一)

一八四一・天保一二・仁孝 十月廿八日、芦屋村が東川(芦屋川上より分岐西南流)の川上に新川・新水車をつくつたため、下流の三條村・津知村・中野村・森村・深江村五カ村は用水に困るので、深江村・中野村二カ村から芦屋村を相手取り竹垣三右衛門代官役所へ訴え出した(※旧中野村有文書)

十一月十三日、芦屋村が新川・新水車の取拂の命を実行しないので、深江村・中野村より再び訴え出した(同右)

十一月廿九日、芦屋村が新川・新水車取拂の嚴命を依然実行しないので、深江村・中野村より重ねて訴え出した(同右)

十二月、芦屋村は本庄五カ村に対し新川・新水車取拂の一札を差入れた(同右)

この年から猿丸又左衛門安時が奥山池(芦屋村字奥山)の開さくに取りかかった。以来二十余年を経てこれを完成した(※猿丸翁頌徳碑・※河野通風文「猿丸安時略伝」)

一八三三 ゲーテ歿

一八三七 大塩平八郎(中蔵)の乱 將軍家齊は職を家慶に譲つた

一八三九 渡辺崋山、高野長英が捕えられた(蚕社の獄)

一八四〇 アヘン戦争がおこつた

一八四一 前將軍家齊(六九)歿 天保の改革

渡辺崋山(四九)歿 谷文晁(七八)歿

一八四二 異国船打払令を緩和し新水食料を給する事とした

イギリスと清が南京條約を結んだ

一八四三 香川景樹(七六)歿 幕府は江戸・大阪十里四方の私領を収めて直轄地とした、ついでその令を停めた

平田篤胤(六八)歿

一八四四 オランダ國王は幕府に開國を勧告した

一八四六 英・仏・米・丁抹の船が来航した

高島秋帆を罰した

一八四八 株仲間再興 フランス二月革命

一八五〇 太平天国の乱が起つた

一八五三 將軍家慶(六一)歿、家定親職

クリミア戦争が起つた

一八五四 ベリイ再び来航、日米和親條約調印

一八四二・天保一三・仁孝 一月十八日、芦屋村が芦屋川上流に設けた新川・新水車につき、三條村・津知村・森村・中野村四カ村から、竹垣三右衛門代官所芦屋村(普請主太右衛門)を大阪谷町奉行所へ訴え出した(※旧中野村有文書)

一月廿一日、芦屋村が約束に違ひ、芦屋川上流の新水車用の瀧壺・底戸井を取りこわさないで、深江村・中野村は芦屋村を竹垣三右衛門役所に訴えた(同右)

二月十八日、深江村・中野村は右芦屋村の違約をさらに大阪谷町奉行所に訴え出した(同右)

三月十八日、三條村も右芦屋村の違約を訴え出した(※小阪作兵衛氏文書)

五月廿六日、芦屋川上流新設水車をめぐる争論は、芦屋村側より深江村・森村・中野村・三條村・津知村五カ村へ水車を取拂うべき一札を差入れ解決した(※旧中野村有文書)

一八四六・弘化三・孝明 十一月、芦屋村九左衛門は芦屋川上字一ノ井手少し上西縁に水車を新設するため、用水組合三條村・森村・中野村・深江村・津知村五カ村に一札を差入れた(※明治廿六年水車引水訴状甲第二号証)

一八四九・嘉永二・孝明 この年、川上金吾助が代官となった(神戸市史別録一)

一八五四・安政元・孝明 二月、代官川上金吾助・同増田作右衛門は攝泉播三カ国海岸警衛の儀につき大阪城代土屋寅直へ上申し、川上金吾助代官所支配の菟原郡打出村・芦屋村等及び武庫郡中の村々は尼崎藩松平遠江守が警衛を担当すべきであるとした(大日本維新史料・大日本古文書)

一八三一—一八五四

江戸時代

二月廿六日、大阪城代土屋寅直は異国船近海渡来の際の大阪警衛に關し意見を幕府に具申し、特に尼崎・西宮・兵庫辺、住吉・堺・岸和田・紀州境辺を肝要の防守地と述べた(同右)

九月、ブチャーン率いるロシア船が大坂灣に入ったとき、尼崎藩主松平忠榮は灘筋村々海岸に警衛隊を派出して警備に當つた(同右)

一八五七・安政四・孝明

十月廿七日、芦屋村が芦屋川上流に新田畑・水道を多くつくつて水を引き、用水の日割・刻割を守らないため、三條村・森村・津知村から芦屋村を大阪奉行所へ訴えた(※松田氏書写文書)

一八六〇・万延元・孝明

十月、芦屋村又左衛門は芦屋川上字かわらけに水車一輛を新建するにつき、東川用水掛り組合三條村・森村・中野村・深江村・津知村五カ村に一札を差入れた(※明治廿六年水車引水訴状甲第三号証)

この年、羽田十左衛門が代官となつた(神戸市史別録一)

一八六一・文久元・孝明

三月廿三日、長州侯が攝海防備のため打出村字廣野に陣屋を設け、この日上棟、屋敷は二町余であつた(西田花居稿※「声の浦風」)

六月、芦屋村高六四八石四斗一升二合。(※猿丸吉左衛門氏文書)

八月六日、尼崎藩主松平忠榮は致仕し、子忠興が封を継ぎ、十二月遠江守を称した(松平系図)

この頃、芦屋村では農業に従事する外に素麺屋・石碌・大工・鍛冶屋、小船・木挽・質屋・酒造焼酎屋・油水車・粉挽水車・米踏水車・針銅水車・木柴山稼・女の着用木綿縁などが行われた。また芦屋村より西宮驛へ一年につき人足一〇三人を出し、手当銀九分宛を加助した(※猿丸吉左衛門氏文書)

一八六二・文久二・孝明

六月、打出陣屋は長州藩に於つて久留米藩の警備となつた(西田花居稿※「声の浦風」)

八月、打出陣屋は龍野藩の警備にかつた(同右)

一八六四・元治元・孝明

八月、打出陣屋は勢州藩の警備となつた(※「声の浦風」)

一八六五・慶応元・孝明

四月、東川の上流、芦屋・打出両村立会山字横道に新溜池がつくられ、溜池床年貢・普請料の割方、及び用水引取方法等につき、芦屋村・打出村・深江村・中野村・森村・津知村・三條村並びに水車惣代の間に約定証文が取替わされた(※旧中野村有文書)

五月、打出陣屋は加州大聖寺藩の警備となつた(※「声の浦風」)

閏五月廿九日、武庫川東西堤が決壊した(※「末代噺之種」)

一八六六・慶応二・孝明

五月、兵庫に一揆がおこつて豪商(北風一族)・米屋・質屋をおそつた(明石藩松平家記)

この年、打出陣屋は伊豫大洲藩の警備となつた(※「声の浦風」)

一八六七・慶応三・明治

十一月廿九日、西宮では御札降りエシヤナイカ踊が大流行で、市中は舞踊に狂呼し騒擾を極めた。当時この風は大阪・京都一帯に流行した(福地源一郎著「懐往事談」)

一八五四—一八六七

日章旗を日本国船印と定めた

日露和親條約調印

一八五六

米國總領事ハリス着任

アロー号事件がおこつた

一八五八

日米修好通商條約調印

將軍家定致、家茂襲職

安政の大獄がおこつた

一八五九

ダーウイン「種の起原」

一八六〇

桜田門外の変

清と英・仏が北京條約を結んだ

一八六一

大阪・兵庫・新潟の開港を延期

アメリカ南北戦争おこる

イタリヤの統一完成

ロシア農奴解放令公布

一八六二

坂下門外の変

生麥事件がおこつた

一八六三

長州藩は下関通航の外国船を砲撃した

一八六四

英米仏蘭四國艦隊が下関を砲撃した

第一回長州征討令がだされた

一八六五

長州再征

各國公使が大坂灣に廻航し條約の勅許を強請した

次で條約が勅許された

一八六六

將軍家茂(二)歿、慶喜襲職

一八六七

大政奉還・王政復古

一八六八・明治元・明治

一月十一日、備前藩家老日置帯刀従者森下立太郎は、いわゆる神戸事件(備前藩士の英人殺傷事件)解決まで芦屋の久保蒸太郎宅にあつて接衝に當つた(久保氏蔵※「報外国人書」)

一月廿二日、兵庫鎮台が設置せられ、外国掛総督東久世通禧がその総督に任ぜられた。兵庫鎮台は兵庫・神戸及びその附近の旧幕府直轄地の政務を掌つた(兵庫県会史)

二月二日、兵庫鎮台は兵庫裁判所と改称し、攝津(菟原郡を含む)・播磨・河内三国の旧天領の一部を管した。その総督には引続き通禧が任ぜられ、風俗には岩下佐治右衛門・寺島陶藏・伊藤俊輔(博文)らがあつた(同右)

この月、尼崎藩主松平氏は櫻井氏と改姓した(瓦木村誌)

四月、打出陣屋はこの年はじめ備前藩の警備となつたが、二月再び久留米藩の担当となり、この月より尼崎藩の任となつた

(西田花居稿※「芦の浦風」)

五月廿三日附太政官達により、一万石以下の領地を府県の支配に属せしめられ、旧徳川麾下下米地・旧堂上家領等は府県の支配となつた。こゝに兵庫裁判所は廃止され、兵庫県が置かれ、伊藤俊輔(博文)が初代知事に任ぜられた。兵庫県の管轄地は兵庫裁判所の管轄地のうち武庫郡以西の区域であつた。芦屋村・打出村は兵庫県の管轄となつた(兵庫県会史)

一八六九・明治二・明治

二月五日、太政官布告によつて公議所法則案が發布せられると同時に、各藩に議事院規則を定めるよう命ぜられた。これに従い尼崎藩では議事所を設けた(兵庫県会史)

三月下旬、打出陣屋を取拂つた(西田花居稿※「芦の浦風」)

六月十七日、朝廷は藩籍奉還の請を聴し、知藩事をおいた。廿日尼崎藩主櫻井忠興は尼崎知藩事となり、府藩県三治制の尼崎藩がおかれた。三條村・津知村はその管地であつた(兵庫県会史・市役所記録)

この頃、尼崎藩は播州五郡中八十四箇村と播州三郡中五十箇村を領し、草高(知行高)五一、四八三石余、五箇年平均の正租現米二五、七二二石余、永一、一〇四貫余、雜税現米一、八七一石余、永一六二貫余、戸数一〇、六一三戸、人口四九、四〇三人、うち士族三六〇戸、一、七四二人、卒二八七戸、一、三三六八、平民九、七六七戸、四五、七五九人であつた(藩制一覽)

一八七一・明治四・明治

七月八日附布令により、尼崎藩では大庄屋を何組何箇村取締里正、庄屋を里正、年寄を村吏と改称した。この名称はこの年十一月二十日、尼崎県廢止まで使用された(尼崎藩布令)

七月十四日の廢藩置縣布告により、尼崎藩は尼崎県と改称せられ、旧藩主櫻井忠興の知藩事を廢した(兵庫県会史)

八月、戸籍法施行に基づき、尼崎県・兵庫県は区轄制を布き管地を区劃に分け、各区に区長をおいた(同右)

一八七二・明治五・明治

十一月二十日、全国府県の廢合大改正にともない、この日附太政官布告により第二次の兵庫県がおかれ、尼崎県は廢された。兵庫県は攝津国川辺郡・武庫郡・菟原郡・八部郡・有馬郡の五郡一円を管した(同右)

一八六八—一八七二

一八六八

鳥羽伏見の戦王政復古を各国外使に布告した

神仏混淆を禁じた
五箇條御誓文を發した
官軍が江戸城を収めた
湊川神社を創建

官制を改め太政官を議政以下七官に分ち地方を府藩県に分けた
江戸を東京と改め遷都
明治天皇即位

明治と改元し一世一元の制を定めた

一八六九

民部官を設置し府県事務を掌らせた
華族、士族、卒の制を定めた

一八七〇

蝦夷地を北海道と改称
東京横浜間に電信開通
スエズ運河開通
トルストイ著「戦争と平和」完成
宣教師を罷き神道を國教化した
集議院を開いた
種痘を全国に行つた
平民に苗字を許した
新律綱領を頒布した
普仏戦争
イタリヤの統一がなつた

一八七一

郵便規則を定めた
大阪造幣寮落成
太政官制を改革し新に正院左院右院をおいた
日清通商條約締結
散髮廃刀令が出た
岩倉具視らを欧米に派遣
全国を三府七二県とした
職業撰択の自由許可
ドイツの統一が完成した

一八七二

土地永代売買解禁
東京大阪間に電信開通

明治時代

六月、兵庫県は村役人の大庄屋・庄屋・名主・年寄を廃止し、庄屋・名主を戸長、年寄を副戸長と改称した(県布達第一〇五号)

学制頒布、全国を七大学区、各大学区を三二中学区、各中学区を二一〇小学区に分けた

八月二日、兵庫県は更に区割を改定し、管下攝津国川辺郡以西五郡を十九区に分け、各区に区長一名をおいた。津知・三條・芦屋・打出の各村は第六区に属することとなった(県布達第一四二号)

新橋・横浜間に鉄道開業
大陰暦を廃し太陽暦を用い十二月三日を明治六年正月元日とした
神武天皇即位の年を以て紀元元年と定めた
徴兵令を頒つた

九月十日、この年七月の学制頒布により、この日、第三大学区第二三中学区第六区菟原郡芦屋小学校(精道小学校の前身)が西芦屋安樂寺を仮教場として開校し、読み・書き・珠算の授業を行った。修業年限は上等科四箇年、下等科四箇年で、一級より八級までに分け半年毎(五月及び十一月)に試験を行い進級する制であった。同じく修業年限四箇年の打出小学校が、親王寺庫裡を仮校舎として開設された。同校はのち校舎を妙福寺本堂、天神社々務所等に移した(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)

キリスト教解禁

一八七三・明治六・明治
八月、芦屋天神社・打出天神社・津知日吉神社・三條八幡神社がそれぞれ村社に列せられた(兵庫県神社誌)

紀元節を定めた
地租を改正し地券を設け賦課した
府県郡村の公費を地価に賦課した
征韓論に破れ西郷隆盛らが参議院を辞職した
民選議院設立を建白
佐賀の乱・台湾事件
板垣退助が立志社を創立
板垣退助が愛国社を創立
始めて地方官会議を開催
護国論・新聞紙條例頒布
フランス第三共和制成立
熊本の秋・萩の乱
西南の役
露土戦争
ベルリン會議

一八七四・明治七・明治
五月十一日、大阪・神戸間に鉄道が開通した。当時の駅は大阪・西宮・三宮・神戸駅(六月一日、神崎・住吉駅を設置)だけであった(芦屋駅記録)

一八七五
板垣退助が愛国社を創立
始めて地方官会議を開催
護国論・新聞紙條例頒布
フランス第三共和制成立
熊本の秋・萩の乱
西南の役
露土戦争
ベルリン會議

一八七八・明治一一・明治
七月廿二日附太政官布告第一七号による郡区町村編制法により兵庫県の一区(神戸区)三三郡と定められた(兵庫県会史)

一八七六
熊本の秋・萩の乱
西南の役
露土戦争
ベルリン會議

この年、芦屋小学校は教場狭隘なため西芦屋字開森一六三番地、現在の開森橋西詰に校舎一棟三教室を新築し移転した(精道小学校八十周年記念誌)

一八七七
熊本の秋・萩の乱
西南の役
露土戦争
ベルリン會議

一八七九・明治一二・明治
一月八日、郡区町村編制法により兵庫県の従前の区割制は廃せられ、菟原郡役所を住吉村におかれて郡長の治下に入った。郡は久しく地方の名称と化していたが、また一時行政区として存在するに至り、町村はその管下に入った(県布達第一号)

一八七九
琉球藩を廃し沖縄県をおいた
米國前大統領グラント来朝
学制を廃し教育令を制定
エディソンが電燈を発明

八月廿五日附兵庫縣布達第四〇号を以て村役人の副戸長は廃止された(同県布達)

一八八〇
集会條例を定めた
片岡健吉・河野広中らが同志九万余名に代り国会開設を請願
刑法治罪法公布
大日本国會期成有志公會が成立した
大阪大火

一八八〇・明治一三・明治
七月一日、兵庫縣布達第四四号により、兵庫縣は本則として数町村を連合して戸長をおく聯合町村戸長制を布き、この日より実施した。芦屋村・三條村・津知村・深江村・森村の五箇村は連合して第九戸長役場を深江に置き、打出村は単独で打出村戸長役場を置いた(市役所記録)

一八八〇
集会條例を定めた
片岡健吉・河野広中らが同志九万余名に代り国会開設を請願
刑法治罪法公布
大日本国會期成有志公會が成立した
大阪大火

十一月一日、奥山池開発者猿丸安時(七七)歿(猿丸安時略伝)

一八八一
明治廿三年を国会開設の期と定めた
板垣退助自由党を結成
日本鐵道會社創立

十二月八日附兵庫縣布達第一八四号を以て、菟原郡役所と武庫郡役所を合併して武庫菟原郡役所と称し、廳舎を西宮町においた。同日、武庫郡長兼菟原郡長渡辺徹が武庫菟原郡長に任ぜられた(県布達)

一八八二
明治一四・明治
十一月、兵庫縣布達第九一号により、戸長役場管理区域に改定あり、本則として聯合町村戸長制と単独町村戸長制とを混じて聯合町村又は毎町村に戸長を配することとなり、この日より実施せられた

十二月、芦屋小学校・打出小学校では改正教育令により修業年限を初等科三箇年、中等科三箇年と改め、半年半級を一年半級に改めた。珠算・算術・讀方・習字の授業を行った(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)

一八八二・明治一四・明治

一八八二
明治廿三年を国会開設の期と定めた
板垣退助自由党を結成
日本鐵道會社創立

一八七二―一八八一

一八七二―一八八一

た。これにより芦屋村・津知村・三條村は独立行政事務を実施した

(市役所記録)

一八八二・明治一五・明治

二月十六日、兵庫県布達丙六号を以て学区・小学校・同設置場所および区域町村を次の如く定めた(同県布達)

第一〇番学区 深江小学校 深江村・津知村・森村
第一一番学区 芦屋小学校 芦屋村・三條村
第一二番学区 打出小学校 打出村
同分校 打出村字西村 打出村字西村

二月廿六日、同日現在の戸数・人口は次の通りであつた

三條村 三九戸 一六二人
津知村 二四戸 一一三人
打出村 三〇五戸 一五一六人
芦屋村 二四五戸 一一〇八人
同西村 九八戸 五〇三人
(※松田氏書写文書)

一八八三・明治一六・明治

七月一日、兵庫県布達丙第一四号(六月一日附)により、本則として聯合町村戸長制に復することとなり、戸長役場管理区域を改めてこの日より実施した。深江組戸長役場(区域村名―深江村・芦屋村・三條村・津知村)は深江村に、打出組戸長役場(区域村名―打出村)は打出村におかれた。打出村は一村を以て戸長役場を設けた例外である(市役所記録)

一八八四・明治一七・明治

十月一日、兵庫県布達甲第八四号(九月八日附)により、戸長役場の称呼を、管理区域は変更することなく、従来の組名を廃し役場所在の町村名を冠し外何箇町村戸長役場と改称せられることとなり、深江組戸長役場は深江外三箇村戸長役場と改称した(市役所記録)

一八八二

伊藤博文が憲法取調のため渡欧
大隈重信が立憲改進黨を結成
福地源一郎が立憲帝政黨を結成
板垣退助岐阜にて遭難
日本銀行條令制定
独逸伊三國同盟

一八八三

始めて官報を發行
岩倉具視(五九)歿
立憲帝政黨解散
帝國教育會創立
大阪紡績會社開業

一八八四

地租條令を改定
鹿鳴館にて西洋舞踏の練習が始まつた
華族令制定
自由黨解黨

この頃、素麺業の全盛時代で、芦屋・本庄を通じて数十戸の工場があつた。又、漁業は深江に八、青木に三、蘆屋・打出に各一個の地引網があり鱈の漁獲が盛んで多く乾物として各地に販売された(芦屋郵便局沿革誌)

一八八五・明治一八・明治

六月廿三日、武庫菟原郡長渡辺徹は飾東飾西郡長に転任した
七月九日、田中稔助が武庫菟原郡長に任ぜられた(同右)

一八八六・明治一九・明治

三月、兵庫通達庚申第四号に基づき各村に總代を設置した(同県通達)
五月、芦屋小学校は菟原郡第九番学区精道小学校と改称し打出小学校・同西村分校・深江小学校を分校とした。精道の名は旧尼崎藩儒豊田政苗の撰、養精修道の扁額は当時の兵庫県知事内海忠勝の筆によるものと云われる(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)
九月十日、精道小学校は木造平屋建校舎七教室を芦屋樋口新田七三二ノ一に新築移転し開校式を行った。修業年限を簡易科三箇年、尋常科四箇年と改め、修身・珠算・算術・讀方・体操を授業した(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)

一八八七・明治二〇・明治

六月九日、武庫菟原郡長田中稔助は和歌山県属に転任した(武庫郡誌)
六月十三日、有馬郡長山崎短員が武庫菟原郡長に転任した(同右)

一八八八・明治二一・明治

四月廿五日、市制及び町村制が公布され、翌年四月一日より実施されることとなつた(法律第一号)
この年、足立酒醬油店創業(市商工要覧)

一八八一―一八八八

一八八五

日清天津條約締結
日本郵船會社開業
新に内閣制度を定め伊藤博文内閣成立

一八八六

帝國大學令・中学校令・師範學校令・小学校令が公布された
「メートル」條約加入
赤十字條約加入
東経一三五度の子午線時をわが標準時と定めた

一八八七

保安條例公布
東京電燈會社初めて点燈

一八八八

樞密院設置
黒田清隆内閣成立
「君が代」を国歌に制定

一八八九・明治二二・明治

四月一日、町村制が実施され、戸長・戸長役場を廃して村長・村役場を置いた。深江村は本庄村へ属し、芦屋村・津知村・三條村及び打出村を合せて精道村が成立した(精道村名は精道小学校名を以て命名)。精道村役場は芦屋字樋口新田一九一五番地(現在の精道小学校敷地内)に設けられた。又村会が開設され、山村忠左衛門が初代村長に選ばれた。又この日、各村の総代は兵庫県訓令第十九号(三月十五日附)により廃止された(市役所記録・打出史話)

一八九〇・明治二三・明治

五月九日、武庫菟原郡長山崎矩員は養父朝来郡長に転任し、同日、兵庫県属安藤行敬が武庫菟原郡長に任ぜられた(武庫郡誌)
五月十七日、府県制及び郡制が公布された(法律第三十六号)
七月十八日、旧尼崎藩主櫻井忠興が貴族院議員となった(武庫郡誌)
十月、精道小学校は菟原郡第九番学区精道尋常小学校と改称した(精道小学校八十周年記念誌)
十一月、精道尋常小学校では、当時西宮にあつた武庫菟原郡役所より教育勸語謄本を拜受し奉戴式を挙行した(同右)

一八九一・明治二四・明治

十月九日、武庫菟原郡長安藤行敬は水上郡長に転任した(武庫郡誌)

一八九二・明治二五・明治

一月廿五日、川辺郡長小島範一郎が武庫菟原郡長を兼ねた(武庫郡誌)
五月廿五日、照樂寺本堂の再建完成(照樂寺々記)
七月十五日、武庫菟原郡長小島範一郎の兼任が解かれ、新潟県古志郡長土橋多四郎が武庫菟原郡長に転任した(武庫郡誌)

一八八九

大日本帝国憲法発布
東海道鐵道本線全通
地租代米納廢止
三條実美内閣成立
山県有朋内閣成立

一八九〇

第一回衆議院議員総選挙、約三九三万八千の人口のうち有権者四五万
立憲自由党結成
教育勸語下賜
第一回帝國議會開催

一八九一

松方正義内閣成立
濃尾大地震
露仏同盟

一八九二

第二次伊藤内閣成立
孫文が興中会設立

一八九三・明治二六・明治

九月、精道村の内芦屋村二七名、同打出村二九名、同津知村一〇名、本山村の内森村二九名、同中野村二四名、本庄村の内深江村二三名、計六箇村一四二名の者は、芦屋川上流の水車が、この八月の旱魃に際し運転を止めず用水に欠乏を来さしめ、しばしばの停止申入れにも容易に應じないので、右水車持主精道村の内芦屋村四名、同三條村一名、本山村の内岡本村一名、西宮町二名、大阪府南堀江一名、計九名を相手取り水車引水停止権確認請求の訴訟を神戸地方裁判所に提起した(同訴状写)

この年、精道尋常小学校は精道・本庄両村組合立精道尋常小学校と改称し、修業年限を尋常科四箇年とし、一学年四学期編成とした(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)

一八九四・明治二七・明治

四月、東海道線三宮・西宮間の複線工事竣功(武庫郡誌)
十二月廿四日、武庫菟原郡長土橋多四郎は非職となり、同日加古郡長阿部光忠が武庫菟原郡長となった(同右)

一八九五・明治二八・明治

七月、精道村長山村忠左衛門が退職した(市役所記録)
九月、天野小平次が第二代精道村長となった(同右)
この年、修業年限二箇年の高等小学校を新設し、御影町外八箇村学校組合立高等小学校と称し、御影町に本校を設け、精道村に分校を併置した。開森橋西詰の旧芦屋小学校校舎を移転し校舎の東側に置き、これを役場とし、役場のあとを高等科教室とした。高等科の科目は修身・珠算・算術・讀方・体操・地理・歴史・理科であつた。(精道小学校八十周年記念誌・打出史話)

一八八九—一八九五

一八九三

三菱合資会社設立
俳句革新運動がおこつた

一八九四

日清戦争がおこつた

一八九五

日清講和條約調印
三國干渉と遼東半島還付
レントゲンX線発見

一八九六・明治二九・明治

四月一日、郡制(明治廿三年公布)実施に当り武庫郡・菟原郡・八郡の三郡を廢して、その区域を以て武庫郡とし、郡役所(郡長は前武庫菟原郡長阿部光忠)を西宮町に置いた(武庫郡誌)
七月一日、郡制が実施され郡の自治制が布かれた(法律第三九号)
八月十五日、塚本善次郎が精道村最初の町村選出郡會議員に選ばれた(武庫郡誌)

一八九七・明治三〇・明治

四月、精道村長天野小平次が退職した(市役所記録)
五月、山村伊左衛門が第三代精道村長となった(同右)
八月廿九日、本山村の内中野村、同森村、本庄村の内深江村、精道村の内津知村、同三條村の五箇村(日本庄水利組合五箇村)と芦屋川上流の水車持主一六名との間において、今後の水車引水に關し、武庫郡長阿部光忠の斡旋を以て契約を締結した(同契約証書)

一八九八・明治三一・明治

四月、葦屋宇四新田にデンマーク人 H. Howler (範多) が「アンチ モー」製煉所を建設したが失敗に終つた(芦屋郵便局沿革誌)

一八九九・明治三二・明治

四月十一日、精道尋常小学校・同高等小学校を合併して精道村立とし、精道尋常高等小学校と称した(精道小学校八十周年記念誌)

一九〇〇・明治三三・明治

九月、改正小学校令(八月廿日公布)により尋常小学校四箇年を義務教育とし、高等小学校を二箇年とした(精道小学校八十周年記念誌)

一八九六 第二次松方内閣成立

諸国と通商航海條約調印
日露協商條約締結
近代オリンピック第一回大会をアテネで開催

一八九七 諸国と通商航海條約調印

八幡製鐵所設置
足尾銅山飢毒事件
京都帝國大学創立
金本位制実施
朝鮮は国号を大韓と改定

一八九八 第三次伊藤内閣成立

大隈重信内閣成立
第二次山県内閣成立
米國、ハワイ、フィリッピン併合
見キョーリ夫妻ラジウム発見

一八九九 三井銀行、安田銀行設立

万国平和會議調印
山東省に義和團暴動發生

一九〇〇 政友会組織

第四次伊藤内閣成立
北清事變

一九〇一・明治三四・明治

四月十二日、武庫郡漁業組合が設置された(西宮浦・鳴尾浦・大庄浦・精道浦・深江浦・青木浦・東須磨浦・須磨浦)(武庫郡誌)

一九〇二・明治三五・明治

五月、精道村長山村伊左衛門が退職した(市役所記録)
十月、中島為治郎が第四代精道村長となった(同右)
この年、精道尋常高等小学校では木造平屋建校舎二教室を増築し、高等科教室とし、講堂を兼ねた(精道小学校八十周年記念誌)
打出・西打出・浜芦屋消防組がそれぞれ私設された(武庫郡誌)

一九〇三・明治三六・明治

四月、精道裁縫学校創立(精道小学校内)(武庫郡誌)
七月、精道村長中島為治郎が退職した(市役所記録)
十二月、猿丸吉左衛門が第五代精道村長となった(同右)
この年、三條青年会が發足した(武庫郡誌)

一九〇四・明治三七・明治

九月十五日、武庫郡水産組合が設立された(武庫郡内漁業者および水産物製造業者で組織)(武庫郡誌)
この年、耕地面積一田二三町四段歩・畑八五町歩、漁獲高二、七〇〇貫、八〇一円、水産物製造高一、五〇〇貫、一、八〇〇円(同右)

一九〇五・明治三八・明治

四月十二日、阪神電気鉄道株式会社は梅田(現在の出入橋)・三宮間に電車を開通し、芦屋・打出の二停留所を設置した(同会社記録)
五月廿一日、打出青年会創立(武庫郡誌)
七月、打出浜に海水浴場設置(同右)

一八九六―一九〇五

一九〇一 福沢諭吉(六八)没

日本女子大学開校
桂太郎内閣成立
日本赤十字社條例公布
神戸・下関間鉄道全通
オーストラリア連邦成立
ノーベル賞制定

一九〇二 日英同盟成立

シベリア鉄道完成
小学校国定教科書制度公布
ライト兄弟飛行機發明

一九〇三 日露戦争がおこつた

煙草専売法公布
大阪商船会社創立

一九〇四 日英同盟擴張協約調印

日露協約調印
日露協約調印
夏目漱石「吾輩は猫である」刊
ロシアに革命的混乱勃發
中国革命同盟会成立

一九〇五 日英同盟擴張協約調印

日露協約調印
日露協約調印
夏目漱石「吾輩は猫である」刊
ロシアに革命的混乱勃發
中国革命同盟会成立

明治時代

八月一日、久保田石粉工場設立(武庫郡誌)

この年、旧芦屋小学校敷地内の汐見櫻が大阪の紳商に売られた

(※松田氏稿本「芦屋の浦風」)

精道尋常高等小学校では木造平屋建校舎六教室(三十四間校舎と呼

ばれた)を北側に増設した(精道小学校八十周年記念誌)

打出夜学会が斎藤幾太によつて起された(打出史話)

人口三、五〇〇人、戸数六四六、田地二三三町四段、畑地八五町

(村勢要覽)

一九〇六・明治三九・明治

二月一日、寺沢組製造工場創業(武庫郡誌)

二月、精道村長猿丸吉左衛門が退職し、猿丸又左衛門が第六代精道村

長となつた(市役所記録)

四月廿八日、基督伝教会社経営の聖使女学校創立(武庫郡誌)

十一月、在郷軍人会組織(同右)

一九〇七・明治四〇・明治

四月、尋常小学校を六箇年の義務教育に改められ、高等小学校を二箇

年とした(精道小学校八十周年記念誌)

六月、阪神電車芦屋停留所から高座瀧に至る二間幅道路が新設された

七月、打出浜海水浴場を香櫛園浜に移した(同右)

八月廿一日、三條八幡神社社殿改造(兵庫県神社誌)

九月廿六日、三條八幡神社に無格社山神社・殿島神社を合祀(同右)

十月、精道村長猿丸又左衛門が退職し、阪本久七が第七代精道村長に

なつた(市役所記録)

十一月一日、木村組製造工場創業(武庫郡誌)

一九〇六

西園寺公望内閣成立

鉄道国有法公布

ロシアより南樺太受領

日米海底電線竣工

南滿洲鉄道株式会社設立

一九〇七

日仏・日露・日韓協約調

印

第一回文部省美術展覧会

英露協商

第二回万国平和会議

この年、大阪府立高等医学校長佐多愛彦はその専門とする結核病学的

立場より芦屋の山手地帯を阪神間第一の健康地と断じ自ら別荘を建

て、松風山荘住宅地の基を開いた(佐多直康氏回答)

一九〇八・明治四一・明治

四月、三條村民が塩通山法恩寺跡から石棺の蓋を掘出した

(松田氏稿本※「芦屋の浦風」)

五月八日、芦屋天神社(現、芦屋神社)に無格社山神社・水神社・門

丸社・庚申社・御神社・御神社の六社を合祀した(芦屋神社記録)

七月十四日、神戸史談会が法恩寺跡の石棺蓋発見地を発掘したが成果

はなかつた(松田氏稿本※「芦屋の浦風」記載神戸史談会談話)

七月廿七日、打出天神社に無格社金刀比羅神社・春日神社・若宮社・

南宮社・殿島神社の五社を合祀した(兵庫県神社誌)

十月五日、阪神電気鉄道株式会社が電燈供給を開始した(同会社記録)

十二月二日、芦屋天神社に若宮・天王社・塞神社・山神社の四社を合

祀した(芦屋神社記録)

十二月十四日、武庫郡長阿部光忠歿(武庫郡誌)

一九〇九・明治四二・明治

一月十八日、城崎郡長内海忠誨が武庫郡長に転任した(武庫郡誌)

六月十八日、天理教精道宣教師が芦屋に設立された(同右)

十月一日、岡本製鐵工場設立(同右)

十月十三日、芦屋天神社境内出雲神社に無格社愛宕社・多賀社・竈神

社・粟嶋社の四社を合祀(芦屋神社記録)

この年、武庫郡水産組合が廣島県佐伯郡草津町から蛤苗一〇石を購入

し、精道浦へ八斗五升五合を分配養殖させたが、結果は非常に悪か

一九〇五―一九〇九

一九〇八

日米仲裁裁判條約調印

第二次桂内閣成立

戊申詔書が出された

神道天理教の独立許可

一九〇九

新聞紙法公布

大阪大火

近江美濃大地震

伊藤博文(六九)歿

明治時代—大正時代

つた(武庫郡誌)

人口三、九〇四人、戸数七六二、耕地面積一田三三〇町歩・畑八二町三段歩、漁獲高二、六〇〇貫・一、〇一五円、水産物製造高八〇〇貫・九六〇円、養蠶專業者一八戸(同右)

一九一〇・明治四三・明治

一月、山芦屋青年会発足(武庫郡誌)

二月十八日、津知日吉神社境内に嚴島神社(津知村一ノ坪)を移転合祀した(兵庫県神社誌)

五月、精道尋常高等小学校では塵取校舎の北側に木造平屋建校舎四教室を新築した(同校八十周年記念誌)

九月、精道尋常高等小学校では高等科教室を南に移転し、そのあとに木造平屋建二教室を新築した(同右)

十一月、在郷軍人会が改組され帝國軍人会精道村分会となった(武庫郡誌)

この年、東芦屋青年会成立(同右)

武庫郡農会が種牡牛の但馬牛一頭を購入し、精道村・須磨町・山田村で良種の繁殖をはかった(同右)

精道村教育会が設立された(打出史話)

斎藤幾太が打出字古敷二三番地に竈を築いて作陶し良品をえたので「打出焼」と銘じ、一切を阪口砂山に譲つて経営せしめた(同右)

一九一一・明治四四・明治

十月一日、精道村立幼稚園が認可をうけて開園(現在の市水道課附近)した(市教育委員会記録)

一九一〇 地租條例改正

幸徳秋水事件

韓国併合、朝鮮と改称

帝國在郷軍人会発会

帝國農会設立

徳川好敏が代々木原で最初の飛行をなした

白瀬中尉等南極探検

トルストイ歿

一九一一 日英同盟改訂

南北朝正論がおこつた

十一月廿日、陸軍大將乃木希典の統監で第四・第十六兩師団對抗演習が西播平野で行われ、皇太子殿下(大正天皇)が臨御された(武庫郡誌)

一九一二・大正元・大正

二月十一日、西打出修徳青年会創立(武庫郡誌)

四月一日、東洋牛乳株式会社創業(同右)

六月一日、武庫銀行芦屋支店開設(芦屋郵便局沿革誌)

七月廿七日、西宮貯金銀行芦屋支店開設(武庫郡誌)

八月一日、芦屋郵便局が無集配三等郵便局として芦屋字樋口新田一九一四番地ノ二に創置され、大阪逓信局管理局監督区内に属した(芦屋郵便局沿革誌)

八月廿九日、神戸ガス株式会社が容積五立方呎のタンクを打出に設置し、十一月よりガスの供給を開始した(武庫郡誌)

八月、精道村長阪本久七が退職した(市役所記録)

十月、大田市右衛門が第八代精道村長となった(同右)

この年、津知青年会発足(武庫郡誌)

一九一三・大正二・大正

四月、神戸市範多商會設立の万国塗料合名会社創立(武庫郡誌)

六月、阪神水電興業株式会社が芦屋川の上流に発電所を設けた。これはのち阪神電気鉄道株式会社の経営となった(同右)



八月一日、東海道線芦屋駅が精道村の請願(工費一万元・敷地三千坪寄附)により芦屋字芦原(現在地)に開設された(芦屋駅記録)

一九〇九—一九一三

第二次西園寺内閣成立
中国、辛亥革命
アムゼン南極到達

一九一二 国際紛争平和的処理條約公布

明治天皇(六一)崩御

第三次桂内閣成立

中華民國成立

第一バルカン戦争

一九一三 山本権兵衛内閣成立

立憲同志会設立

徳川慶喜(七七)歿

ブラジル移民本格化

御木本幸吉養殖真珠特許

大正時代

八月、打出字宮川から芦屋駅に至る二間半道路新設(武庫郡誌)
この年、八木食料品店創業(市商工要覧)

一九一四・大正三・大正

一月、精道尋常高等小学校では旧国道側東西に木造平屋建六教室を新築した(精道小学校八十周年記念誌)

打出焼陶器工場(合資会社)設立(武庫郡誌)

三月卅一日、芦屋郵便局で電信事務取扱を開始(芦屋郵便局沿革誌)

五月、神戸市水道株式会社は山麓に東西に道路(水道道)を設け鉄管埋設工事を行い、山手一帯の交通を便にした(同右)

九月十七日、芦屋郵便局が芦屋字樋口新田一九一八番地(現在地)に局舎を移転した(同右)

十一月六日、芦屋郵便局で電話交換事務を開始した(同右)

十一月十九日、金光教精道教会所(教会長山森文司)が芦屋村に設立された(武庫郡誌)

この年、精道村人口五、〇九四人、戸数一、〇九五、自動車四台、耕地面積一田二四町五段歩・畑七九町六段歩、漁獲高八、〇〇〇貫

二、八〇〇円、水産物製造高一、九〇〇貫一、三二〇円、麦粉産額六万円内外、薬製品額四、一〇〇円(同右)

一九一五・大正四・大正

五月、合名会社二和護謄製造所創立(武庫郡誌)

七月十一日、芦屋郵便局が集配普通三等郵便局となり、西部逓信局監督区内に属した(芦屋郵便局沿革誌)

九月七日、私設浜芦屋消防組が公設となった(武庫郡誌)

十月廿一日、阪神電気鉄道株式会社が電力供給を開始した(同右)

十二月、精道村長大和市右衛門が退職した(市役所記録)

小林一三が宝塚少女歌劇を作った

一九一四 第二次大限内閣成立

二科会設立

第一次世界大戦勃発

パナマ運河開通

一九一五

対華二十一箇條交渉
ドイツ潜水艦無警告撃沈
開始

アインシュタイン一般相
対性理論発表

一九一六・大正五・大正

一月、杉岡藤右衛門が第九代精道村長となった(市役所記録)

五月、西田柳製造工場創立(武庫郡誌)

十一月、奥山池開発者猿丸安時翁頌徳碑(池辺義象撰文並びに書、久我通久篆額)が建立された(同碑文)

この年、私設打出・西打出消防組が公設となった(武庫郡誌)

一九一七・大正六・大正

二月廿八日、武庫郡長内海忠海は依願免官となり、揖保郡長安達儀一郎が武庫郡長に転任した(武庫郡誌)

七月、精道村長杉岡藤右衛門が退職し、猿丸又左衛門が第一〇代精道村長となった(市役所記録)

十二月廿二日、村立隔離病舎の設置が認可された(同右)

この年、芦屋公園(松浜遊園)が開設された(同右)

一九一八・大正七・大正

六月七日、茶屋芦屋・山芦屋・三條・津知各消防組が公設された(武庫郡誌)

七月十三日、村立隔離病舎(通称、精道病院)が竣功した(現、神戸市東灘区本庄町栄町通一丁目)(市役所記録)

一九一九・大正八・大正

九月廿六日、芦屋郵便局が二等局に昇格し、大阪逓信局の監督区内に属した(芦屋郵便局沿革誌)

十月六日、御形警察に属する芦屋警部補派出所が、樋口新田の官有地(現、精道小学校南の芦屋遊園地の一角)に新設され、精道村の外

本山・本庄二村を管轄した(市役所記録)

一九一三・一九一九

一九一六

工場法実施
寺内正毅内閣成立

憲政会発会

ニュートランド沖海戦

一九一七

石井ラッパ協定成立

アメリカ参戦

ロシアに二月・十月革命
がおこり露帝国滅亡

中国、文学革命

一九一八

シベリア出兵
米騒動がおこった

原敬内閣成立

第一次世界大戦休戦

ロシア社会主義ソウイェ
ト共和国憲法制定

普選論が抬頭した

パリ平和会議開催

ベルサイユ條約調印

中国に五四運動が起つた

ガンジーが不服従運動に
起つた

大正時代

この年、精道尋常高等小学校では塵取校舎・高等科教室・平屋二教室一棟を取除き、明治四三年五月新築の四教室一棟を市役所前に移転し、木造二階建校舎十七教室を東向に新築、以後正門は東となつた。
(精道小学校八十周年記念誌)
精道村人口八、六六七人、戸数一、九三八、耕地一田二一三町六段歩、畑七一町八段歩、漁業従事者五戸二五人、漁獲高七、四八〇貫・三、八六〇円、水産物製造高三、二〇〇貫・五、四四〇円。
精道村は武庫郡において石材と粘土の主要産地であつた。
(武庫郡誌)

一九二〇・大正九・大正

一月四日、東芦屋消防組公設(武庫郡誌)
四月、精道村長猿丸又左衛門が退職した(市役所記録)
七月十六日、阪神急行電鉄神戸本線(梅田・上筒井間)が開通し、芦屋川停留所が設置された(同会社記録)
七月、松井吉右衛門が第一二代精道村長となつた(市役所記録)
この年、精道村人口一、一五一人、世帯数二、二六九。電話加入者数二二二(芦屋郵便局沿革誌)

一九二二・大正一〇・大正

一月七日、西芦屋消防組公設(武庫郡誌)
四月十二日、法律第六三号を以て大正十二年四月一日より郡制廃止の件が公布された(同法律)
五月、精道村長松井吉右衛門が退職した(市役所記録)
七月、杉岡藤右衛門が第一二代精道村長となつた(同右)
十一月卅日、武庫郡教育会編「武庫郡誌」刊行(同書)

一九三〇 尼港事件

第一回国勢調査を施行
戦後の恐慌が襲来、経済不況が続き労働運動が活発化した
国際聯盟が正式に成立

一九三二

皇太子海外巡遊
原敬(六六)歿
高橋是清内閣成立
ワシントン軍縮会議開催
日英同盟廃棄

一九二二・大正一〇・大正

三月廿四日、私立愛光幼稚園が設立された(市役所記録)
八月三日、私立甲陽幼稚園が設立された(同右)
九月一日、株式会社灘商業銀行芦屋支店開設(神戸銀行調)
十月廿一日、省線芦屋駅は駅舎を新築して現位置に移転した(芦屋駅記録)
大正八年よりこの年にわたり十二回に区別して耕地整理を行うと共に省線以南の芦屋川改修工事をなし両岸の堤防を拂下げ遊園地・宅地とした(芦屋郵便局沿革誌)

一九三三

イギリス皇太子来朝
大日本青年団創立
加藤友三郎内閣成立
山東半島還付

一九二二・大正一〇・大正

一月廿日、芦屋駅は同所に南駅を開設した(芦屋駅記録)
四月一日、郡制廃止が実施され、郡は自治体の性質を消滅した(大正十年公布法律第(三三)号)
日本メソヂスト芦屋教会(現、日本キリスト教団芦屋山手教会)が現在地(大原町四九)に設立された(同教会調)
五月、大阪で開催された第六回極東選手権競技大会において、本村の猿丸吉雄(吉左衛門)は砲丸投(十二ポンド)競技に第四位賞をうけた(同氏回答)
六月十四日、精道村役場は隣接地(樋口新田一九一六番地)に鉄筋コンクリート造三階建新廳舎を竣功し移転した。総工費は約六三、〇〇〇円で、当時、日本一の村役場と称された(市役所記録)

一九三三 第二次山本内閣成立

關東大震災

一九二四・大正一三・大正

十二月十八日、武庫郡長安達儀一郎は依願免官となり、津名郡長永木誠太郎が武庫郡長に転任した
一九一九―一九二四

一九二四 清浦奎吾内閣成立

政友会分裂
加藤高明内閣(護憲三派連立内閣)成立

大正時代—昭和時代

この年、精道尋常高等小学校では鉄筋コンクリート三階建校舎十二教室を校地北東部に新築した(同校八十周年記念誌)

打出部落で昔から行われてきた十一講及び本頭の講社は、耕地整理のため講有地が各講員に配当されることになったのを機として、遂に解散した(打出史話)

打出字谷田に天理教豊春宣教所が設立された(同右)

一九二五・大正一四・大正

三月、精道尋常高等小学校では市役所前平屋校舎に二階四教室を新設した(同校八十周年記念誌)

五月、精道村長杉岡藤右衛門が退職した(市役所記録)

六月、助野庄兵衛が第一三代精道村長となった(市役所記録)

七月五日、日本組合声屋教会(現、日本キリスト教団声屋打出教会)が今の舟戸町に設立された。同教会は昭和十二年現在地(宮川町九三)に移転した(同教会調)

八月一日、東声屋郵便局(普通三等局)が声屋字舟戸一九二番地に開設された(声屋郵便局沿革誌)

この年、精道村人口一九、一〇一人、世帯数三、八八六(村勢要覧)

一九二六・昭和元・今上

六月卅日、武庫郡役所が廃止された(市役所記録)

九月廿四日、村立精道第二尋常小学校(現・宮川小学校)を設置することとなったので鉄筋コンクリート造三階建校舎を打出字川西(現・宮川町五五)に起工した(同右)

十一月十五日、東海道線東灘・神崎間に復々線運転を開始した(声屋駅記録)

メートル法実施
小作調停法公布
レーニン(五三)敗、スターリンが指導者となった

一九二五

東京放送局放送開始
大阪市接統町村を合併
治安維持法公布
普通選挙法公布
第二次加藤内閣(単独憲政党内閣)成立
ロカルノ條約
孫文歿

一九二六

若槻礼次郎内閣成立
労働争議調停法公布
全国に青年訓練所設置
日本放送協会設立
労働農民党・社会民衆党
結成
大正天皇(四八)崩御
蒋介石が国民革命軍總司令となり北伐を開始

この年、精道村人口二〇、五八六(男九、七六三人、女一〇、八二三人)、世帯数三、九六三(村勢要覧)

一九二七・昭和二・今上

三月廿一日、東声屋郵便局が声屋字之ノ欠一九二〇番地ノ二(現在地)に移転した(声屋郵便局沿革誌)

四月一日、阪神国道開通、幅員十五間(二七・二八米)の舗装大道路で阪神間交通運輸に劃期的変革をもたらした(土木出張所記録)

四月卅日、声屋警部補派出所は昇格し、声屋警察署が創設された(県告示第四三二号)

五月、蘆屋佛教会館(鉄筋コンクリート三階建)が声屋字中程(現在地)に竣功、六月初開館した(同所記録)

七月一日、阪神電気鉄道株式会社経営の阪神国道電車開通(同社記録)

八月上旬、声屋警察署本館(現廳舎・鉄筋コンクリート造三階建)及び車庫・官舎等が現在地に竣功した(市役所記録)

八月、三田谷治療教育院開設(市役所記録)

九月十二日、東声屋郵便局が上声屋郵便局(普通三等局)と改称した(声屋郵便局沿革誌)

九月、三條火葬場が開設された(同所調)

十月廿九日、村立精道第二尋常小学校(現・宮川小学校)鉄筋コンクリート三階建校舎竣功(市役所記録)

十月、精道村長助野庄兵衛が退職した(市役所記録)

十一月、船井合資会社製薬工場(医薬品・売薬製造)創立(打出史話)

十二月一日、精道第二尋常小学校(現・宮川小学校)が打出字川西(現・宮川町)の新築校舎で開校した。これにともない精道尋常高

一九二四—一九二七

一九二七

奥丹後地方強震
田中義一内閣成立
第一回モラトリアム施行
大日本女子青年団創立
立憲民政党結成
始めて明治節を挙行
東京に地下鉄開通
岩波文庫が発刊された
ジネネーブ軍縮会議
南京に国民政府樹立
リンンドバークが大西洋無
着陸横断に成功

昭和時代

等小学校は児童を一部同校に移し精道第一尋常高等小学校と改称した(市教育委員会記録・精道小学校八十周年記念誌)

この年、春、大阪医科大学長佐多愛彦は株式会社日本住宅会社に委託して松風山荘住宅地の分譲を開始した(佐多直康氏回答)

エー・エム・モーニング・ブレード製作所(安全剃刀替刃製造)が創立された(打出史話)

精道村人口二一、七七九人(男一〇、三七六、女一一、四〇三人)、世帯数四、三〇五(村勢要覧)

一九二八・昭和三・今上

一月十三日、芦屋郵便局の増築竣工、ほぼ現状の如くなつた

(芦屋郵便局沿革誌)

二月廿日、第一回普通選挙が行われた。当日有権者数二、七七五人、投票率七九・六七%(市役所記録)

二月、猿丸吉左衛門が第一四代精道村長となつた(同右)

四月一日、阪神芦屋バス開通、芦屋川の東堤を南北に走り山麓より海岸への交通を便にした(芦屋郵便局沿革誌)

五月、三條寺ノ内所在古墳二基(西村磯右衛門氏所有地)から素焼甕形土器など土器が発掘された(京都大学考古学教室記録)

六月廿一日、打出郵便局(普通三等郵便局)が打出字小植一一番地ノ七(現在地)に開設された(芦屋郵便局沿革誌)

七月廿八日、阪急バス開通、阪神芦屋バスと併行して共に南北の交通を大いに便にした。阪急バスはのち阪神合同バス株式会社と改称した(同右)

一九二八

日本共産党大檢舉

済南事件

野口英世(五三)歿

治安維持法改正

京都にて即位大礼挙行

ケロッグ不戦条約成立

ソ連第一次五カ年計画

イタリヤ、ファシスト独

裁法案成立

張作霖(五六)爆死

蔣介石、国民政府主席に就任

十月、精道村に市街地建築物法が施行せられた(市役所記録)

この年、精道村人口二二、四九一人(男一一、四三〇人、女一一、〇六一人)、世帯数四、六五〇。本籍人口九、三三二人、本籍戸数一、八三七戸。田一七・一町、畑五六町、計二二・七町、住宅地四二・八町、原野九町。農業四二〇戸、漁業八戸、工業二二戸、商業八七五戸、交通業八戸、日雇労働者五七九戸、家事使用人四八八戸、不明四六八戸、土地家屋収入による生活者四二二戸、無職一、三三一戸(村勢要覧)

一九二九・昭和四・今上

一月廿五日、芦屋郵便局では電話加入者の激増にともない自動交換式を採用することとなり新築電話事務室が竣工した(芦屋郵便局沿革誌)

四月一日、阪神国道バスが開通した(同右)

七月十三日、島之夫妻「芦屋の里」が刊行された(同書)

七月廿二日、六蔵荘土地区劃整理組合の設計が認可された(市役所記録)

八月三日、山手土地区劃整理組合の設計が認可された(同右)

この年、人口二五、〇六九人(男一二、二六一人、女一二、八〇八人)、世帯数四、九五五(村勢要覧)

一九三〇・昭和五・今上

二月二日、芦屋郵便局の電話事務室が開局し、電話が単式から自動交換式となつた。この年電話加入者総数は一、四六三に達した(芦屋郵便局沿革誌)

四月、精道村長猿丸吉左衛門が退職した(市役所記録)

一九二七―一九三〇

一九二九

日本航空輸送株式会社が開業した

浜口雄幸内閣成立

世界経済恐慌が始まつた

ツェッペリン伯号飛行船が世界を一周した

パード南極探検飛行成功

一九三〇

金輸出解禁

第二回国勢調査施行

東海道線に特急車の運転を開始した

神戸沖大観艦式挙行

昭和時代

四月、山村外二経営の山芦屋水道（給水対象人口一、〇〇〇人）が完成した（市役所記録）
六月、天王寺谷忠左衛門が第五代精道村長となった（市役所記録）
十月十一日、芦屋天神社（現・芦屋神社）の社殿が改築され正遷座祭が行われた。その境域も整備され面目を一新した。十二・十三両日奉祝祭が行われた（芦屋神社記録）
十二月廿七日、岩ヶ平土地区劃整理組合の設計が認可された（市役所記録）
この年、人口二八、七三一人（男一三、三〇二人、女一五、四二九人）、世帯数五、七〇八（村勢要覧）

一九三一・昭和六・今上

二月、精道村長天王寺谷忠左衛門が退職した（市役所記録）
八月、綱谷文次が第一六代精道村長となった（同右）
十月十五日、村宮塵芥焼却場が打出字外浜に竣工した（市役所記録）
十二月十五日、尼崎・大石間の旧国道バスが開通（芦屋郵便局沿革誌）
この年、会社経営六蔵莊水道完成（市役所記録）
月若公園が開設された（同右）
人口三〇、三四六八（男一三、九五〇人、女一六、三九六八）、世帯数六、〇二二（村勢要覧）

一九三二・昭和七・今上

四月一日、精道第二尋常小学校に高等科を併置し、精道第二尋常高等小学校と改称した。これに伴い精道第一尋常高等小学校の高等科女生徒を同校に移した（精道小学校八十周年記念誌・市教育委員会記録）
九月一日、西宮銀行芦屋支店開設（神戸銀行調）
この年、精道村人口三一、四〇六八（男一四、四七九人、女一六、九二七人）、世帯数六、二二三（村勢要覧）

一九三三・昭和八・今上

二月十八日、精道第一尋常高等小学校では学校食事を開始し、学校弁当と称した（同校八十周年記念誌）
四月一日、精道第二尋常高等小学校を宮川尋常高等小学校と改称した（市教育委員会記録）
六月十一日、津知郵便局（普通三等郵便局）が三條字五反田七三番地（現在地）に開設された（芦屋郵便局沿革誌）
十二月廿三日、村立山手尋常小学校創立、鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟新築（市教育委員会記録）
村立岩園尋常小学校創立（尋常科四年以下を收容）、廿六日木造瓦葺二階建校舎一棟新築（同右）
この年、人口三二、三五一人（男一四、九七七人、女一七、三七四人）、世帯数六、四六八（村勢要覧）

一九三四・昭和九・今上

一月一日、精道第一尋常高等小学校は山手尋常小学校の設立にともない児童を分離し精道尋常高等小学校と改称した（精道小学校八十周年記念誌）
一月六日、山手尋常小学校開校。廿日、開校式挙行。開校当初の收容児童は尋常科第四学年以下で、全児童数八一五名内八〇二名は精道校から一三名は宮川校から転入した（市教育委員会記録）
一月廿二日、「六甲くろがねもち」及び「芦屋の松」（現在、共に西一九三〇―一九三四）

浜口首相が狙撃された
全国の失業者四〇万、農村危機が深刻化した
ロンドン軍縮会議

一九三一

第二次若槻内閣成立
満洲事変勃発
大義毅内閣成立
金輸出再禁止
日本映画のトーキー化がはじまった
スペインに革命が起り共和国となった

一九三二

上海事変がおこった
五・一五事件（大義毅首相が殺された）
斎藤寅内閣成立

一九三三

日華停戦協定成立
大阪地下鉄道開通
日本・ドイツが国際聯盟を脱退
皇太子殿下御降臨
ドイツ、ナチス政権獲得
ロンドン世界経済会議

一九三四

岡田啓介内閣成立
ワシントン海軍條約廃棄を通告
丹那トンネル開通
満洲国が帝政を布いた
ヒットラーが大總統となつた
米國、ニュー・ディール政策

昭和時代

山町にあり)が天然記念物に指定された(市教育委員会記録)

二月十一日、芦屋郵便局では、皇太子殿下御降臨を奉祝記念して「芦屋郵便局沿革誌」を編集刊行した(同誌)

三月七日、上下水道布設事業の議案(三箇年機軸事業、工費八五万円)が村会上提され議決された(精道村事務報告)

三月八日、村会の決議により幼稚園を各小学校に附設することとなった。村立幼稚園は従来精道幼稚園だけであつたが、ここに宮川・山手・岩園三幼稚園を増し計四となつた(同右)

三月十三日、精道尋常高等小学校・山手尋常小学校等で建武中興六百年記念式を挙行(精道小学校八十周年記念誌・市教育委員会記録)

四月二日、村立宮川幼稚園・山手幼稚園・岩園幼稚園がそれぞれ小学校に併設されて開園した(市教育委員会記録)

四月七日、村立精道幼稚園が精道尋常高等小学校の附設幼稚園となつた(同右)

四月廿五日、村会議員補選選挙を行った。当日有権者四、三九二人。投票人員二、二九人、無効二五票(村事務報告)

七月廿日、省線が電化されて吹田・須磨間に電車の運転が開始されるに至つた(芦屋駅記録)

七月廿六日、近畿防空演習が挙行された。本村では、精道村防護団(衛生組合区域ごと)に一分団、計十三分団)を組織してこれに参加した(村事務報告)

九月廿一日、關西地方一帯を襲つた大暴風雨により沿岸地域は家屋の流失倒壊等甚大の被害を蒙つた。芦屋川尻・江尻川尻護岸設備、塵芥焼却場岸壁、海岸住宅の防波設備は全部破壊され、死者三名、重傷四名、軽傷六名、流失二一戸、全壊四二戸、半壊二〇六戸、床上浸水三五四戸、床下浸水二二二戸、船舶流失一六艘、総被害價格見積一、九八六、二四三円に達した(同右)

この年、村立商業補習学校(男子部は精道校、女子部は宮川校)の學則を改正し、男子部を商業補習学校とし精道校に、女子部を家政実修学校と称し宮川校に各併設した(同右)

人口三四、五九五人(男一六、一六四人、女一八、四三一人)世帯数六、九四七戸で、前年より二、二四四人、四七九戸増した

農業戸数一二〇戸、耕地一田七三町二反、畑一九町五反、計九二町七反(前年より六町一反減)、農産物一八二一石、麦一四一石

水産業一六戸、漁獲高一四、八五〇円、水産製造高一二、五四〇円

商工業一商業九三七戸(二六戸増)工業六二戸 工業製品塗料(ペイント)・脱脂綿・理髮櫛・陶器(打出焼)・西洋剃刀・清涼飲料水(村事務報告)

一九三五・昭和一〇・今上

二月十一日、精道村教化団体聯合会が「大楠公戦跡」記念碑を打出楠町一八に建てた(同碑)

三月一日、私立崇信幼稚園が設立された(市役所記録)

三月廿九日、上下水道布設の件が内務省から認可された(村事務報告)

五月二日、下水道築造の件が内務省から認可された(同右)

五月十八日、上下水道起工式を挙行、その布設計画は給水人口五万人、給水区域標高一四〇米以上の高地帯を除く村内一円であつた(市役所記録)

六月、村立精道幼稚園は精道小学校内に移転した(市教育委員会記録)

一九三四―一九三五

一九三五

美濃部達吉の天皇機關説事件がおこつた
青年学校全国一斉に開校
島崎藤村が「夜明け前」を完成
伊・エチオピア開戦
ドイツ再軍備宣言
フィリピン共和国成立
ロンドン海軍条約締結

昭和時代

八月一日、青年学校令施行に伴い補習学校及び青年訓練所を精道村青年学校、同女子青年学校と改称しこの日認可された(村事務報告)
八月二日、村民紙谷文次が任期満了退任した(同右)
九月一日、精道校で村民大会を開き選挙肅正の徹底を期した(同右)
九月廿一日、山村伊左衛門が第一七代精道村長に就任した(同右)
九月廿五日、県会議員総選挙執行、選挙人名簿登録人員四、七〇八人、当日有権者四、五八八人、投票人員二、二〇一人(同右)
十二月廿四日、打出・山手土地区割整理組合の設計が認可された(市役所記録)

この年、人口三五、七五五人(男一七、〇八二人、女一八、六三三人)、世帯数六、九七九
農業戸数二〇戸、耕地一田五八町二反、畑一五町五反、計七三町七反(前年より一九町減)農産物一米一、一七〇石、麦一四三石、蔬菜四、八三八石、その他二、九七四石
水産業一五戸、漁獲高一、八三五円、水産製造一四、〇五〇円
商業九六七戸(三〇戸増)工業六〇戸(村事務報告)

一九三六・昭和一一・今上

二月廿日、衆議院議員総選挙執行、選挙人名簿登録人員五、八六一人、当日有権者五、八一九人、投票人員四、〇六三人(村事務報告)
三月一日、芦屋駅前郵便局(普通三等郵便局)が芦屋字芦原一三三五番地(現在地)に開設された(芦屋郵便局記録)
七月廿一日、阪神上水道市町村組合が設立された(市役所記録)
九月、村長山村伊左衛門が退職した(同右)
十月廿六日、私立芦屋高等女学校が六麓荘(打出字剣谷)に設立され

一九三六

二・二六事件(斎藤実・高橋是清らが殺された)
広田弘毅内閣成立
日独防共協定調印
西安事件
スペイン内乱

た(同校記録)

十二月十二日、大田市右衛門が第一八代精道村長に就任(村事務報告)
同日、果下の西宮・灘商業・三十八・神戸岡崎・五十六・姫路及び高砂の七銀行が合併して神戸銀行が設立され、村内の灘商業銀行芦屋支店は神戸銀行芦屋支店、西宮銀行芦屋支店は神戸銀行芦屋山手支店となった(神戸銀行記録)

この年、打出字大浜・芦屋字平田・西新田の災害復旧堤防修繕工事が完成した。又、御園橋を改築し兩岸に擁壁を設けて他日の災害に備えた。阪急線路を横断する踏切の大部分を高架式地下道となし交通の便利を図ることとした(村事務報告)

人口三七、二二一人(男一七、七九九人、女一九、四二二人)、世帯数七、一六八、農業戸数二〇戸、農産物一米一、〇三五石、麦一〇一石、蔬菜四、〇四七石、その他二、三五九石
水産業一五戸、漁獲高九、五二五円、水産製造一〇、一四〇円
商業九九五戸(二八戸増)工業六五戸(村事務報告)

一九三七・昭和一二・今上

四月十日、私立芦屋高等女学校開校(同校記録)
四月卅日、衆議院議員総選挙執行、選挙人名簿登録人員六、二四九人、当日有権者六、二〇四人、投票人員三、三六二人(村事務報告)
五月十日、村会議員総選挙執行、選挙人名簿登録人員五、二八九人、当日有権者四、九八四人、投票人員三、二〇三人、無効五〇票(同右)
五月十五日、大日本国防婦人会神戸本部精道第一分会(山手)同第二分会(浜)同第三分会(打出)結成、会員計三千人(市役所記録)
六月一日、職業紹介所が開所した(村事務報告)

一九三五・一九三七

イタリヤ・エチオピアを併合
英国ジョージ六世即位
米田ルーズベルト大統領再選

一九三七

林銑十郎内閣成立
第一回文化勲章が授けられた
帝國芸術院設置
近衛文麿内閣成立
日華事変がおこつた
日独防共協定成立
中ソ不可侵條約締結

昭和時代

九月一日、岩園尋常小学校々舎増築工事（鉄筋コンクリート造三階建）が完成した（同右）

九月十七日、六籠荘に国際ホテルが竣工した（市役所記録）

十月一日、神戸区裁判所芦屋出張所（登記事務取扱）が開設された（神戸地方裁判所芦屋出張所記録）

十月、精道村教化団体聯合会は本村発展の功労者齋藤幾太翁が伊豆伊東に隠栖されたので、その徳を頌して胸像を打出桶公戦跡碑境内に建てた（同碑文）

この年、宮川改修・芦屋川両岸美化工事を実施し、芦屋字大榎本通・阪急北水道路及び開森地域の一部、芦屋川左岸葉平橋・公光橋間に舗装を施行した。また阪神芦屋停留所が改築された（村事務報告）

人口三八、五〇六人（男一八、四五八人、女二〇、〇四八人）、世帯数七、四七六。農業戸数九六戸、耕地一田五五町二反、畑一三町三反、計六八町五反（二町二反減）農産物ト米六七五石、麦五五石、蔬菜三、六二六円、その他二、二二一円
水産業一五戸、漁獲高八、四〇〇円、水産製造一〇、三五〇円
商業一、〇一〇戸（一五戸増）工業六五戸（村事務報告）

一九三八・昭和一三・今上

三月卅一日、奥山浄水場はじめ村管上水道布設工事が竣工、総工費九一六、七九一円九角（村事務報告）

四月一日、村管上水道が給水を開始した（同右）

三田谷治療教育院附属翠ヶ丘小学校開設（市役所記録）

四月廿四日、自治制発布五十周年記念祝典を宮川小学校において開催、自治功労者三名に表彰状並に記念品を授与した（村事務報告）

五月廿六日、山手小学校家庭会創設（市教育委員会記録）

一九三八

国家総動員法可決

張鼓峰事件がおこった

日独文化協定成立

反日国際大会（ロンドン）

独澳合併正式決定

ミュンヘン協定成立



七月五日、去る六月廿八日より降り出した雨は、この日に至り俄然暴風を伴う豪雨となり、午前八時より十時の間高頂に達し（最大時雨量六〇ミリ、最大日雨量三二六ミリ）、阪神間各河川の増水と共に六甲山系到るところ山津波を生じ、土石をまじえた濁水は奔流して樹木を抜き、大石をころがし、滔々として猛威をふるった。芦屋川・高座川・宮川の各河水も遂に氾濫して、土砂崩壊、岩石流出、村内の大半は泥海と化し、さらに防潮堤の一部決壊による海水の浸入あり、その被害は、死者三名、重傷者二名、家屋流失一四戸、全壊一四戸、半壊一一戸、床上土砂堆積一五六戸、床上浸水七九〇戸、床下浸水一、四五八戸、橋梁流失六、破損八、道路・堤防の破損數十の多きに達した（村事務報告）

九月廿一日、精道村防空計画設定（十月十三日認可）（同右）

この年、人口三九、七五二人（男一九、一〇九人、女二〇、六四三人）、世帯数七、七〇四。農業戸数一〇六戸、耕地一田四九町八反、畑一三町四反、計六二町二反（六町三反減）農産物ト米八〇八石、麦七四石、蔬菜その他七、五六〇円、水産業一四戸、漁獲高七、八〇〇円、水産製造一〇、〇〇〇円、商業一、〇三〇戸（二〇戸増）工業六五戸（同右）

一九三九・昭和一四・今上

三月十七日、岩園尋常小学校に高等科を併置し岩園尋常高等小学校と改称した。これにともない精道尋常高等小学校は高等科男生徒を同校に移し精道尋常小学校と改称し、宮川尋常高等小学校は高等科女生徒を同校に移し宮川尋常小学校と改称した（市教育委員会記録）

四月一日、村立女子青年学校を宮川校より岩園校に移転併置した（同右）

一九三七・一九三九

一九三九

平沼騏一郎内閣成立

ノモンハン事件が起つた

日米通商條約破棄

国家総動員法全面実施

阿部信行内閣成立

昭和時代

同日、警防団令により防空及び水災防禦の目的のもとに従来の消防組は解消し、精道警防団と改称発足した(村事務報告)

四月廿一日、精道警防団は兵庫県告示第三六四号を以て設置を認可され、五月十五日、精道小学校講堂で結団式を挙行した(同右)

五月、打出部落では旧来の大念佛講が解散した(打出史話)

八月一日、臨時国勢調査施行(村事務報告)

九月廿五日、県会議員総選挙執行、選挙人名簿登録人員五、三九四人、投票総数三、一〇七人(同右)

十月十八日、私営六籠荘上水道を二万円で精道村に買収し、上水道使用條例を適用することとなった(同右)

十一月十八日、市制施行の件が村会で満場一致可決された(同右)

十二月一日、近畿地方建設局六甲工事々務所芦屋出張所が開設された(同出張所記録)

十二月末、人口四一、一八三人(男一九、八一五人、女二一、三六八人)、戸数八、〇〇三。田四六町三反、畑一町八反、計五八町一反(前年より一反減)、農産物一七、二二石、麦三七石、蔬菜その他六、二二七石、水産物一七、七九石、漁獲高三九、九〇〇石、水産製造一四、三七五石、商業一、〇四〇(一〇戸増)、工業六〇戸(同右)

この年、県立中学校建設問題が県会で正式に決定され、明年四月より県立芦屋中学校が開校予定となった(同右)

昨年七月の大水禍の復興工事は、本年度より七カ年継続事業として内務省直轄により工事が進行した(同右)

一九四〇・昭和一五・今上
一月末、六籠荘上水道給水準備完了、二月より正式に市営による給水を開始した(村事務報告)

第二次世界大戦勃発
独ソ不可侵條約成立

一九四〇
米内光政内閣成立
日泰友好親善條約成立
日仏印軍事協定成立

二月十一日、県立芦屋中学校設立、四月新学期から岩園小学校の一部を仮校舎として開校(市役所記録)

六月廿日、天王寺谷勘太夫著「打出史話」が刊行された(同書)

七月一日、物資の配給統制の強化にともない村役場に産業課を新設した(村事務報告)

八月十一日、三條丘土地区劃整理組合の設計が認可された(市役所記録)

九月、砂糖購入票を村役場より発行するに至った(村事務報告)

十月一日、国勢調査施行、人口三九、一三九人(男一八、〇九〇人、女二一、〇四九人)、世帯数七、八九〇(同右)

十月廿九日、精道村永年防空計画を審議決定した(同右)

十月、マッチ購入票を村役場より発行するに至った(同右)

十一月六日、市制第三條町制第三條に依り、昭和十五年十一月十日より兵庫県武庫郡精道村を廢し其の区域を以て芦屋市を置くと云う内務省告示が發せられた(内務省告示第五八〇号)

十一月九日、市制に伴い村長以下全員退職し解村した(村事務報告)

十一月十日、市制が施行せられ、全国で一七三番目の芦屋市の誕生をみた。大和市右衛門が市長臨時代理者を、篠鹿一が助役臨時代理者を、矢島末藏が収入役臨時代理者をそれぞれ兵庫県知事より命ぜられた。旧精道村在職者森本梅太郎以下吏員・雇傭人全部に対し任用辭令を交付した。紀元二六〇〇年奉祝式・芦屋市制実施祝賀旗行列を挙行した。この日、人口四一、九二五人、戸数八、一四七戸(同右)

十一月、家庭用燃料の登録制を実施した(同右)

芦屋市医師会が武庫郡医師会より分離独立して結成された(同会調)

一九三九—一九四〇

第二次近衛内閣成立
日独伊三国同盟成立
大政翼賛会成立
大日本産業報国会結成
チャーチル英首相就任
仏、独に降服
イタリヤ参戦
汪兆銘の新民政府成立

昭和時代

十二月廿六日、市成立後初めての市議員選挙が行われ三〇名の議員が選出された。当日有権者五、九九〇人、投票総数四、七八七票、無効三五票、投票率七九、九% (市事務報告)

十二月、市立診療所竣工 (同右)

この年、人口四一、九二五人 (男二〇、三四三人、女二一、五八二人)、世帯数八、一四七。農家八三戸、耕地一田四五町三反、畑一町二反、計五六町五反 (一町六反減)。收穫高総量一、米二八七石・麦類五三石・甘藷九、二四〇貫・馬鈴薯一〇、一五〇貫・蔬菜その他五、八三七石。漁家戸数二〇戸、漁船二八隻、漁獲高五七、八三〇円、水産製造高二五、二一〇円。商業を営む者一、〇一〇戸 (前年より三〇戸減) 工業六六戸 (同右)

一九四一・昭和一六・今上

一月九日、第一代市会議長に山村伊左衛門、副議長に高津久四郎が当選就任した (市事務報告)

一月卅一日、大和市右衛門が市会において全会一致を以て芦屋市初代市長に当選就任した (同右)

二月一日、芦屋郵便局の二等局を普通局と改称された (芦屋郵便局記録)

二月十日、篠鹿一が助役に、矢島末蔵が収入役に就任 (市事務報告)

三月、精道小学校では学校弁当を廃止した (同校八十周年記念誌)

四月一日、国民学校令実施により各小学校を国民学校と改称した (市教育委員会記録)

五月、衛生組合を廢して八連合町内会及び四一町内会を結成した (市役所記録)

九月十九日、芦屋市域は都市計画法第一條及び第二條により同法適用都市として指定された。当時の指定区域面積は一、五九七ヘクタ

一九四二 第三次近衛内閣成立

日ソ中立條約成立

日ソ通商協定成立

東條英機内閣成立

太平洋戦争が始まった

独伊、ソに宣戦

ール、人口は三八、九六六人であった (同右)

十一月廿六日、津知郵便局は芦屋三條郵便局と改称した (同局記録)

この年、商工奉仕委員制度ができて応召家族の援護及び職業の斡旋につとめた (市役所記録)

米穀・小麦粉・食料油・酒類・雑穀類・鶏卵・針・パン・菓子等の統制がはじまった (市事務報告)

人口四二、二三三人 (男二〇、九〇五人、女二一、三二八人)、世帯数八、二三五。農家一二二戸、耕地一田四四町三反、畑一町二反、計五五町五反 (一町歩減)、收穫高一米五四〇石・麦類一〇三石・甘藷一四、八〇〇貫・馬鈴薯一五、七〇〇貫。漁家二二戸、漁船三〇隻、漁獲高四八、八七〇円、水産製造高二二、六五〇円。商業一、〇〇〇戸 (一〇戸減)。工業六六戸 (同右)

一九四二・昭和一七・今上

二月末、昭和一六年四月着工した第五国民学校の建築工事が竣功し、四月より県立芦屋中学校の仮校舎として使用するに至り、更に第二期工事に着手した (市事務報告)

四月十三日、阪神上水道市町村組合の水道管にはじめて通水した (市役所記録)

四月卅日、衆議院議員総選挙 (いわゆる翼賛選挙) 執行、選挙人名簿登録人員七、七三三人、投票総数六、〇二二票、無効六〇票 (市事務報告)

七月一日、市役所に秘書課・戸籍課・厚生課を新設し、戸籍兵事及び衛生警防課を廢止した (市役所記録)

十一月十日、上水道取水堰堤及び導水路等の復旧完成、竣功式を挙行した (同右)

一九四〇—一九四二

一九四三 日独伊新軍事協定成立

大東亜省が新設された

企業整備令公布

汎アメリカ会議で枢軸国との経済断行を決議した

昭和時代

この年、警戒警報発令一回、空襲警報発令三回(市事務報告)
味噌・醤油・精肉・塩・ミルク等が配給制となった(同右)
人口四二、九八七人(男二一、四三七人、女二一、五五〇人)、世帯数八、四八六。農家二二一戸、耕地一田四四町三反、畑一〇町一反、計五四町四反、農産物一五八六石、麦類一四一石、甘藷九、〇〇〇貫、馬鈴薯一五、〇〇〇貫。漁家二二戸、漁船六〇隻、漁獲高三一、二〇〇円、水産製造高一五、七〇〇円。商業一、一三〇戸、工業二九〇戸(国家総動員法に基き企業許可令が公布されたため戸数増大)(同右)

一九四三・昭和一八・今上

一月廿八日、第二代市会議長天王寺谷忠左衛門、副議長鈴木龜太郎が推薦で就任(市事務報告)
三月廿六日、町名改正の件が市会に提案され議決された(同右)
四月、芦屋市空地利用協会が設立され、空地利用に関する指導幹旋に当った(市役所記録)
九月十四日、市役所に警防課を新設した(同右)
十一月、第五国民学校増築工事竣功、芦屋中学校の仮校舎として使用(市事務報告)
十二月一日、市食料品卸売市場開場(同右)
十二月十一日、町名改正の件は昭和十九年一月十日より施行の許可を果知事よりえた(同右)
この年、警戒警報発令三回。蚊帳、毛糸、和傘、アルミ・アルマイトおよび鋳物製品、ネル、晒、青果物、鮮魚介が配給制となった(同右)

一九四三

学徒戦時動員体制
コミンテルン解散
イタリヤ無条件降服
カイロ会議
テヘラン会議(米英ソ)

一九四四・昭和一九・今上

一月八日、救護機関臨時救護所を設定(市事務報告)
一月十日、町名改正並に地番更正を実施。従来の四大字及び二百余の字を廃し、四三町と町名を付せない国有林(劍谷・城山)共有山(奥山)の三地域と合計四六区域に改め、地番は各町毎に東北隅を一番とし順次西南隅を終番とした(同右)
二月廿二日、国勢調査施行、人口三七、七六二(男一七、五七八、女二〇、一八四)、世帯数八、二九三(同右)
二月廿八日、山手国民学校では全児童に味噌汁給与を開始した(市教育委員会記録)
三月、六麓荘の国際ホテルを松下電器産業株式会社が工業研究所分室とするため買入れた(同会社記録)
五月、精道国民学校では戦時学校給食を開始した(同校八十周年記念誌)
八月、市吏員、国民学校職員・児童、警防団員、一般市民の血液型検査を実施した(市事務報告)
十二月一日、防空医療救護のため各医療機関を統合して兵庫果救護団
十二月廿五日、市廳舎南側の増築工事起工式を挙行した(同右)

一九四四

決戦非常措置実施
米軍B29東京空襲
学童集団疎開
小磯内閣内閣成立

一九四二—一九四四

昭和時代

この年、警戒警報二三回、空襲警報六回発令。戦局苛烈となり資材・人物共に欠乏したので土木新規計画工事は全般的に中止された

(同右)

農家一三二戸、農地面積五四町七反、田四四町六反、畑一〇町一反、收穫高総量—米四三六石・麦類八三石・甘藷一四、五八〇貫・馬鈴薯二、〇〇〇貫。漁家二二戸、漁船六〇隻、漁獲高二六、八〇〇円、水産製造高五一、三〇〇円、商業を営む者七七六戸(一六五戸減)工業経営戸数一七九戸(同右)

一九四五・昭和二〇・今上

一月十六日、第三代市会議長杉岡藤右衛門、副議長山村利左衛門当选。森本梅太郎収入役代理就任(市役所記録)

一月卅日、市長大和市右衛門任期満了退職(同右)

9 二月五日、長岡喜十郎が第二代芦屋市長となった(同右)

二月九日、助役後藤一、収入役矢島末蔵任期満了退職(同右)

三月一日、賀集富治が助役に、森本梅太郎が収入役に就任(同右)

三月、戦時学校給食を廃止した(精道小学校八十周年記念誌)

四月一日、芦屋市を西宮消防署管轄に編入し芦屋市山芦屋町に同署芦屋出張所を設けた。芦屋市における特設消防の創置である

(市役所記録)

四月四日、山手国民学校児童の縁故疎開を行った(市教育委員会記録)

四月より、緊迫せる空襲下園児保全の目的を以て市立幼稚園の保育を停止した(市事務報告)

5 五月十一日、空襲あり大型爆弾四二箇投下、死亡三九名、重傷八名、軽傷八名、全壊八四戸、半壊九一戸、罹災者九六二名(同右)

一九四五 鈴木貞太郎内閣成立

ドイツ降服

ポツダム宣言

広島・長崎に原爆投下

日本降服

第二次世界大戦が終った

東久邇宮内閣成立

幣原喜重郎内閣成立

国際連合成立

国共内戦が始まった

6 六月五日、空襲あり焼夷弾約一、二〇〇箇、外に小型爆弾一五箇投下、死亡二一名、重傷五名、全焼一戸、罹災者八一二名(同右)

6 六月十五日、空襲あり焼夷弾約五〇〇箇投下、全焼三戸、罹災者一八名(同右)

6 六月廿四日、精道国民学校は岡山へ学童集団疎開(三年生以上三二三名)を行った。残留児童七九三名(同校八十周年記念誌)

8 八月五日、空襲あり焼夷弾約一五〇〇箇、外に小型爆弾四〇箇投下、死亡八九名、重傷四四名、軽傷八五名、行方不明二名、全焼二、七三二戸、半焼八七戸、全壊一戸、半壊三五戸、罹災者一六、三七九名。以上四回の戦禍により罹災家は総戸数の約四〇%に及び、特に学校々舎は八〇%を失った(市事務報告・市役所記録)

8 八月廿二日、上水道配水系統は戦災をうけたので阪神水道より分岐送水管を応急布設し、この日より一カ月間受水した(市役所記録)

9 九月廿七日、岩園国民学校は戦災で全焼したので山手国民学校校舎へ移って授業を開始した(市教育委員会記録)

10 十月五日、精道国民学校学童集団疎開より復帰(同校八十周年記念誌)

10 十月十七日、六蔵荘の元国際ホテル(松下電器産業株式会社所有)が進駐軍に接収された(同会社記録)

11 十一月一日、全市内一斉人口調査を実施、人口三二、〇九八(男五、三〇〇、女一五、七九八)世帯数七、〇八六(市事務報告)

11 十二月廿六日、私立芦屋高等女学校校舎が殆んど全焼した(同校調)

12 十二月九日、芦屋市婦人会が佛教会館で結成式を挙行した

(市教育委員会記録)

終戦後、市役所に企画室・市民課・生活課を新設、秘書課・兵事課・警防課を廃止、土木課を施設課と改称した(市役所記録)

一九四四—一九四五

昭和時代

この年、農家一三二戸、農地面積五四町七反、田四四町六反、畑一〇町一反、收穫高総量—米八五石・麦類七五石・甘藷八、七〇〇貫・馬鈴薯一〇、〇〇〇貫。漁家二二戸、漁船二〇隻、漁獲高一〇一、五〇〇円、水産製造高五五、二〇〇円（市事務報告）

一九四六・昭和二一・今上

一月十日、岩園幼稚園は山手国民学校に仮園舎をおいた（市教育委員会記録）
一月十五日、精道幼稚園では罹災や疎開のため離散している園児を再募集し如来寺を仮園舎として再開した（同右）
二月十三日、芦屋市教員組合結成（同右）
三月、岩園国民学校木造二階建瓦葺校舎新築（市役所記録）
戦時学校給食を廃止した（精道小学校八十周年記念誌）
四月一日、国立海技専門学院を打出西蔵町に設置（神戸商船大学調）
四月廿六日、全市内一斉人口調査を実施、人口三四、〇三七（男一六、四九九、女一七、五三八）世帯数七、八八九（市事務報告）
七月十五日、神戸銀行芦屋支店芦屋駅前出張所が開設された（神戸銀行記録）
七月、市立芦屋診療所は設備を充実し市立芦屋病院と改称した。又その一室を借りて市立児童研究所が開設された（市役所記録）
十月十二日、市議員選挙管理委員会選挙執行（同右）
十一月十日、日本国憲法公布記念芦屋市民大運動会を挙行（同右）
十一月十二日、助役賀集富治依願退職（同右）
十一月十三日、杉岡藤右衛門助役就任（同右）
十一月廿九日、第四代市会議長山村利左衛門当選（同右）

一九四六

天皇神格否定
公職追放令指令
新憲法発布
農地改革実施
労働基準法・国家公務員法・児童福祉法公布
吉田茂内閣成立
インフレ昂進
日ソ貿易協定成立
政治協商会議（中国）

十二月四日、市長岡喜十郎退職（同右）
十二月十日、市会副議長海富五郎吉当選（同右）
十二月十六日、天神社（東芦屋町）は芦屋神社と社名改称を許可された（同神社記録）
十二月廿日、大辨町に市営木造住宅一〇戸竣功（市役所記録）
十二月廿三日、農地委員会委員選挙を執行（市事務報告）
この年、戦災復興土地区劃整理事業（五カ年計画）がはじまり宮川公園が開設された（同右）
市役所庶務課を総務課に、市民課と生活課を合併して配給課に、水道課を施設課に合併改称した（市役所記録）
農家一三八戸、農地面積五二町六反、田四二町五反、畑一〇町一反、收穫高総量—米四七七石・麦類八六石・甘藷一一、七六〇貫・馬鈴薯一五、〇〇〇貫。漁家二二戸、漁船二〇隻、漁獲高一四九、四〇〇円、水産製造高三六二、九三二円

一九四七・昭和二二・今上

一月十五日、呉川町に市営曙寮一七戸竣功（市役所記録）
一月、精道国民学校に木造平屋校舎を建設（同校八十周年記念誌）
二月、精道国民学校は戦後学校給食を開始し給食調理室を建設（同右）
三月一日、呉川町に市営牡丹寮一七戸竣功（市役所記録）
三月五日、岩園国民学校・同幼稚園は自校新校舎（木造瓦葺二階建）に復帰した（市教育委員会記録）
三月卅一日、国立海技専門学院（打出西蔵町）は深江に移転し、旧校舎は同学院芦屋分校場となった（神戸商船大学調）

一九四五—一九四七

一九四七

片山哲内閣成立
新憲法下第一回国会開会
新学制実施
コミンフォルム結成
ヨーロッパ復興会議開催（パリ）
南北アメリカ19国共同防衛協定成立

昭和時代

- 三月、宮川小学校校舎校地を県立芦屋高校に寄附した(市役所記録)
- 四月一日、学校教育法(六・三・三制)実施により各国民学校をそれぞれ同名の小学校と改称し高等科は廃止した。県立芦屋高校・同併設中学校が充足した(市教育委員会記録)
- 進駐軍指示による全国町内会廃止にともない、この日より市内十三カ所に駐在所を開設した(市事務報告)
- 四月五日、公選による第一回の県知事及び市長選挙が執行され、市長には杉岡藤右衛門が無投票で当選した(同右)
- 四月七日、杉岡藤右衛門が第三代芦屋市長に就任(市役所記録)
- 四月廿日、第一回参議院全国及び地方選出議員選挙執行、棄権率三七・五%(市事務報告)
- 四月廿二日、市立精道中学校は当時の宮川小学校(現・県立芦屋高校の地)で、市立山手中学校は山手小学校で開校式を行い、それぞれ同校舎の一部を借用して授業を開始した(市教育委員会記録)
- 四月廿五日、衆議院議員選挙執行、棄権率三六・三%(市事務報告)
- 四月卅日、県議員及び市会議員選挙執行、棄権率二八・六%(同右)
- 官設芦屋消防署(芦屋市の外西部五カ町村を管轄)が創設された。署員一七名・消防車二台。また消防団令により消防団を解消して芦屋市消防団を設立、本団の外に打出・精道・岩園・山手に分団を設けた。団員一三三名・消防車四台(市役所記録)
- 四月、当市独自の社会教育委員会を制定した(市教育委員会記録)
- 五月三日、神戸区裁判所芦屋出張所は神戸司法事務局芦屋出張所となつた(神戸地方事務局芦屋出張所記録)

- 五月六日、芦屋市茶華道協会結成(市教育委員会記録)
- 五月廿三日、第五代市会議長堀谷己之助、副議長南野辰之助就任(市事務報告)
- 五月廿四日、西村猛が助役に就任(同右)
- 六月卅日、楠町に市営木造住宅四戸竣功(市役所記録)
- 七月十五日、芦屋税務署開庁(同所調)
- 七月、内務省令により十三カ駐在所を統合し全市を四区域に区分し精道・山手・打出・岩園四出張所を設置した(市事務報告)
- 田中千代服装学園が本山村より大原町に移転開設された(同所調)
- 八月、宮川小学校打出南宮町校舎二階建瓦葺(旧神戸二中校舎を移築したもの)竣功(市役所記録)
- 九月十日、芦屋消防署竣功(同右)
- 十月一日、全国一斉に臨時国勢調査を実施。世帯数八、六六五、人口三七、〇三三、男一八、一三九、女一八、八九四(市事務報告)
- 十月七日、茶屋ノ町に市営木造住宅二戸竣功(市役所記録)
- 十月十五日、宮川小学校はその校地校舎を芦屋高校用として県へ寄贈したため南宮町校舎(第五小学校)へ一応移転しその一部は旧校舎で授業を行うに至つた。精道中学校は芦屋高校と交代して市立青年学校々舎に移つた(市事務報告)
- 竹園町に市営木造住宅四戸、吳川町に同一〇戸竣功(市役所記録)
- 十一月一日、兵庫県芦屋保健所が公光町に開設された(同所調)
- 十一月十五日、山手中学校教育友会結成式挙行(市教育委員会記録)
- 十一月卅日、楠町に市営木造住宅一戸、親王塚町に同一戸、吳川町に同四戸竣功(市役所記録)

昭和時代

十二月一日、芦屋郵便局電話課の管した電話事業が芦屋電話局として分離した(同局記録)

十二月廿三日、農地委員会委員選挙(市役所記録)

十二月末現在、登録外国人数は中華民国人三三人、朝鮮人四〇六人、諸外国人四〇人、計四七九人(市事務報告)

この年農家一四二戸、農地面積五三町六反、田三三町五反、畑二一町一反、收穫高総量—米四八三石(供出量九六石)・麦類九二石(供出量二・二石)・甘藷一二、〇〇〇貫(供出量七、八〇〇貫)・馬鈴薯六、四四〇貫(供出量三七六貫)。漁家二二戸、漁船二四隻、漁獲高三、六〇五、〇〇〇円、水産製造高六九六、〇〇〇円例年百数十名を数えた伝染病の発生が、この年より三十名代以下に激減した(同右)

一九四八・昭和二三・今上

二月十五日、西蔵町に市営木造住宅一〇戸竣功(市役所記録)

二月十六日、南宮町に市営木造住宅二〇戸竣功(同右)

三月七日、警察法公布施行にともない芦屋市・本山村・本庄村が共同して芦屋警察組合警察署を設置した。これと共に三人の公安委員による公安委員会が創設された。また消防組織法の公布施行にともない特設芦屋消防署は解消し、改めて芦屋市及び西部五カ町村による組合消防署を設置した(同右)

三月廿三日、農業災害補償法の施行にともない芦屋市農業共済組合創立総会を開催した(四月廿四日知事より設立認可)(市事務報告)

三月卅一日、青年学校が廃止された(県学務課記録)

四月一日、芦屋市議会議事事務局が創設された(同局記録)

私立武庫高校(定時制)設立(市役所記録)

私立芦屋女子高校・同女子中学校(旧芦屋高女)開設(同校調)

四月六日、精道中学校は五教室を加え一一教室となるに及び南宮町(現・宮川小学校々舎)へ移転した(市教育委員会記録)

四月、芦屋市美術協会・芦屋市連合青年会結成(同右)

五月廿八日、芦屋市授産所発足(市事務報告)

五月、芦屋市歯科医師会結成(同会調)

六月四日―九日、第一回芦屋市美術展覧会が開かれ、以後毎年晩春に催されるに至った(市教育委員会記録)

六月七日、打出南宮町に果営木造住宅四〇戸竣功(市事務報告)

六月廿九日、岩園町に市営木造住宅一〇戸、西蔵町に同六戸竣功(市役所記録)

六月卅日、西蔵町に市営木造住宅四戸竣功(同右)

宮川小学校特別教室木造二階建瓦葺竣功(同右)

七月一日、市営芦屋海水浴場開設(市教育委員会記録)

八月五日、農業協同組合法施行にともない芦屋市農業協同組合創立総会を開催(十六日知事より設立認可)(市事務報告)

八月十五日、芦屋市長杉岡藤右衛門歿(市役所記録)

八月十七日、精道小学校に木造二階建瓦葺校舎が竣功(同右)

八月卅一日、連合軍指令により衛生組合は解散を命ぜられ、市内各衛生組合(二八組合、九、一一七世帯)は解散した(市事務報告)

九月廿八日、市長選挙、猿丸吉左衛門当選、投票率六四・六%(同右)

十月五日、県教育委員選挙執行、投票率四六・二%(同右)

一九四七―一九四八

一九四八

芦田均内閣成立

新警察制度実施

教育委員会法公布

スト各地に激化

東京国際軍事裁判の最終判決があつた

第二次吉田内閣成立

北鮮人民共和国成立

中国政府発足

ビルマ独立

国連、人権宣言採択

昭和時代

- 十月十日、猿丸吉左衛門が第四代芦屋市長に就任(市役所記録)
- 十月十四日、精道中学校は旧青年学校校舎に移転(市教育委員会記録)
- 十月十五日、西村助役依願退職(市役所記録)
- 十一月三日、富田碓花・福田眉仙の両氏が兵庫県文化賞を授与された(県庁記録)
- ✓十一月廿九日、日赤芦屋支部結成式を挙行(市教育委員会記録)
- 十一月卅日、農業調整委員選挙、投票率八〇・七%(市事務報告)
- 十一月、芦屋市体育協会発足(市教育委員会記録)
- ✓十二月三日、阪神童画展が開催され、以後毎年初冬に開かれるに至った(昭和廿五年度より創作美術展と改称)(同右)
- 十二月廿三日、山手中学校は川西町に木造二階建仮校舎が竣工したので一・三年生が借用中の山手小学校々舎より移転した(同右)
- この年、人口三八、九六六(男一九、三二五人、女一九、六四一人)、世帯数八、九五六。農家一四二戸、農地面積三一町、收穫高総量一四、九三石(供出量五五石)・麦類一六石(供出量八石)・甘藷一二、四八〇貫(供出量一〇、三八八石)・馬鈴薯六、七二〇貫(供出量五、〇二貫)・漁業二一戸、漁船三三隻、漁獲高一〇、九五六、八四四円、水産製造高一、九三六、二四〇円(市事務報告)
- 一九四九・昭和二四・今上
 - 一月廿三日、衆議院議員総選挙執行、当日有権者二〇、七四四名、投票率七〇・一%、最高裁判所裁判官国民審査執行、当日有権者二〇、九七五名、投票率六九%(市事務報告)
 - 一月廿七日、丹原実が助役に就任(同右)
 - 二月八日、大東町に市営木造住宅五〇戸竣功(市役所記録)

- 一九四九
 - 法隆寺金堂壁面がやけた
 - 第三次吉田内閣成立
 - シャープ税制勧告
 - 中小企業不振
 - インフレよりデフレ傾向となつた
 - 新制大学発足

- ✓二月十九日、「芦屋市民の歌」(本間一咲作詞・富田碓花訂・大沢寿人作曲)発表音楽会を佛教会館において開催(市事務報告)
- ✓二月廿一日、芦屋郵便局の電信(電報)業務は電気通信省へ移管され、芦屋電報電話局が発足した(同局記録)
- 三月卅一日、県立芦屋高校併設中学校が廃校となつた(同校記録)
- 国立海技専門学院芦屋分校(打出西蔵町)は廃止され、同学院芦屋学生寮のみ残置された(神戸商船大学記録)
- ✓四月一日、芦屋市選挙管理委員会事務局設置(市事務報告)
- 四月廿九日、芦屋市連合青年会結成式を市役所にて挙行(同右)
- ✓五月三日、市立図書館は佛教会館において開館式を挙行(同右)
- ×五月十二日、市営公衆浴場打出湯(打出南宮町)開業(同右)
- 五月十五日、浜芦屋町遊戯施設開設(市役所記録)
- 五月十八日、第六代市会議長山村利左衛門、副議長井田健次郎就任(市事務報告)
- 六月一日、神戸司法事務局芦屋出張所は神戸地方法務局芦屋出張所と改称した(同所記録)
- 六月三日、参議院地方選出議員補欠選挙、投票率三九・七%(市事務報告)
- 六月十五日、西蔵・親王塚・東芦屋町遊戯施設開設(市役所記録)
- 七月四日、精道小学校は木造二階建瓦葺校舎が竣工し二部授業が解消した。五日、分散中の同校附設幼稚園も復帰した(市教育委員会記録)
- 七月十五日、市営住宅朝日ヶ丘木造五〇戸竣功(市役所記録)
- 七月廿八日、芦屋市役所部課設置條例を左の通り改定した(同右)
- 教育室、学務課、社会教育課

一九四八—一九四九

中華人民共和国成立
北大西洋條約締結

昭和時代

秘書課、企画課、会計課
総務局、庶務課、税務課、戸籍課、経済課、厚生課、衛生課
建設局、土木課、建築課、水道課

七月、芦屋市弘報委員会制度設置(市事務報告)

八月十七日、岩園小学校では被災鉄筋コンクリート三階建校舎一部復旧工事が竣工し二部授業は解消した(市教育委員会記録)

八月廿日、弘報「あしや」創刊号発行、以来隔月発行(市役所記録)

九月一日、春日町・南宮町・上宮川町・西山町・若宮町遊戯施設開設(同右)

九月十日、市営公衆浴場清水湯(清水町七)開業(市事務報告)

九月廿三日、城山国旗掲揚塔仮設置(同右)

十月十日、精道中学校は新築木造二階建瓦葺校舎が竣工(九月卅日)したので打出浜町三七番地に移転した。従来市廳舎・宮川小学校・精道小学校に分散していた同校は始めて独立校舎に集ることとなった。これにともない山手中学校は市廳舎(旧精中跡)を併用し借用中の山手小学校教室を全く返上した(市教育委員会記録)

十一月一日、芦屋市少年団体連絡会結成(同右)

十二月十五日、「昭和廿四年版市勢要覧」発刊(同誌)

十二月十六日、翠ヶ丘町に市営木造住宅五〇戸竣工(市役所記録)

十二月廿日、岩園町に市営木造住宅三戸竣工(同右)

この年、農家一四二戸、農地面積三四・六町、收穫高総量一米四九二石(供出量六三石)・麦類一四四石(供出量五石)・甘藷一四、二一〇貫(供出量一三、六五〇貫)・馬鈴薯七、九二〇貫(供出量六、三〇〇貫)・漁家二五戸、漁船六二隻、漁獲高一、三七〇万円・水産製造高五八五万円(市事務報告)

一九五〇・昭和二五・今上

一月十二日、参議院議員地方選出議員補選執行、投票率四三・一%(市事務報告)

一月十五日、ユネスコ協力会創立総会開催(同右)

二月廿日、岩園町遊戯施設開設(市役所記録)

二月廿八日、芦屋税務署竣工(同署記録)

三月十日、大原町遊戯施設開設(市役所記録)

三月十三日、市営園田競馬開催(市事務報告)

三月廿一日、讀書人クラブ創立総会開催(市立図書館記録)

四月廿八日、芦屋会館(茶屋ノ町)落成開館、芦屋商店街連合会が創立総会をこころで開いた(市事務報告)

五月十五日、宮川小学校は全国七モデル・スクールの一に選ばれ鋼筋コンクリート三階建校舎等新築工事に着手した(同右)

五月廿三日、市営塵芥焼却場改良工事竣工(市役所記録)

五月廿六日、第七代市議会議長山村利左衛門、副議長井間皓之当選(市事務報告)

六月四日、参議院議員通常選挙執行、投票率七八・九九%(同右)

六月六日、城山遊園地廻遊道路及び頂上展望台工事完成(同右)

七月七日、市選挙管理委員会は従来理想選挙実現のため挙げた成果顯著なるものありとして都道府県選挙管理委員会連合会長より表彰をうけた(同委員会記録)

七月廿日、芦屋市宝くじ抽せん会を芦屋会館で開催(市事務報告)

芦屋市盲人福祉協会結成(同右)

一九四九—一九五〇

一九五〇

共産党幹部追放
経済統制殆んど消滅

失業問題が深刻となつた
小学校完全給食実施

金閣寺炎上

文化財保護法公布

イギリス、中共政府承認

中ソ友好條約成立

朝鮮事象がおこつた

アメリカの炭坑スト拡大

法が発動された

米大統領、水素爆弾製造を命令

昭和時代

- 七月、上水道神谷川取水工事・送水管一部変更工事完成(市役所記録)
- 八月十一日、観光縣賞論文「観光芦屋の構想」審査、第一席入選者佐藤俊夫(市事務報告、あしや第九号)
- 八月十五日、攝津海区漁業調整委員会委員選挙執行、当日有権者一四六名、投票率九七・二六%(市事務報告)
- 八月廿四日、岩園小学校鉄筋コンクリート三階建復旧工事着工(市事務報告)
- 八月廿六日、芦屋市教育委員会の設置の件が市議会に上提可決された(同右)
- 九月三日、ジェーン台風の中心が神戸に上陸し、風速四八メートル、中心気圧九四〇ミリバールの猛威を振り、海岸地帯に高潮が襲来浸水し、被害甚だ大であった。住家流失三一戸、全壊一七戸、半壊一九戸、床上浸水二〇六戸、非住家流失三三戸、防潮堤破損六カ所、河川護岸決壊二カ所、漁船流失二〇隻、中破七隻、軽傷者四人、罹災者三、三六六人、損害合計八一、三八一、二〇〇円(同右)
- 九月五日、岩園小学校は復旧鉄筋校舎へ移転完了(市教育委員会記録)
- 九月十四日、天皇陛下名代三笠宮殿下が災害地を視察された(市事務報告)
- 十月一日、国勢調査施行、世帯数九、七八五、人口四二、九四九、男二一、五〇〇、女二一、四四九(同右)
- 十月六日、市制十周年記念芦屋音頭歌謡公募に河野茂雄当選(同右)
- 十月十日、本山村・本庄村の神戸市合併にともない警察署・消防署は本市単独の芦屋市警察署・芦屋市消防署として新発足した(同右)
- 十月十四日、芦屋市漁業協同組合発足(同右)
- 県道芦屋一有馬線道路改良工事起工式挙行(同右)

- 十月廿五日、市制十周年記念式典が芦屋高校で挙行された。また市制十周年記念号市勢要覧昭和廿五年版「十年のあゆみ」が刊行された(市事務報告、同誌)
- 十月卅日、財団法人黒川古文化研究所(打出春日町三四)が設立された(同研究所記録)
- 十一月一日〜七日、市営姫路競馬開催(市事務報告)
- 十一月三日、芦屋市婦人会々長廣瀬勝代が兵庫県文化賞を受賞(県庁記録)
- 十一月十日、県教育委員会委員の半数改選並びに芦屋市初の教育委員会委員の選挙が行われた。当日有権者二一、七八八名、投票率六五・一%。市教育委員としては高橋秀吾、岩田宗太郎、松本兼一、長谷川利彦の四氏が初代公選委員として当選した(市事務報告)
- 十一月十三日、市制十周年記念芦屋音頭(河野茂雄作詞・山内隆補訂・大沢寿人作曲・花柳有洋振付)発表会を打出公会堂で挙行(同右)
- 十一月十六日〜十九日、市営西宮競輪開催(同右)
- 十一月廿八日、岩園小学校鉄筋コンクリート三階建復旧工事竣功(同右)
- 十一月卅日、市議会選出の教育委員として久保田忠二が当選し教育委員全五名の陣容が整った(同右)
- 十二月一日、芦屋市教育委員会発会式を挙行、委員長久保田忠二、副委員長長松木兼一を決定した(同右)
- 市内中小企業者に対する融資制度として芦屋市中小企業準備予金制度を実施(同右)
- 十二月四日、芦屋国際文化住宅都市建設法案が衆議院本会議で可決され、ついで六日、参議院本会議で可決された(同右)

昭和時代

神戸銀行の芦屋駅前出張所が芦屋駅前支店となった(同銀行記録)

十二月五日、芦屋工業会が市正廳において發会式を挙行(同右)

十二月十六日、白菊会(未亡人共励会)が結成された(同右)

十二月十八日、教育委員会事務局機構の改革及び人事発令(同右)

一九五二・昭和二六・今上

二月十一日、憲法第九五條により芦屋国際文化住宅都市建設法の住民投票を実施、賛成多数を以て通過した。有権者総数二三、八〇二人、投票総数一三、四〇〇票、投票率五六・二%、賛成一〇、二八八票、反対二、九四九票、無効一六三票(市事務報告)

二月十九日、山手中学校の鋼筋コンクリート三階建校舎(三條町)の起工式挙行(市役所記録)

三月二日、市営園田競馬開催(市事務報告)

三月三日、法律第八号を以て「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布された。廿二日、記念式典を挙行(同右)

三月廿四日、廿六日、黒川古文化研究所第一回展覧(古鏡類)及び講演会開催(同研究所記録)

四月五日、三條町に市営木造住宅二二戸竣功(市役所記録)

四月八日、岩園小学校では戦災鉄筋校舎復旧竣功式を行った(同右)

四月十四日、宮川小学校の文部省モデルスクールA型鋼筋コンクリート三階建校舎及び講堂竣功(同右)

四月十五日、市営木造住宅が山手町二五戸、宮塚町二二戸竣功(同右)

四月廿三日、市議會議員選挙執行(市事務報告)

四月廿九日、久保田教育委員は市會議員任期満了に伴い退職(同右)

四月卅日、果議會議員選挙執行(同右)

一九五二

マッカーサー国連軍總司令官罷免、後任リットン・エー第八軍司令官

朝鮮休戦会談が始まった

児童憲章制定

日本航空会社設立

追放解除が始まった

日本のユネスコ加入承認

ケイト台風西日本に襲来

対日講和会議調印

日米安全保障條約調印

社会党左右両派に分裂

英、チャーチル組閣

五月八日、精道中学校は打出南宮町(現在地)校舎に移転、宮川小学校は打出浜町(現在地)新築モデル校舎に移転(市教育委員会記録)

五月十日、東山町に市営木造住宅二二戸竣功(市役所記録)

五月十二日、第八代市會議長作問昇、副議長井間皓之当選。市會議員選挙執行に鈴木龍太郎が当選(市事務報告)

五月十六日、廿一日、市営西宮競輪開催(同右)

五月卅一日、市教育委員会正副委員長改選、委員長松木兼一、副委員長鈴木龍太郎(市教育委員会記録)

六月八日、地方自治法第一七四條に基づき都市建設に関する専門委員会を設けると共に芦屋国際文化住宅都市建設推進本部が市長直屬機関として設置された(市役所記録)

六月九日、芦屋市社会福祉協会結成(同右)

六月中旬、大東町に果営住宅一五戸竣功(市事務報告)

六月廿九日、市営ジェーン台風復興住宅二〇戸(吳川町一六戸、南宮町四戸)竣功(同右)

六月卅日、芦屋川畔に裝飾照明灯を設置(開森橋一鶴塚橋間に一〇基)(同右)

六月、精道小学校が完全給食を開始した(同校八十周年記念誌)

文化財保護法により上野精一(平田町)所蔵「王勃集卷第廿八」

「漢書楊雄伝第五十七」が国宝に指定された(官報)

七月廿日、芦屋市農業委員会選挙、有権者二八四名、投票者二五九名、投票率九一・二%。こゝに同委員会は発足し、従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会を統合し農業組織を一元化して農業諸施策を強力に推進することとなった(市事務報告)

昭和時代

- ✓ 七月廿六日、芦屋市公平委員会が創設された(同右)
- 七月廿八日、八月三日、市営園田競馬開催(同右)
- 七月、精道小学校が健康優良学校兵庫県第一位となった(同校八十周年記念誌)
- 八月一日、市教育委員会・黒川古文化研究所共催にて第一回夏季大学を同研究所で開催した(市教育委員会記録)
- 八月上旬、津知町に県営コンクリートブロック住宅三棟(二四戸)竣功(市事務報告)
- 八月廿一日、県農業委員会委員選挙(同右)
- ✓ 十月一日、芦屋市福祉事務所開設(同右)
- 十月三日、阪神間四市農業委員会の外郭機関として甲南地区協議会が結成された(同右)
- ✓ 十月五日、芦屋市固定資産評価審査委員会創設(同右)
- 十月十四日、市営魚菜卸売市場開場式典を挙行、翌日より綜合市場として開場した(同右)
- 十月十五日、ルース台風のため高潮襲来、住宅床下浸水三五戸、非住宅流失二戸。打出南宮町川崎製鉄南宮寮内に集田赤痢発生(同右)
- 十月廿七日、芦屋市史編集事業が開始された(市教育委員会記録)
- 十月廿七日、黒川古文化研究所第二回展覧(古写経類)及び講演会開催(同研究所記録)
- 十一月一日、商工相談所を開設(市事務報告)
- 十一月五日、精道中学校に理科実験室、音楽室、体育館兼講堂完成(市教育委員会記録)
- 十一月卅日、昭和廿六年版市勢要覧発行(同誌)

- 十二月一日、市教育委員会一周年記念式挙行、正副委員長改選、委員長鈴木龜太郎、副委員長長谷川利彦(市教育委員会記録)
- ✓ 十二月四日、市立芦屋病院(朝日ヶ丘町)第一期工事竣功(市事務報告)
- 十二月七日、市選挙管理委員会五周年記念式挙行(同委員会記録)
- 十二月十八日、市選挙管理委員会委員改選(市事務報告)
- 十二月廿日、松の内町遊戯施設開設(市役所記録)
- 十二月末、芦屋の電話加入率は人口一〇〇人当り六・三八を示し全国第一位となっている(電通省調査)

一九五二・昭和二七・今上

- ✓ 一月二日、市営園田競馬開催(市役所記録)
- 一月廿五日、芦屋港は運輸省告示第十三号を以て指定港灣に編入された(同右)
- 二月廿三日、市営西宮競輪開催(同右)
- 二月、戦災復興土地区劃整理による宮塚公園、川西公園を開設(同右)
- ✓ 芦屋市薬剤師会結成(同会調)
- 三月十七日、西蔵町に市営木造住宅九戸竣功(市役所記録)
- 三月廿二日、廿三日、黒川古文化研究所第三回展覧(殷代遺物類)及び講演会が開催された(同研究所記録)
- 三月、山手町に県営木造住宅一四戸竣功(市役所記録)
- ✓ 四月一日、市立児童研究所を廃止し、市立児童教育研究所を市教育委員会内に設置した(市教育委員会記録)
- ✓ 四月廿日、私立芦屋女子高校専攻科開設(同校調)

昭和時代

- △ 四月廿三日、翠ヶ丘町に市営木造住宅一四戸竣功(市役所記録)
- △ 四月廿七日、東山町に市営木造住宅二〇戸竣功(同右)
- △ 四月卅日、宮塚町に市営木造住宅二二戸竣功(同右)
- △ 四月、芦屋短歌会が結成された(同右)
- △ 五月廿五日、始めて業平祭が挙行された(同右)
- △ 五月廿八日、市会正副議長改選、第九代市会議長南野辰之助、副議長井田建次郎就任。市議会選出教育委員に久保幸夫が就任(同右)
- △ 五月、小槌町に市営公庫鉄筋住宅一六戸、果嘗公庫鉄筋ブロック住宅三二戸竣功(同右)
- △ 芦屋書道研究会が生れた(同右)
- △ 芦屋シンフォニー・オーケストラ設立(同右)
- △ 六月二日、天神社(上宮川町)は主神菅原道真の外に阿保親王及び在原業平を合祀して阿保天神社と改称した(同神社記録)
- △ 六月三日、戦歿者追悼式を宮川小学校で挙行した(市役所記録)
- △ 六月十日、市教育委員会正副委員長改選、委員長長谷川利彦、副委員長岩田宗太郎(市教育委員会記録)
- △ 市立打出保育所(宮川町三番地)開設(市役所記録)
- △ 六月廿八日、市立芦屋病院(朝日ヶ丘町一七八番地)竣功(同右)
- △ 六月、防潮工事が一応竣功した(同右)
- △ 七月一日、第一回住民登録が行われた(同右)
- △ 兵庫第二警察学校が朝日ヶ丘町に設けられた(同校調)
- △ 七月十日、新嘗祭供御献酬斎田播種式挙行(同右)

削除 花原ゴルフ場が閉場した(同右)

正誤表より削除する

- △ 七月十二日、六麓荘の元国際ホテル(松下電器産業株式会社所有)は駐留軍の接収が解除された(同会社記録)
- △ 市立芦屋病院開院式を挙行(市役所記録)
- △ 七月十六日、市立芦屋病院診療開始、同病院行バス(無料開通(同右)
- △ 七月廿三日、市営園田競馬開催(同右)
- △ 七月、精道小学校は健康優良学校兵庫第一位となった(同校八十周年記念誌)
- △ 八月二日―三日、市教育委員会・黒川古文化研究所共催にて、同研究所において芦屋市史に関する講演会並びに関係史料の展覧を行った(市教育委員会記録)
- △ 八月十三日、市営西宮競輪開催(市役所記録)
- △ 八月十七日、花原にアシヤ・カンツリー・クラブ開設(同右)
- △ 八月廿日、県立芦屋高校が全国高校野球大会に優勝した(同右)
- △ 八月卅一日、宮塚町に市営鉄筋住宅二四戸竣功(同右)
- △ 九月一日、山手中学校校舎(三條町)落成式を挙行、精道小学校は新制中学制度実施の昭和廿二年より同校に貸していた市役所前の木造二階建一棟の返還をうけた(市教育委員会記録)
- △ 市教育委員会が旧山手中学校校舎(川西町)へ移転した(同右)
- △ 市立運動場が川西町に開設された(同右)
- △ 九月六日、市長猿丸吉左衛門辞職(市役所記録)
- △ 九月十六日、市長選挙執行、内海清当選。当日有権者二五、五七五、投票率七七・六四%(同右)
- △ 九月十九日、山手小学校増築工事落成(同右)
- △ 十月一日、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行、当日有権者二五、八四八、投票率七四・九三%(同右)

昭和時代

- 十月五日、市議會議員補欠選挙、果・市教育委員会委員選挙執行、当日有権者二五、八四八、投票率市議五四・九一%、果教五五・〇一%、市教五四・九七%。市教育委員には高橋秀吾・岩田宗太郎・長谷川利彦・松木兼一の四氏が当選(同右)
- 十月十日、市教育委員正副委員長決定、委員長高橋秀吾・副委員長岩田宗太郎(市教育委員会記録)
- 十月廿五日―廿六日、黒川古文化研究所第四回展観(慈雲尊者遺品遺墨類)並びに講演会開催(同研究所記録)
- 十一月一日―三日、芦屋市民文化祭開催、催物数廿一、参加団体廿六(市教育委員会記録)
- 十一月九日、精道小学校の鉄骨建講堂の落成式を挙行
(精道小学校創立八十周年記念誌)
- 十一月廿八日―十二月九日、京都大学鉱産資源研究所上治寅次郎博士等により芦屋市建設計画に関する地質の基礎調査が行われた
(市役所記録)
- 十二月六日、精道小学校は創立八十周年記念式を挙行し、「芦屋市立精道小学校創立八十周年記念誌」を刊行した(同誌)
- 十二月八日、芦屋商工会が結成された(同会記録)

引用文献解題

附郷土史文献目録

凡例

一、この年表の本文各記事の末尾に()を付けて一々振りどころとなつた文献を示したが、そのうち大日本古
文書・大日本史料・史料綜覧・国史大系・群書類従・史籍集覽等々に收められ、その他印刷に付されて一般
に知られている文献を除き、即ち特に※印を以て示した比較的知られていないものだけをここに解題する
こととした。

一、この解題は、本書に用いた文献名の呼称により五十音順に配列した。

一、解題の終りに参考までに郷土史文献を掲げておいた。これは明治以後に刊行された芦屋史・芦屋誌類や、芦
屋を含めたこの地方の郷土史・郷土誌中の若干を記したに過ぎない。

引用文献解題

蘆の浦風

打出村の人西田花居が、元治元年(一八六四)夏に記した小冊子(奥に慶応及び明治初年の書入れあり)で、過半は芦屋庄の山論に關し、三好氏・池田氏の裁許状や元和二年九月十一日付芦屋庄打出村宗運文書などの如きえがたき古文書を掲げ、その他打出村の歴史に關する記事や見聞の事どもを載せる。本書はかつて西宮市の吉井良秀氏が入手せられたもので、同氏の著「武庫の川千鳥」の「打出」の項中にその抄録がある。なお、天王寺谷勤太夫氏著「打出史話」にも本書の打出陣屋に關する部分が掲引せられている。

蘆屋の浦風

松田直一(博忠)氏が、広く群書を渉獵して、古来より凡そ昭和五・六年頃に至る「芦屋」の変遷を、村の起源、山川海浦、神社、佛閣、名所旧蹟、古城址及び古戦場、陵墓の七編にまとめられた稿本「芦屋誌」である。「猿丸安時略伝」「報外國人書」なども本書に掲げられている。(松田氏書写文書の項参照)

阿保山親王寺縁起

「攝津国菟原郡芦屋庄打出村阿保山親王寺縁起」と云い、同寺の重宝である。撰者・筆者・成立年月不詳。その全文は天王寺谷勤太夫氏著「打出史話」五八―六〇頁に掲載されている。(竹園傳記の項参照)

尼崎藩明和七年領知目録

尼崎藩は明和六年(一七六九)灘筋村々を天領として收公せられることとなつたが、本書はその翌年即ち收公後の同藩の領知目録で、幕府より明和七年四月二十七日付で改めて朱印を下された所のものである。桜井忠胤氏所蔵。神戸市史資料二所收。

尼領村々調書

尼崎市潮江の金蓮寺旧蔵。もと数十冊存したが、戦災にあつて全く現存しない。今幸いに尼崎市寺町大覚寺の岡本静心師が抄録されたものに拠つた。

池田忠勝裁許状

天正十年(一五八二)十二月十二日付。その全文は、吉井良秀氏が西田花居稿「蘆の浦風」に基づいて「武庫の川千鳥」二二三頁に掲載しておられる。なお寛延三年

(一七五〇)の山論裁許状によれば、本文書はその裁決に當つて有力な証拠の一とせられたものである。

牛御改

旧三條村(尼崎藩領)の牛御改で、村内の牛数とその所有者名を書上げたものである。五人組帳などと共に毎年作成されたが、現存するものは寛政二年(一七九〇)から文政五年(一八二二)まで(内、数年欠)である。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

岡本家文書

西宮市瓦林町の岡本俊二氏が所蔵せられる文書。

寛政十年御料私領菟原郡村々高附帳

寛政十年(一七九八)における菟原郡内の御料(天領)私領(藩領)すべての村々の村高を記したもの。同年九月、松田伊右衛門の筆写にかかる。いま松田直一氏の書写古文書集「浦のしら玉」九によつた。

寛文三年三條村御檢地帳

表紙には「攝州菟原郡三條村御檢地帳」「寛文三年」「癸卯三月日」とある。奥には同年五月三日付の檢地役人の連名等がある。寛文三年(一六六三)尼崎藩青山大

もので、吉井良秀氏著「武庫の川千鳥」二〇―二三頁にその文が掲引されている。

元祿三年菟原郡郷帳

元祿三年(一六九〇)における菟原郡の村々の石高等を記したもの。松田直一氏書写の古文書集「浦迺真砂」に収める所に掲つた。

元祿五年寺社御改帳

元祿五年(一六九二)十月、村々より村内の神社・佛閣の現状・由緒等を書上げて提出したもの。芦屋市月若町の猿丸吉左衛門氏が芦屋村の「寺社御改委細帳」を、同三條町の小阪清兵衛氏が三條村の「寺社御改扣」(「銘々慶図並古キ事覚書之帳」合綴)を所蔵される。

小阪作兵衛氏文書

芦屋市三條町の小阪作兵衛氏が所蔵される文書。寛政初年より文政初年(十八世紀末―十九世紀初)の文書を中心とするいわゆる庄屋文書で、長持一杯に収められている。その主な内容については、「芦屋市史関係史料展観目録」(昭和二十七年八月)を参照して頂きたい。現在、芦屋市域内においては、江戸時代の文書も大方散逸し、或は戦災にて焼失しており、これだけまどまつた史

膳亮幸利時代に三條村に行われた檢地の結果を記したものであるが、現存するものは本帳が古くなつたため文化十年(一八一三)九月に三條村庄屋作兵衛が引写させたもので、筆者は森村庄屋源太郎である。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

舊中野村有文書

神戸市東灘区本山町の芝切和吉氏が保管しておられる旧中野村の村有文書で、その殆んどは江戸時代のものである。現在芦屋市域となつている旧芦屋村・打出村・三條村・津知村と、中野村・深江村・森村等とは、ただに近村であるばかりでなく、芦屋川の上流から分岐して西南流する東川の用水の上で殊に密接な関係にあつた。従つていま、その多数の文書中、主として水利関係文書を中心にも採録した。なお中野村は、江戸時代には天領と尼崎藩領の入組みとなつていた。

元和二年九月十一日付芦屋庄打出村宗運文書

打出村の宗運が元和二年(一六一六)九月十一日に記したもので、天文・弘治の山論による芦屋庄の逃散事件より、當時までに起つた山論につき、簡単に経緯を述べている。もと西田花居稿「蘆の浦風」に収められていた。

料は既にえがたい所である。なお別項として掲げた寛文三年三條村御檢地帳・攝州四郡村々役高役引高帳・文化四年芦屋村高古出作銘寄帳・宗旨人家改帳・五人組帳・牛御改・明治廿六年水車引水訴状等も小阪作兵衛氏文書のうちである。

小阪清兵衛氏文書

芦屋市三條町の小阪清兵衛氏が所蔵される文書。天和三年(一六八三)に記された「銘々慶図并古キ事覚書之帳」(「元祿五年三條村寺社御改扣」等合綴)一冊はじめ、三條村由緒並五位家由緒資料、三條村八幡神社関係資料、三條村照乘寺関係資料、売券・山論・雜件関係資料等廿数通の文書を蔵しておられる。

五人組帳

旧三條村(尼崎藩領)の五人組帳で、村内の五人組別人名を書上げた簡単な記載のもの。自庵改・年季改・牛御改と共に毎年作成されたが、現存するものは寛政二年(一七九〇)から文政五年(一八二二)まで(内、数年欠)である。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

猿丸翁頌徳碑

猿丸又左衛門安時が芦屋川の治水に尽した功を永世に

伝えるため、大正五年(一九一六)十一月、芦屋川畔に建てられたもの。久我通久筆、池辺義象撰文並書。

(猿丸安時略伝の項参照)

猿丸吉左衛門氏文書

芦屋市月若町の猿丸吉左衛門氏が所蔵される文書。芦屋天神社(現、芦屋神社)関係文書や村政関係文書等數十点に及んでいる。別項として掲げた攝津国菟原郡村々高附帳写・元禄五年寺社御改帳・明和六年芦屋村明細帳等も猿丸吉左衛門氏文書に属する。

猿丸安時略傳

浪華の春風居士河野通胤が、明治十六年(一八三三)五月中流、芦屋村村治の功勞者猿丸又左衛門安時の略伝を記したもの。その全文は「西攝大観」郡部一四六頁、松田直一氏稿「蘆屋の浦風」に掲げられている。安時は文化元年(一八〇四)芦屋村に生れ、文政十一年(一八二八)父の病によつて代つて百姓総代となり、天保十二年(一八四一)父歿するや年寄役となり、兩米村政の窮迫を打開し、又二十余年を費して奥山池を開き芦屋川の治水をなしとげるなど功を挙げた。幕末より維新時、十八村繪代庄屋を勤め、その間幕府及び兵庫県令よりしばしば賞賜をうけた。明治十三年(一八八〇)十一月一日

七七才を以て歿した。

山論裁許状並繪圖

寛延三年(一七五〇)二月、芦屋庄芦屋村・打出村二箇村と、社家郷六箇村・本庄九箇村との間に起つた天文年間以来の山論の最終的判決が下つた際の裁許状並繪圖。紙背には「攝津国菟原郡芦屋庄式ヶ村と武庫郡社家郷六ヶ村菟原郡本庄九ヶ村山論那境庄境裁許之事」の見出しに始まる裁許文を記し、大阪町奉行小浜周防守、同久松筑後守、同城代酒井讃岐守が連判を加えており、表は判決の結果を示した大繪圖で、要所に前記三名が加印している。本文書原本は、当時打出村の庄屋であつた吉田善八方に保管せられていたが、現在は市役所に蔵せられている。なお裁許状全文は、大正五年十月、芦屋村の猿丸又左衛門、打出村の杉岡藤右衛門の両氏が印刷し、注意書を添えて村内一般に配布した。又「武庫郡誌」三七七―三七九頁、天王寺谷勘太夫氏著「打出史話」一〇〇―一〇三頁にも掲載されている。

山論裁許状並表白文

芦屋天神社(現、芦屋神社)の氏子中は、前項に記した山論の裁決の下つた二月十七日を記念して、翌寛延四年(一七五二)より毎年その日に、神前で裁許状及び表

白文を讀上げて氏神の擁護を謝し祖先の勞苦を偲ぶこととした。本文書はその際に用いられるもので、初めに裁許状全文を掲げ、続いて表白文を記している。原本は芦屋村の助野利兵衛の筆になつたが、いま神戸市東灘区本山町の猿丸武男氏が所蔵されるものはその写である。なお表白文の全文は天王寺谷勘太夫氏著「打出史話」一〇三―一〇九頁に掲載されている。

宗旨人家改帳

旧三條村(尼崎藩領)の宗旨人家改帳で、家毎に全員の名前・年齢・性別等及び檀那寺を記している。尤も檀那寺は全村照樂寺である。五人組帳等と共に毎年作成されたが、現存するものは寛政二年(一七九〇)より文政四年(一八二二)までの分(内、数年欠)である。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

攝州四郡村々役高役引高帳

元禄十三年(一七〇〇)十二月廿六日付の「攝州八部郡菟原郡武庫郡河辺郡村々役高役引高帳」の写で、即ち尼崎藩青山播磨守幸督の知行所である四郡内村々の役高及び役引高を書上げたものである。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

攝州村々高書寫

延宝四年(一六七六)卯月四日付、攝津国内各村の村高及び領主名を記したもの。武庫郡上ヶ原村部落文書、現関西学院大学所蔵。同書を底本として校定せられたものが「関西学院史学」(昭和二十七年十二月刊)に掲載せられている。

攝津一國高御改帳

攝津国内各村の村高及び領主名を記したもの。西宮市弓場町吉井良尙氏所蔵(旧天城文書)。本書は、表紙に「天正拾九年辛卯十一月、攝津一國高御改帳并領主村名附」とあるが、その内容よりして、天正のものではなく元和二年(一六一六)頃のものとされている。竹内良高氏の校定研究(謄写版刷)があり、神戸市史資料二に抄録も見えている。

攝津國菟原郡村々高附帳寫

享保十二年(一七二七)閏一月廿五日付、菟原郡内の村々の石高を写し留めたもの。芦屋市月若町猿丸吉左衛門氏所蔵。

攝津國郷帳

元禄十五年(一七〇二)二月付。大藏省藏本より抄出

したものを神戸市史資料二に収めてゐる。

竹園傳記

「養祖阿保親王尊廟竹園之伝記」と云い、芦屋市打出南宮町阿保山親王寺の所蔵にかかる。元祿四年(一六八九)阿保親王の八百五十年忌に当り、長州藩主毛利甲斐守大江朝臣綱元が親王の伝記を書して同寺に奉納したものである。その全文は、「西攝大観」郡部九六一―九七頁、天王寺谷勤太夫氏著「打出史話」四三―四四頁に掲載されている。なお毛利氏は、阿保親王の裔孫大江広元の子季光を祖とした關係から、親王墓並びにこれを管理していた親王寺にしばしば寄進を行つてゐる。

築洲勸進帳

攝州西宮浦の当舎金兵衛が願主となつて、夙川・芦屋川の夥しい土砂流出、洪水の難を防ぐため、夙川沖に築洲を行わんとし、寛政十二年(一八〇〇)十二月十四日免許をうけたが、その成就を期して享和元年(一八一〇)三月諸方に勸進を行つた際のもの。その全文は浜松歌国の「攝陽奇観」卷之四十三、享和元の條中(浪速叢書第五、二五一―二頁)に收められてゐる。

合帳

点合帳、或は人別増減差引点合帳と云い、毎年の村内における人別の増減状況を書上げたもの。現存するもの

は旧三條村(尼崎藩領)のもので、安永九年(一七八〇)、天明三年(一七八三)、同五年、及び寛政初年から文政四年(一八二二)に至る間の三十数冊である。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

鳥飼家文書

西宮市五林町の故鳥飼熊太郎氏所蔵文書。文化四年(一八〇七)八月十八日、三條村庄屋作兵衛が芦屋村の檢地帳写(原本は寛文元年八月廿一日付、写は寛延三年五月付)を借りて作つた三條村より芦屋村への古出作の名寄帳である。古出作と云うのは、芦屋村の字針木原、字うづわ、字たにの地は用水がなきたため、三條村より用水を通じて開墾を行い(年紀未詳)、以来出作を続けているのを指す。芦屋市三條町小阪作兵衛氏所蔵。

文政二年芦屋村百九軒百姓歎願書

文政二年(一八一九)八月四日付。当時芦屋村は総戸數百八十一軒であつたが、そのうち宮講七十二軒を除いた残りの百九軒の百姓が代官所に願ひ出した文書。芦屋村では庄屋・年寄・百姓代の三役は往古より百姓一統の入札で定めてきた所、この度の庄屋選定に當り、その役家は宮講七十二軒に極つてゐると称し、惣分入札は相成難

しとするが、百姓一統の入札を以て取行うよう計つて欲しいと歎願してゐる。神戸市東灘区本山町猿丸武男氏の先代が書写しておかれた文書に拠る。

文政二年芦屋村宮講返答書

前項の件に關し宮講七十二軒が代官所へ差出した返答書。同年八月十七日付。宮講七十二軒が、かつての一村逃散後の帰村(永祿三年)以来、芦屋村を開墾した由緒を述べ、庄屋役・年寄役は往古よりこの七十二軒のうちより入柄を見立てて相勤めてきたものであり、惣分入札は文化七年(一八一〇)先々庄屋が惣分百姓と馴合て始めた新規の儀である旨を説いてゐる。なお当時芦屋村は本郷東芦屋・西芦屋、枝郷山新田・茶屋新田・浜新田の五カ所より成り立つており、宮講七十二軒は本郷に属するものであつた。前項と同じく猿丸氏の書写しておかれた文書に拠る。

報外國人書

慶応四年(明治元年・一八六八)正月十一日、備前藩家老日置帯刀、藩士森下立太郎が隊長として上洛の途次神戸生田馬場先にて隊員の英人傷害事件が生じた。立太郎は芦屋の久保蒸太郎氏宅に留まつて事後の折衝に當つたが、その間四月にこれを草した。久保家に蔵されたもので、その全文は「武庫郡誌」三七七頁、松田直二氏稿

「芦屋の浦風」にも掲げられてゐる。

末代斬之種

慶応元年(一八六五)成稿。西宮市立図書館所蔵。元精道小学校訓導松田直一(博忠)氏が、多年の間、異常な努力を傾けて書写蒐集された古文書類を云う。「浦のしら玉」「浦迺真砂」等と題する約二十冊にまとめられてゐる。主として旧本山村・芦屋村關係の江戸時代から明治・大正に及ぶ文書で、その内容は広く各方面にわたつてゐる。別項に挙げた寛政十年御料私領菟原郡村々高附帳・元祿三年菟原郡郷帳等もこれに属する。

松田氏書寫文書

真相山妙福寺(真宗)は打出南宮町七七にあり、「六字名号並に当寺由来」(正徳五年・一七一五)等若干の文書記録を蔵してゐる。

妙福寺文書

妙福寺もと妙覚寺の開基の事情及び系譜を記したもので、天王寺谷勤太夫氏著「打出史話」六〇頁にその巻首が抄録されている。同寺所蔵。

三好長縁裁許状

弘治三年(一五五七)二月十一日付。三好日向守長縁が、松永久秀の乞により、芦屋庄と本庄との山論に關し

芦屋庄の勝訴を裁決したものの。その全文は、西田花居稿「芦の浦風」に掲げる所に掲つて、吉井良秀氏著「武庫の川千鳥」二三頁に載せられている。なお、「山論裁許状並表白文」によれば、弘治三年及び永祿三年の二通の三好日向守の裁許状は、一通は打出村吉田善吉家に、一通は芦屋村猿丸太郎右衛門家に蔵され、寛延三年（一七五〇）の山論裁許の際に有力な証拠とせられたものである。

明治廿六年水車引水訴状

明治廿六年（一八九三）九月、神戸地方裁判所へ提起した芦屋川水車引水停止権確認請求の訴状で、立証方法として甲一号証乃至五号証（江戸時代以来の文書）を副えている。芦屋市三條町小阪作兵衛氏が当時の写を蔵しておられる。

明和六年芦屋村明細帳

明和六年（一七六九）二月、尾崎藩は灘筋村々を収公せられることとなり、芦屋村も天領となつたが、本文書はその五月に芦屋村から新代官辻六郎左衛門役所に差出したもので、当時の村勢を委細に記している。芦屋市月若町猿丸吉左衛門氏所蔵。

吉井良尚氏文書

西宮市弓場町の吉井良尚氏が所蔵される文書。

郷土史文献目録

一、芦屋史・芦屋誌関係

芦屋の里

島之夫著

昭和四年七月刊

東芦屋に住んでおられた島氏が、郷土の人々のために歴史地理学的に芦屋を記されたもの。和綴の瀟灑な装祿で、僅か八八頁の小本であるが、一、石器時代の芦屋、二、古墳時代の芦屋、三、歴史時代の芦屋、四、近時に於ける芦屋の発展に分けて簡潔に叙述し、更に「芦屋」と云ふ地名に就て、二、字名地名の解釈、三、芦屋名所調べ、四、和歌に表れたる芦屋を附説して、図版十三、精道村字地名表の地図一葉を添えている。

打出史話

天王寺谷勤太夫著

昭和十五年六月刊

打出の人天王寺谷氏が、自らの郷土の歴史を、多くの史料を抛り所として詳かに叙せられたもの。前編総説、後編各説に分け、総説には打出の起原、地名の由来、地形の変遷、軍事上より見たる打出、住民の変遷、交通の変遷、産業の変遷、所管並に行政上の沿革、教育の変遷、宗教の変遷、人情風俗を述べ、各説としては、陵墓、神社、佛閣、人物、名所旧蹟、戦史、史的事項、郷土資料

講社、特殊産業、俚諺を記している。菊版一三八頁、図版五、打出史蹟図一葉。

十年のあゆみ

芦屋市企画課編、昭和二十五年十月刊

昭和二十五年年度の芦屋市勢要覧であるが、あたくも市制施行十周年に当るので、「十年のあゆみ」を特輯したものである。近時における芦屋市発展の概要を窺うことができる。ちなみに、精道村時代以来、毎年度末に当局より発表される精道村事務報告・芦屋市事務報告や、或は精道村勢要覧・芦屋市勢要覧等は、芦屋近代史のよい資料となるものである。

芦屋郷土誌

細川道草稿、昭和二十五年八月―十二月

市立図書館の細川氏が、芦屋市公報「あしや」誌上にその一部を掲載（第八号―第十二号）されたもの。緒説、自然地理、人文地理、芦屋史、芦屋と歌、神社佛閣等、名所旧蹟、郷土の民話伝説、雑記、附録の十編に分けて叙述せられる予定で、その目次を解説され、第一編緒説を漸く終える所にて中絶の止むなきに至り、未完のままであるのは惜まれる。

特殊な書のうち一般的な内容をもつ一、二を挙げれば

芦屋郵便局沿革誌

同郵便局編、昭和九年二月刊

書名の如く芦屋郵便局の創設（大正元年）以来の沿革を記したものであるが、傍ら広く郷土誌的事項にわたつ

ており、しばしば古老に確めて編集されたものである。

芦屋市立精道小學校創立八十周年記念誌

同記念行事委員会編、昭和二十七年十二月刊

明治五年の学制頒布とともに創立された精道小學校（初め芦屋小學校）の八十周年を記念して編集刊行されたものであるが、学校の沿革のみではなく、「精道八十年を語る」座談会の速記録や、多数の諸家の回顧記のうち、明治以来の芦屋の変遷をしのびしめる。ちなみに、教育関係では、教育委員会から「芦屋市教育要覧」が刊行されており、学校関係等の史的記事が含まれている。

二、芦屋市を含むこの地方の郷土史・郷土誌

西播大観

仲彦三郎編

明治四十四年十一月刊

攝津国西部の郷土史を精叙したもの。その地域は、神戸市を中心とし、東は武庫郡、北は有馬郡、西は播磨国明石郡・美濃郡、即ち南は武庫川より明石の浦、北は有馬より三木に及んでいる。上・下及び郡部の三冊より成り、和綴、美濃倍版、総頁数千頁を越える大冊で、上・下二冊約七百頁を以て総叙及び神戸市之部とし、郡部に一冊約四百頁を宛てている。旧菟原郡、精道村に関する記事は、主として郡部に収められている。しかしながら芦屋に関する限り、その記事は必ずしも豊富であるとは

云えず、また芦屋郷土史としてまとまった叙述がなされて
いる訳ではない。

武庫郡誌

武庫郡教育会編 大正十年十一月刊

武庫郡教育会が、大正天皇即位の大禮を記念し、且つ史料を蒐集整理して後世に伝えんとする年来の素志を貫徹せんとして編纂したもの。初めに「皇室に関する御事蹟」(阿保親王陵を含む)を掲げ、ついで第一編総説、第二編町村誌に二大別する。町村誌は武庫郡内の各町村毎に章を設けて細説している。第十一章精道村(三五六一三八〇頁)は、他章と同様に、位置・疆域・地勢、生業、交通、住民、衛生、人情風俗、各種団体、新聞雑誌、官衙学校、財政経済、所管及行政上の沿革、教育、神社佛閣、名所旧蹟、雑件の十六節に分け、多く現勢を説いているが、又史的事項にも比較的に富んでいる。B5版型五九四頁。

武庫の川千鳥

吉井良秀著 大正十年七月刊

西宮の吉井氏が、武庫川附近にある町村の名義、及び沿革、その他について記されたもの。書中、打出について項を立てて説き、殊に打出の人西田花居稿「芦の浦風」を紹介し、天文・弘治以来の山論に関する古文書写を掲げる等(西宮の項に三好長慶の山論裁許状あり)顕彰せられる所があつた。和装、菊版、一七三頁。

三、その他

芦屋に關し特に詳しい記載があるものではないが、この地方のものに、太田亮著「日本国誌資料叢書攝津」(大正十四年)の如く江戸時代以前の史料を集めたものがあり、日本歴史地理学会の「攝津郷土史論」(昭和二年)や吉井良尚著「攝津史蹟研究」(昭和十八年)等の研究書がある。又近傍の郷土史・郷土誌としては、

神戸市史 十二冊	大正十一年	昭和十二年	神戸市役所
山田村郷土誌	大正九年		福原潜次郎
有馬郡誌 二冊	昭和四年		同郡誌編纂会
西灘村誌	大正十五年		西岡安左衛門
御影町誌	昭和十一年		御影町役場
西宮町誌	大正十五年		西宮町教育会
西宮小誌	大正十五年		西宮神社社務所
大社村誌	昭和十一年		同編纂委員会
瓦木村誌	昭和二十七年		同編纂委員会
甲東村	昭和十七年		渡辺久雄
鳴尾村沿革史	昭和五年		田中忠平
尼崎志 三冊	昭和五十年		尼崎市役所

あとがき

われわれ四名が芦屋市史編纂の委嘱を受けたのは昭和廿六年十月のことであつた。市域必ずしも大でない本市の如き限られた地域の沿革を叙することは、一見容易の如く見えるが、史料に基き遺跡・遺物に即して叙述することを本則とする科学的な歴史記述においては、狭小な地域の歴史の変遷を各時代にわたつて万遍なく記述することは却つて容易でないであつて、史料の欠如のために種々な困難を免れ難い。われわれはこの困難を充分予想し、その故に一般行ふところと逆に年表作製より着手することとした。それは史料の探索蒐集によつて掘るべき史料を確認し、これを年次に編して市史の綱要を明かにし、著実に編史を進めたいためであつた。時代の風浪に動搖させられることすくない山村と異り、恐らくわが国で最も時代の進展による変化の激しい本市域、殊に戦災を蒙つて多くの文化財を烏有に帰せしめた今日にあつては、史料の散逸・湮滅は想像以上に甚しく、われわれの意図した史料蒐集は予想以上に困難な仕事であつたが、幸いに各方面の誠意ある協力援助の御蔭で茲に一応所期の目的を達し得たことは喜びに堪えぬところである。編集の経過を略述するに、史料探訪着手に先立ち、昭

和廿六年十二月廿一日、史料の所在等について手がかりを得るために各地区の古老の方々に参集を乞ひ、市史を語る座談会を市公会堂において催した。この日参集せられた方は朝比奈嘉太郎氏・小阪作兵衛氏・猿丸又左衛門氏・杉岡庄蔵氏・助野庄兵衛氏・永井庄太郎氏・矢島末蔵氏であつた。翌廿七年初頭から実際の探訪に着手し、三條町小阪作兵衛氏所蔵文書、同小阪清兵衛氏所蔵文書、同増谷茂兵衛氏所蔵文書、月若町猿丸吉左衛門氏所蔵文書等々につき目録作製を行い、必要な史料については謄写を行つた。又しばしば各地の社寺や古老を訪ねて聞き書を作成した。同時に關係地区の史料探訪にもつとめ、隣村本山村所在のものについては幸い同村史編纂事業進行中であるので委員藤木喜一郎氏や保久良神社猿丸武男氏等の協力を得て史料の閲覧・謄写を行つた。又魚澄委員・武藤委員が理事として参与している市内打出春日町黒川古文化研究所が教育委員会と共催して夏季講演会を開催する企があつたので、これを機会に市史に關する講演会(八月一日・二日)を催し、且つこの機に史料の一部を展覧して市民の関心を惹くこととし、前記探訪史料の他、地誌地図類や關係史料を天理大学図書館、西宮市立図書館、神戸市立図書館をはじめ、西宮市広田神社、同吉井良尚氏、同岡本俊二氏、同高井敬治氏、同藤木喜

一郎氏、神戸市保久良神社、尼崎市大覚寺等より借用展
示した。その委細は「芦屋市史関係史料展観目録」とし
て印刷に附し参観者に配布した。又これらの一部は写真
に撮影して史料として活用し具えるところあつた。一方
周辺地域における主要な歴史事象を「史料綜覧」「大日
本史料」をはじめ広く史書より採録する仕事を有坂委員
・末中委員の担当により行い、こうして年表収載事項が
概ね稿を成したのは昭和廿七年末であつた。爾後委員は
数次の会合を重ねて収載各項目の検討を行い、又印刷体
裁については教育委員会事務局担当者との協議を重ね、廿
七年度末までに発刊出来ることを目標として事をすゝめ
本年二月上旬脱稿を見た。

本年表成立の経過は右の次第であるので、逸漏誤脱の
史実もとより尠くないと思われる。しかしわれわれはこ
の年表を以て市史編集の第一歩としていたのであつて、
これを以て最終のものとは考えていない。大方諸賢の協
力によつて補訂の加えられることをむしろ期待し、それ
によつてよりよい市史の生まれることを期しているので
ある。

本事業着手以来常にわれわれの仕事に同情と理解をも
たれ絶えず激励を与えられた教育委員松木兼一氏をはじめ
委員各位の熱意に対しては一同感激に堪えないところ

である。又三枝教育長、村上文化課長、熊田主事はじめ
事務局関係諸氏の誠意ある協力に対しても茲に感謝の意
を表したい。又本事業のために貴重な贖蔵史料を快く提
供せられ研究上に多大の便益を与えられた史料所有者各
位に対しても深甚の謝意を表する。最後に麗筆を振つて
本書をかざつて下さつた福田眉山画伯や題筆の揮毫を煩
した松木兼一氏の御厚意を深く感謝する次第である。

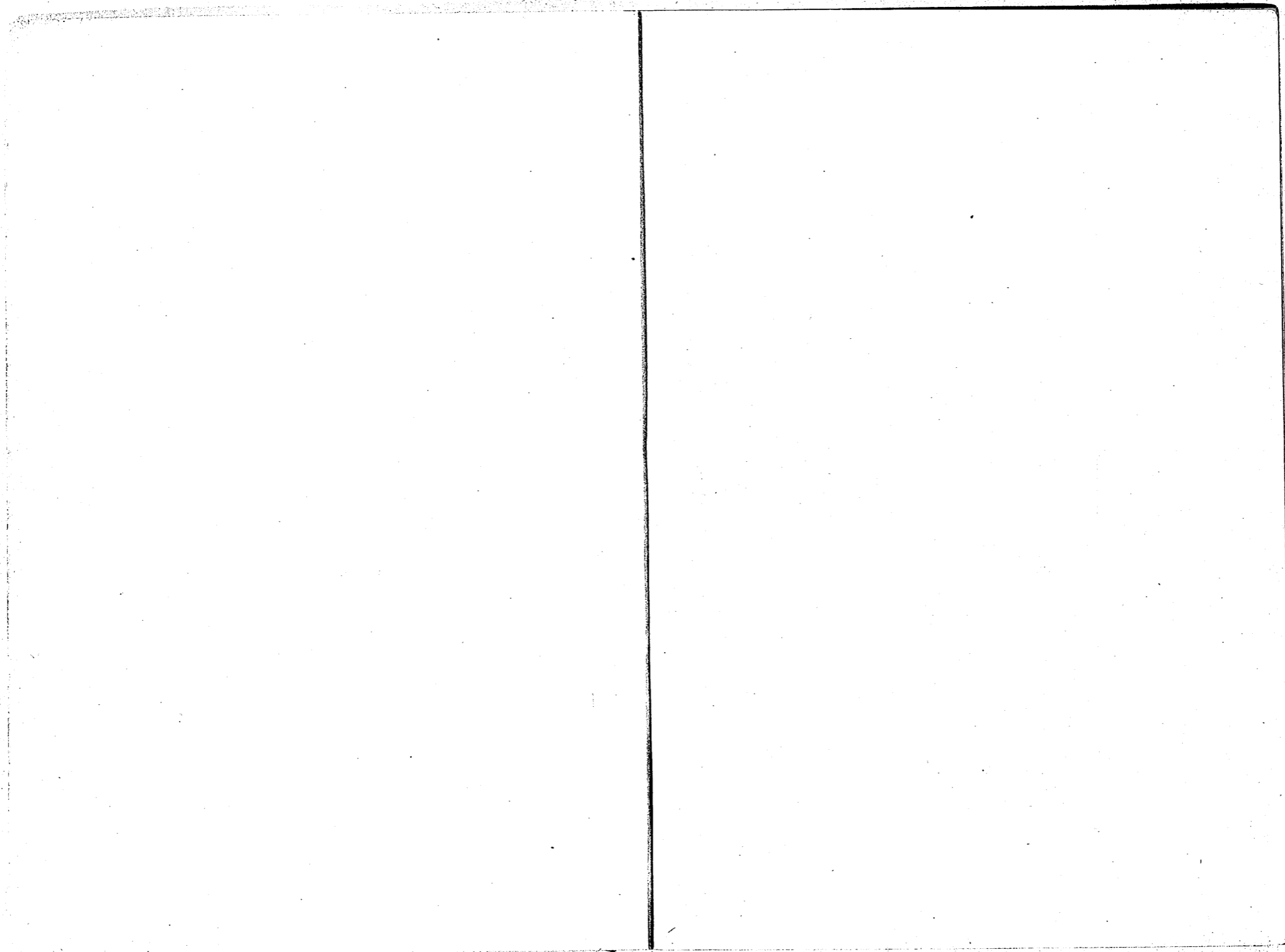
昭和廿八年三月
市史編集委員
魚澄惣五郎
武藤誠
有坂隆道
末中哲夫

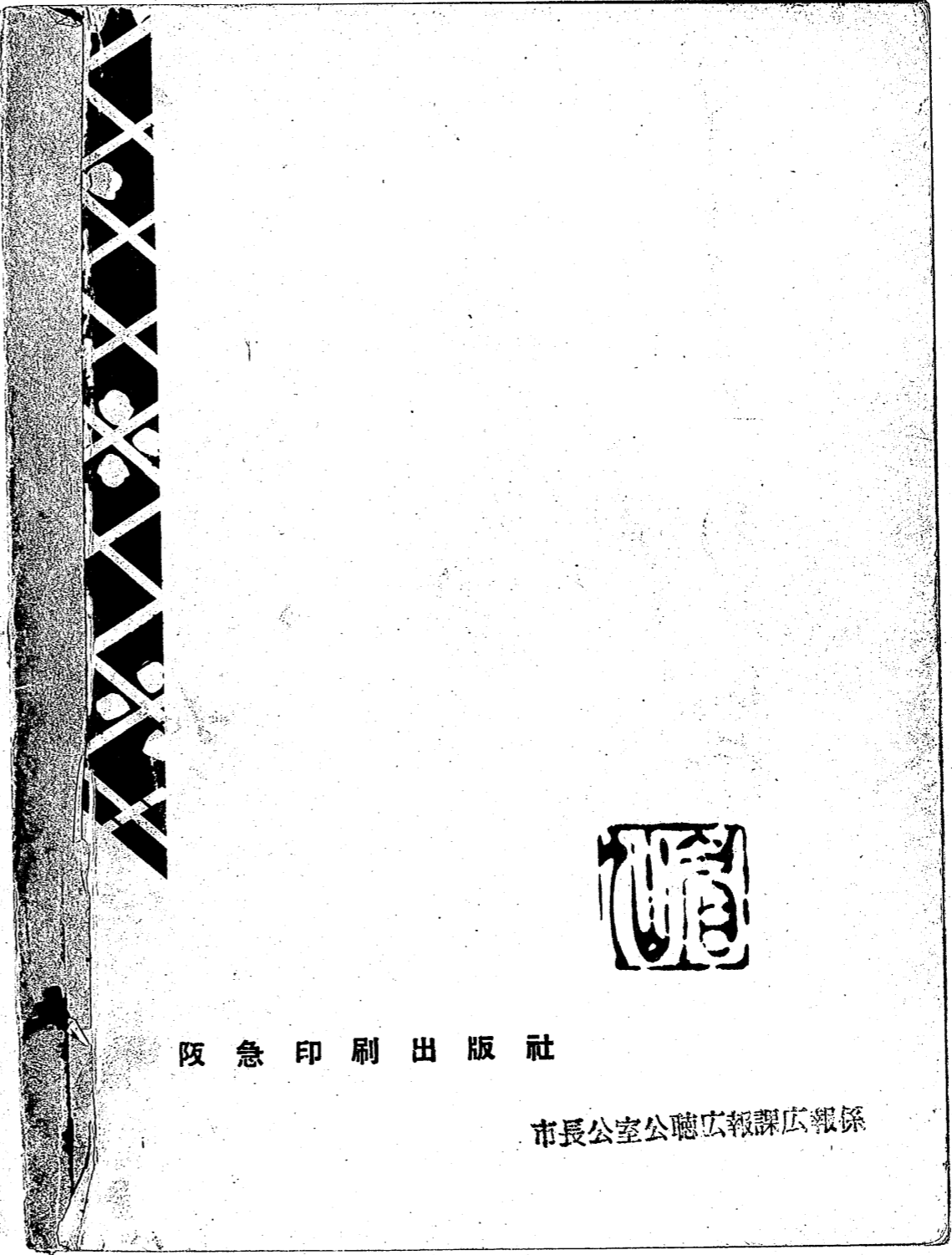
芦屋市史年表

〔非売品〕

昭和二十八年三月二十一日印刷
昭和二十八年三月三十一日発行

編集者 魚澄惣五郎
発行者 三枝秀行
印刷者 平林格
印刷所 阪急印刷出版社
 芦屋市伊勢町二十二番地
発行所 芦屋市教育委員会





阪急印刷出版社

市長公室公聴広報課広報係